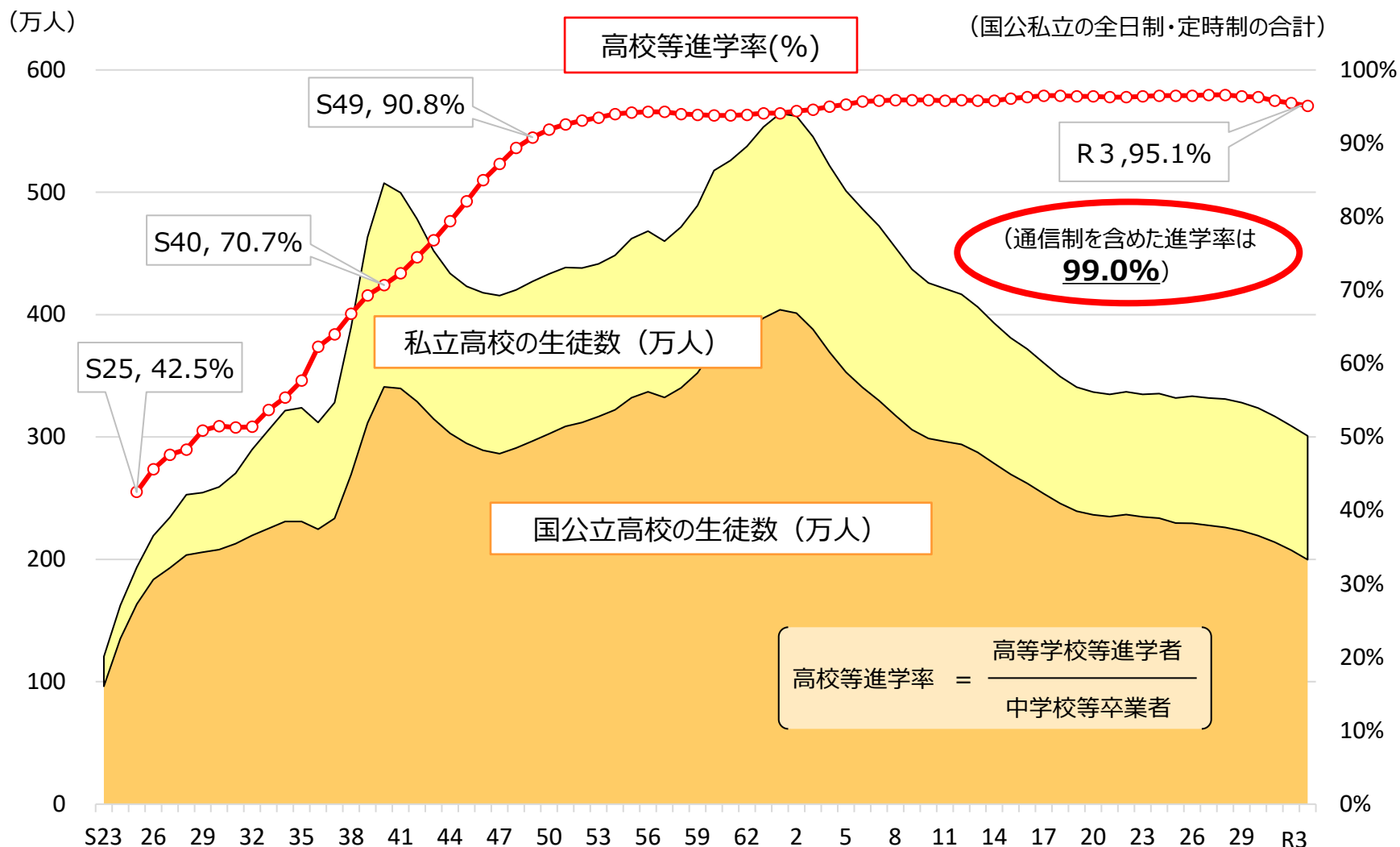


検討を進めるための参考資料

（１）高等学校教育の現状

高等学校等への進学率【推移】

○ 高等学校等への進学率は、令和3年度には99.0%にのぼっている。



※「高等学校等進学者」とは、高等学校・中等教育学校後期課程・特別支援学校高等部の本科・別科及び専攻科へ進んだ者。進学しかつ就職した者を含む。

(出典) 文部科学省「学校基本調査」

高等学校の学校数【令和4年度（速報）】

○ 高等学校の学校数（令和4年度速報）について、全日制高校は4,652校（全体の91.5%）、定時制高校は628校（全体の12.4%）、通信制高校は273校（全体の5.3%）。

（全日制・定時制課程）

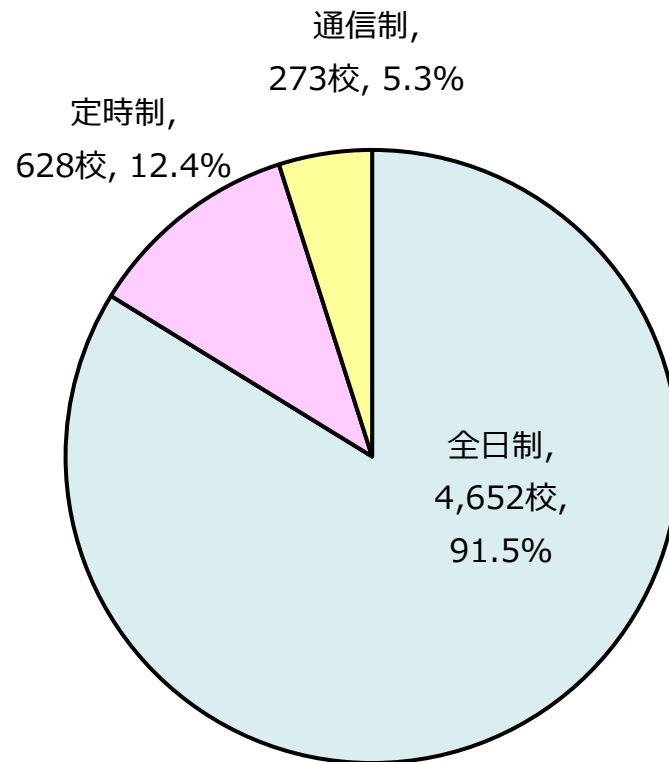
（校）

	国立	公立	私立	総数
全日制	15	2887	1294	4196
定時制	—	168	4	172
全定併設	—	434	22	456
総計	15	3489	1,320	4824

（通信制課程）

（校）

	国立	公立	私立	総数
独立校	—	6	120	126
併置校	—	72	75	147
総計	—	78	195	273

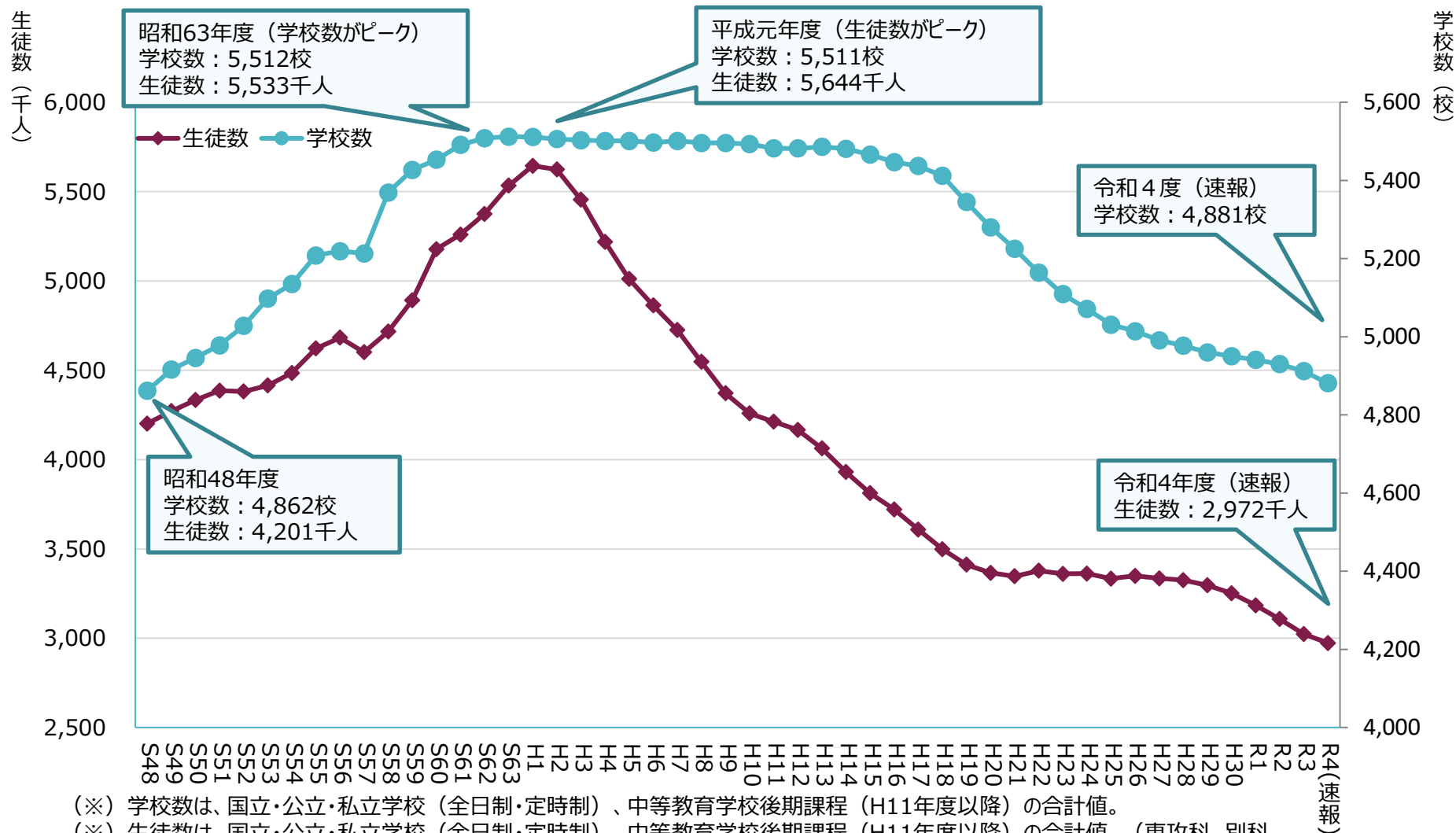


※一つの学校に課程が併置されている場合は、それぞれの課程について、重複して計上。

（出典）文部科学省「学校基本調査」

全日制・定時制 高等学校等の学校数と生徒数の推移

○ 全日制・定時制の高等学校等は、昭和63年度に学校数が最多の5512校、平成元年に生徒数が最多の5644千人に達した。以降、学校数・生徒数ともに減少しており、令和4年度の速報値では、生徒数が初めて300万人を下回っている。



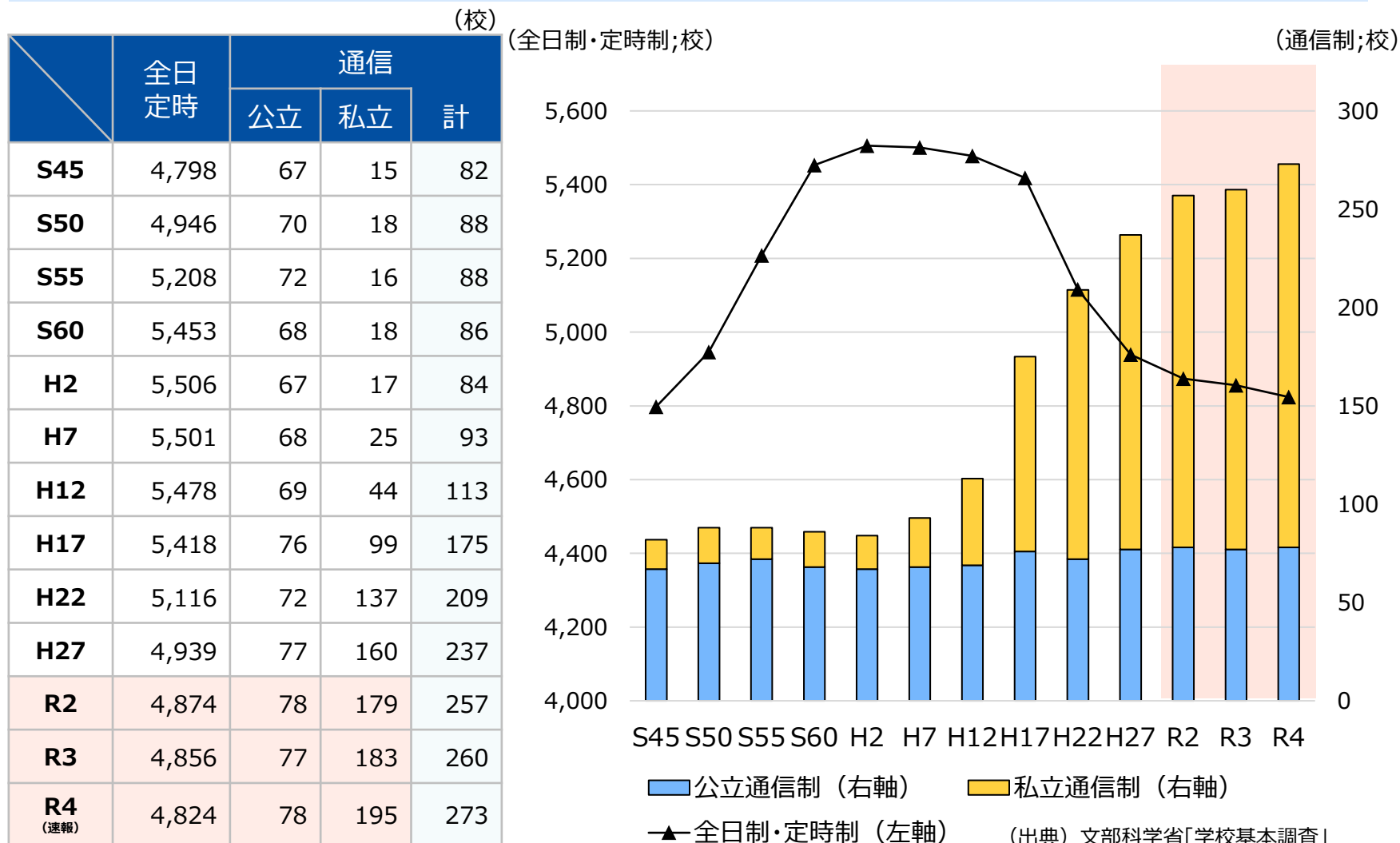
(※) 学校数は、国立・公立・私立学校（全日制・定時制）、中等教育学校後期課程（H11年度以降）の合計値。

(※) 生徒数は、国立・公立・私立学校（全日制・定時制）、中等教育学校後期課程（H11年度以降）の合計値。（専攻科、別科の生徒数を含む。）

(出典) 文部科学省「学校基本調査」

通信制高等学校の学校数（公私別推移）

- 高等学校の学校数の推移について、近年、全日制・定時制課程を置く高等学校の校数は全体として減少傾向にあるが、**通信制課程を置く高等学校の校数は全体として増加傾向**にある。
- 公私別で見れば、公立通信制の校数はわずかに増加している一方で、**私立通信制の校数は大きく増加**している。



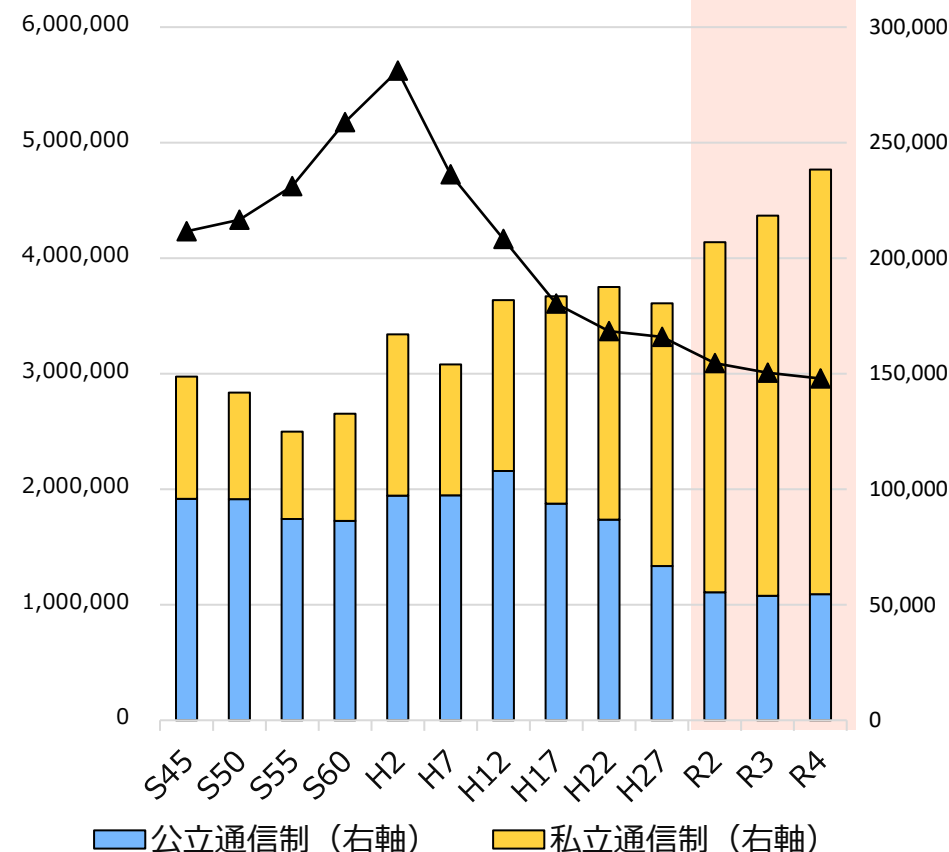
通信制高等学校の生徒数（公私別推移）

- 高等学校の生徒数の推移について、近年、全日制・定時制課程の生徒数は全体として減少傾向にあるが、通信制課程の生徒数は全体として増加傾向にある。
- 公私別で見れば、私立通信制の生徒数が大きく増加している一方で、公立通信制の生徒数は徐々に減少している。
（平成12年からの約20年間で、私立の生徒数は約2.5倍に増加している一方で、公立の生徒は半減）

	全日 定時	通信		(人) 計
		公立	私立	
S45	4,231,542	95,848	52,900	148,748
S50	4,333,079	95,674	46,125	141,799
S55	4,621,930	87,104	37,766	124,870
S60	5,177,681	86,282	46,362	132,644
H2	5,623,336	97,271	69,715	166,986
H7	4,724,945	97,330	56,653	153,983
H12	4,165,434	107,854	74,023	181,877
H17	3,605,242	93,770	89,748	183,518
H22	3,368,693	86,843	100,695	187,538
H27	3,319,114	66,702	113,691	180,393
R2	3,092,064	55,427	151,521	206,948
R3	3,008,172	53,880	164,509	218,389
R4 (速報)	2,956,909	54,621	183,693	238,314

(全日制・定時制；人)

(通信制；人)



(※ 1) 全日制・定時制課程の生徒数には、専攻科・別科に属する生徒数を含む。

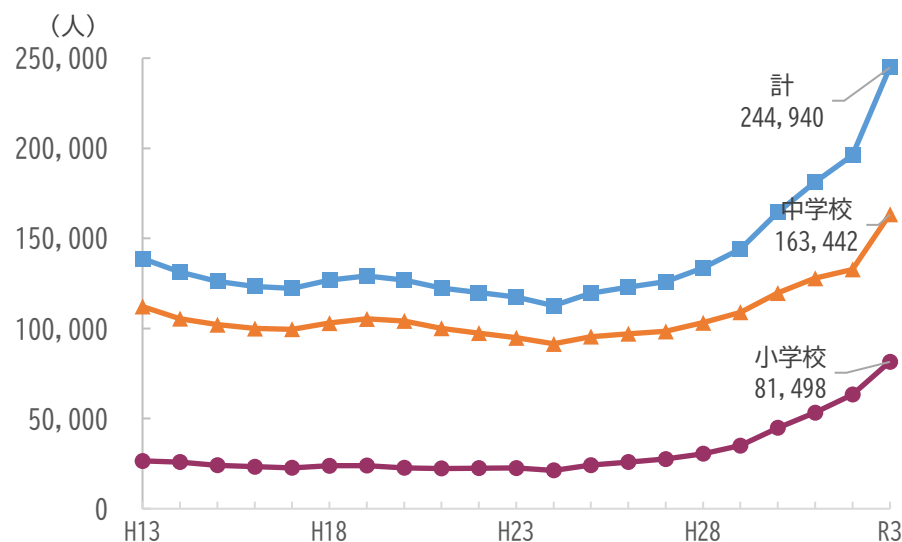
(※ 2) 通信制課程の生徒数には、他からの併修者の数は含まれていない。

(出典) 文部科学省「学校基本調査」

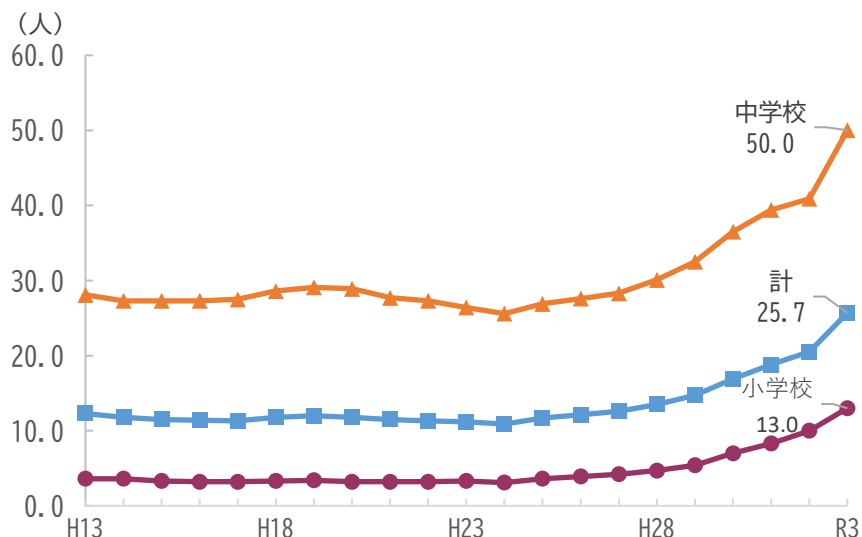
小・中学校における不登校の状況について

- 小・中学校における長期欠席者のうち、**不登校児童生徒数は244,940人**（前年度196,127人）であり、**児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数は25.7人**（前年度20.5人）。
- 不登校児童生徒数は9年連続で増加し、過去最多となっている。

不登校児童生徒数の推移



不登校児童生徒数の推移 (1,000人当たり不登校児童生徒数)



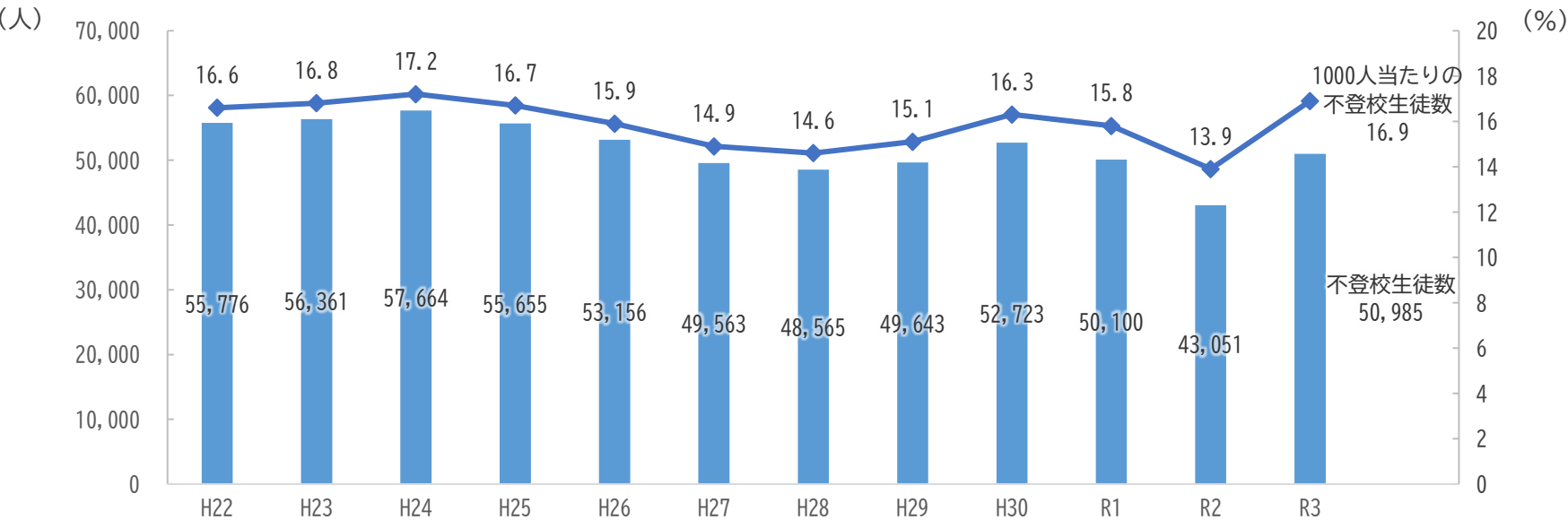
不登校児童生徒数(上段)と1,000人当たりの不登校児童生徒数(下段)

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
小学校	26,511	25,869	24,077	23,318	22,709	23,825	23,927	22,652	22,327	22,463	22,622	21,243	24,175	25,864	27,583	30,448	35,032	44,841	53,350	63,350	81,498
	3.6	3.6	3.3	3.2	3.2	3.3	3.4	3.2	3.2	3.2	3.3	3.1	3.6	3.9	4.2	4.7	5.4	7.0	8.3	10.0	13.0
中学校	112,211	105,383	102,149	100,040	99,578	103,069	105,328	104,153	100,105	97,428	94,836	91,446	95,442	97,033	98,408	103,235	108,999	119,687	127,922	132,777	163,442
	28.1	27.3	27.3	27.3	27.5	28.6	29.1	28.9	27.7	27.3	26.4	25.6	26.9	27.6	28.3	30.1	32.5	36.5	39.4	40.9	50.0
計	138,722	131,252	126,226	123,358	122,287	126,894	129,255	126,805	122,432	119,891	117,458	112,689	119,617	122,897	125,991	133,683	144,031	164,528	181,272	196,127	244,940
	12.3	11.8	11.5	11.4	11.3	11.8	12.0	11.8	11.5	11.3	11.2	10.9	11.7	12.1	12.6	13.5	14.7	16.9	18.8	20.5	25.7

高等学校における不登校の状況について

○ 高等学校における不登校生徒数は50,985人（前年度43,051人）であり、1,000人当たりの不登校生徒数は、16.9人（前年度13.9人）である。

不登校生徒数の推移



○ 90日以上欠席した者は、不登校生徒数の17.6%である。

区分	欠席日数30～89日の者		欠席日数90日以上で出席日数11日以上の方		欠席日数90日以上で出席日数1～10日の者		欠席日数90日以上で出席日数0日の者		不登校児童生徒数
国公立立計	42,037	82.4%	7,150	14.0%	1,186	2.3%	612	1.2%	50,985

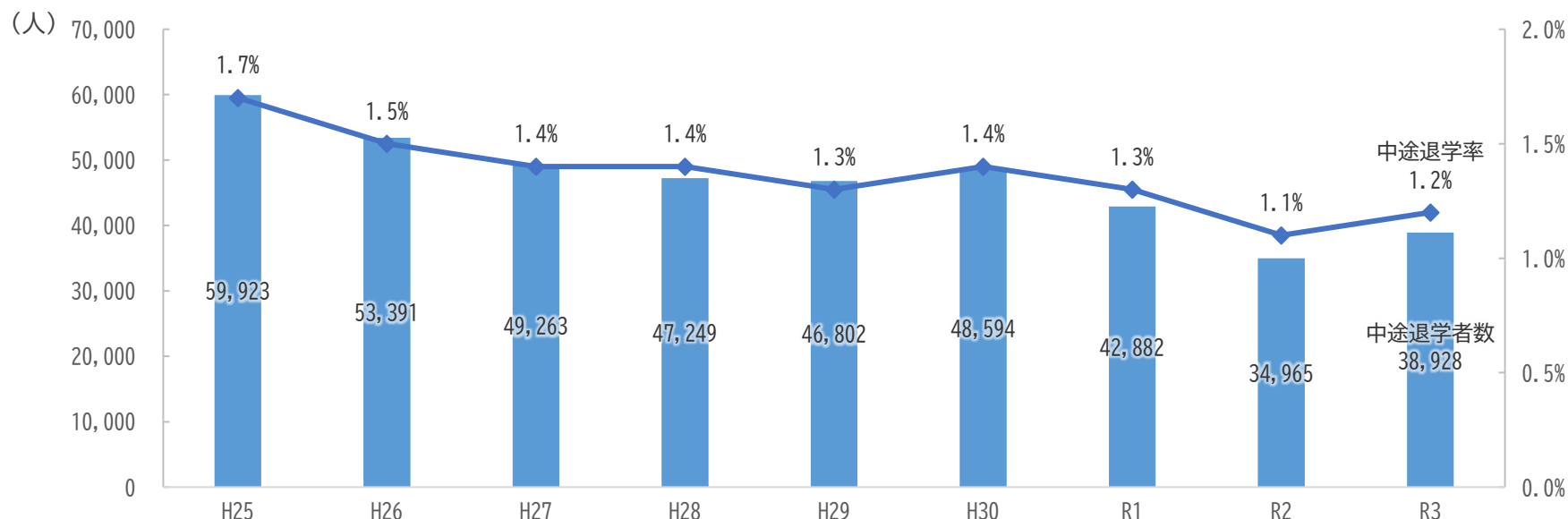
	国公立立計	不登校生徒数に対する割合
不登校生徒のうち中途退学に至った者	8,940	17.5%
不登校生徒のうち原級留置になった者	3,006	5.9%

※ 出席日数については、学校に登校した日数であり、例えば自宅においてICT等を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとした場合など、出席扱いとした日数は含まない。

高等学校における中途退学の状況について

○ 高等学校における中途退学者数は38,928人（前年度34,965人）であり、中途退学者の割合は1.2%（前年度1.1%）である。

高等学校における中途退学者数及び中途退学率の推移



事由別中途退学者数

※中途退学率は、在籍者数に占める中途退学者数の割合。

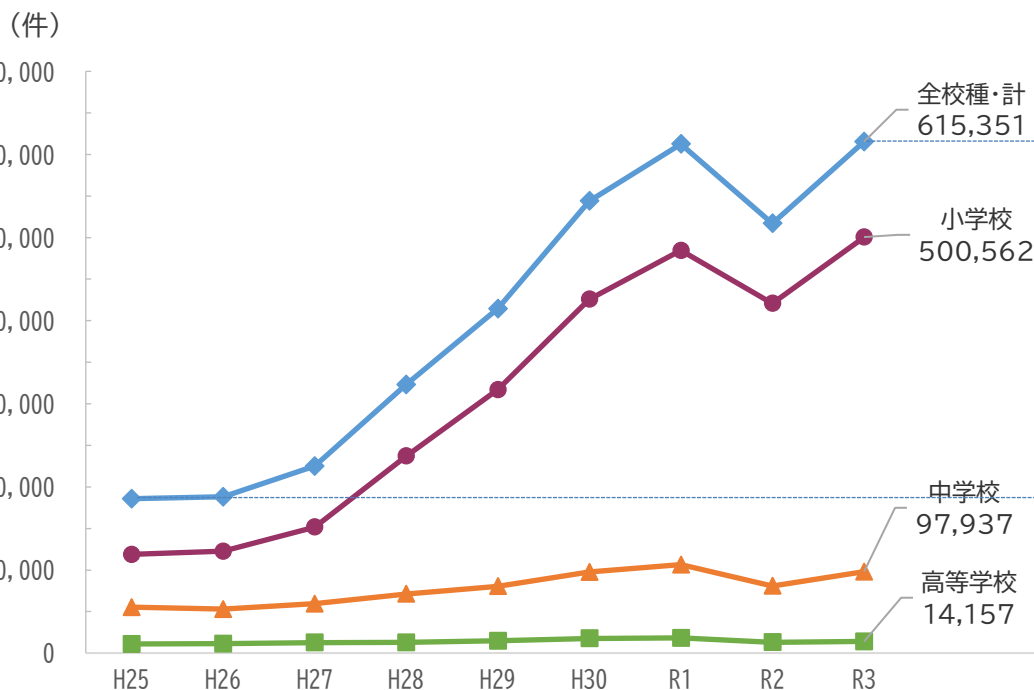
	学業不振	学校生活・学業不適応	進路変更	病気・けが・死亡	経済的理由	家庭の事情	問題行動等	その他
R 1	2,905 6.8%	15,678 36.6%	15,237 35.5%	2,009 4.7%	782 1.8%	1,800 4.2%	1,614 3.8%	2,857 6.7%
R 2	2,029 5.8%	10,662 30.5%	15,087 43.1%	1,650 4.7%	509 1.5%	1,402 4.0%	991 2.8%	2,635 7.5%
R 3	2,560 6.6%	11,855 30.5%	17,219 44.2%	1,919 4.9%	532 1.4%	1,478 3.8%	954 2.5%	2,411 6.2%

※中途退学者1人につき、主たる理由を一つ選択したもの。

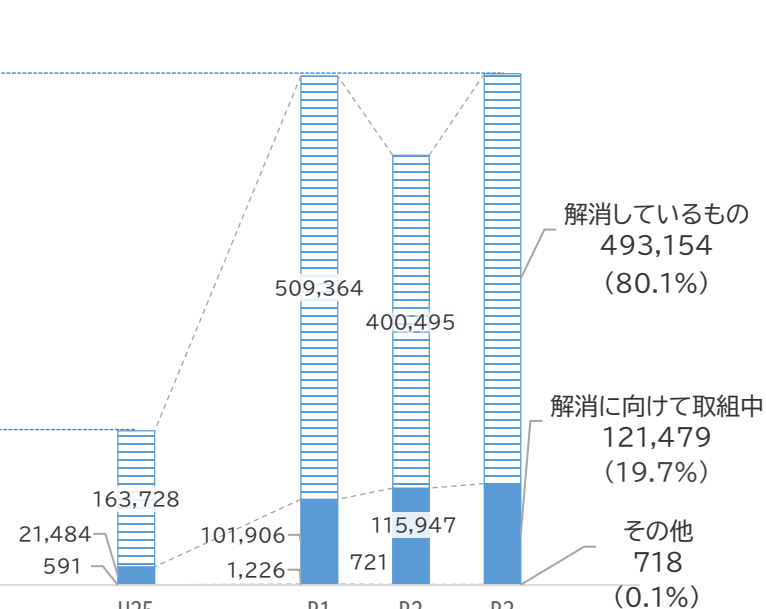
※上段：人数
下段：中途退学者に対する割合

いじめの状況について

いじめの認知件数の推移



いじめの解消状況の推移(各年度末時点)



年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
小学校	118,748 17.8	122,734 18.6	151,692 23.2	237,256 36.5	317,121 49.1	425,844 66.0	484,545 75.8	420,897 66.5	500,562 79.9
中学校	55,248 15.6	52,971 15.0	59,502 17.1	71,309 20.8	80,424 24.0	97,704 29.8	106,524 32.8	80,877 24.9	97,937 30.0
高等学校	11,039 3.1	11,404 3.2	12,664 3.6	12,874 3.7	14,789 4.3	17,709 5.2	18,352 5.4	13,126 4.0	14,157 4.4
特別支援学校	768 5.9	963 7.3	1,274 9.4	1,704 12.4	2,044 14.5	2,676 19.0	3,075 21.7	2,263 15.9	2,695 18.4
計	185,803 13.4	188,072 13.7	225,132 16.5	323,143 23.8	414,378 30.9	543,933 40.9	612,496 46.5	517,163 39.7	615,351 47.7

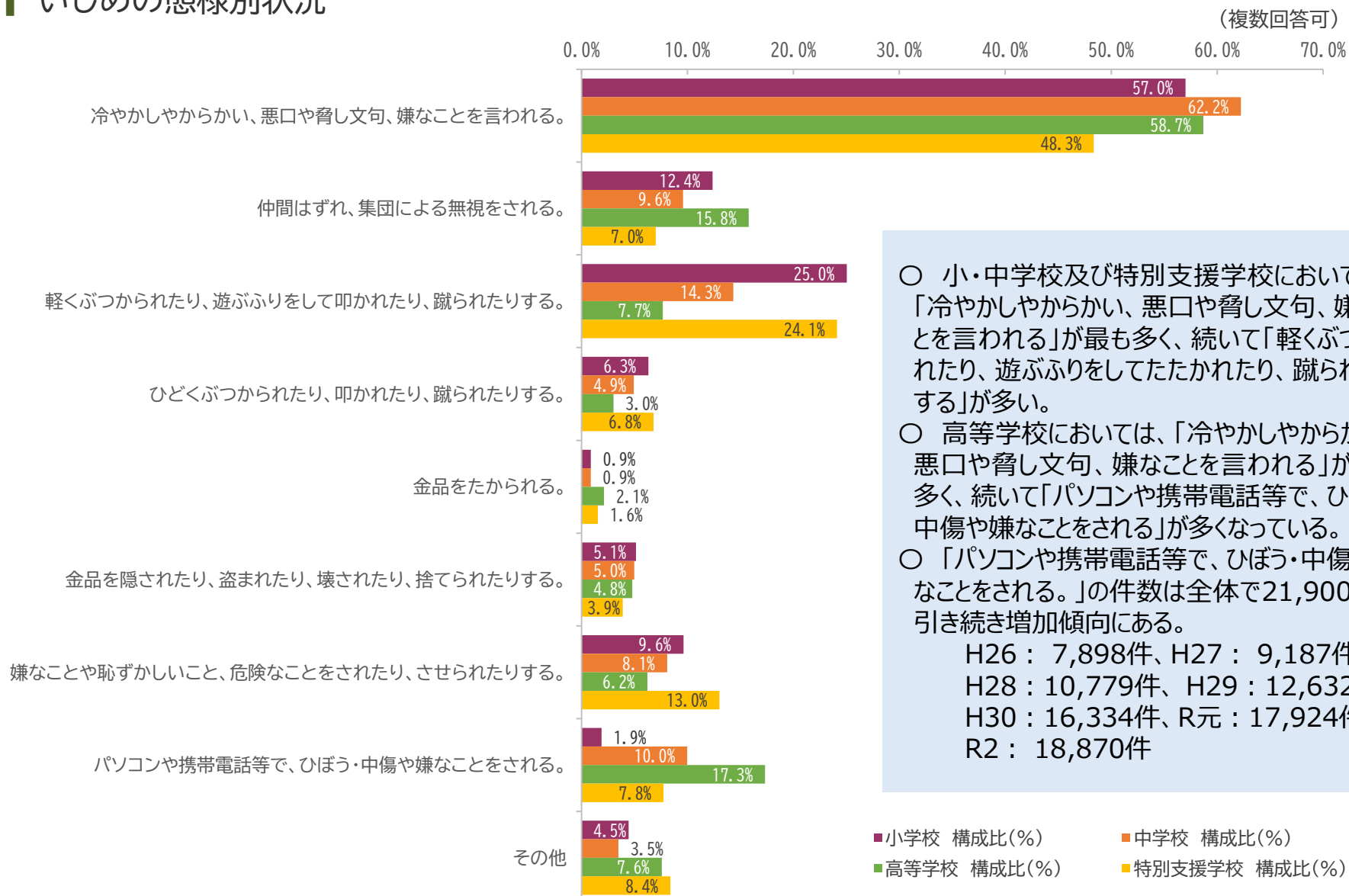
- 小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は615,351件（前年度517,163件）であり、前年度に比べ98,188件（19.0%）増加している。
- 児童生徒1,000人当たりの認知件数は47.7件（前年度39.7件）である。
- 年度末時点でのいじめの状況について、解消しているものは493,154件（80.1%）であった。

※ 上段は認知件数、下段は1,000人当たりの認知件数

(出典) 令和3年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について

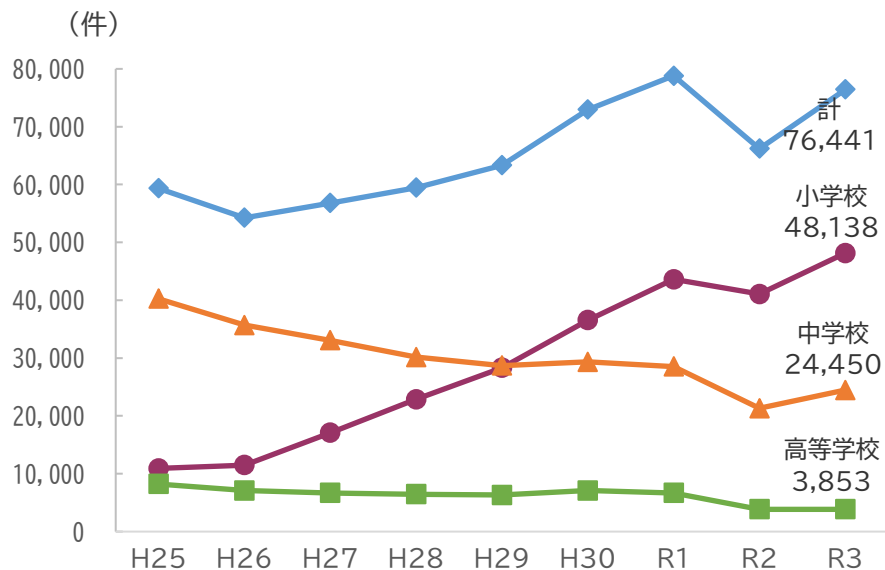
いじめの態様別状況について

いじめの態様別状況

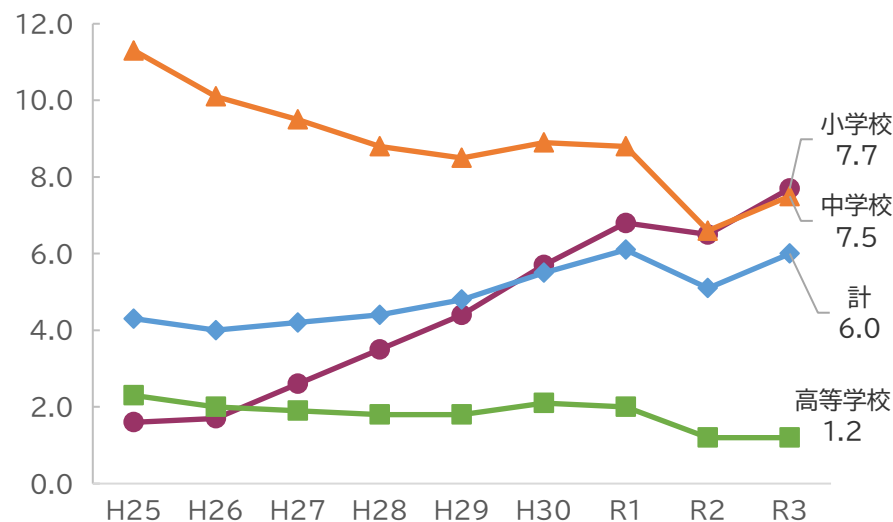


暴力行為の状況について

暴力行為発生件数の推移



1,000人当たりの暴力行為発生件数



年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
小学校	10,896	11,472	17,078	22,841	28,315	36,536	43,614	41,056	48,138
	1.6	1.7	2.6	3.5	4.4	5.7	6.8	6.5	7.7
中学校	40,246	35,683	33,073	30,148	28,702	29,320	28,518	21,293	24,450
	11.3	10.1	9.5	8.8	8.5	8.9	8.8	6.6	7.5
高等学校	8,203	7,091	6,655	6,455	6,308	7,084	6,655	3,852	3,853
	2.3	2.0	1.9	1.8	1.8	2.1	2.0	1.2	1.2
計	59,345	54,246	56,806	59,444	63,325	72,940	78,787	66,201	76,441
	4.3	4.0	4.2	4.4	4.8	5.5	6.1	5.1	6.0

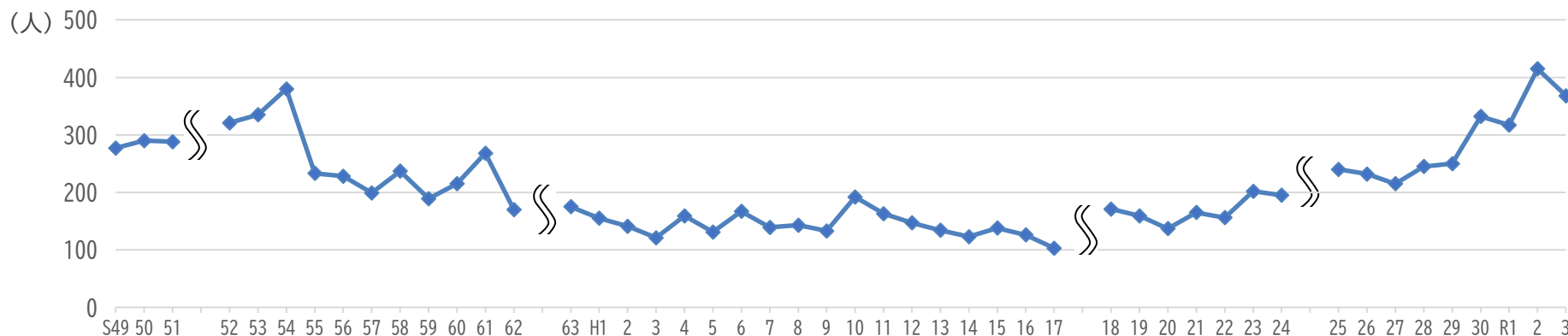
※ 上段は発生件数、下段は1,000人当たりの発生件数。

- 小・中・高等学校における暴力行為の発生件数は76,441件（前年度66,201件）であり、前年度から10,240件（15.5%）増加している。
- 児童生徒1,000人当たりの発生件数は6.0件（前年度5.1件）である。

本調査においては、「当該暴力行為によってけががあるかないかといったことや、けがによる病院の診断書、被害者による警察への被害届の有無などにかかわらず」、暴力行為に該当するものをすべて対象とすることとしている。

自殺の状況について

○ 小・中・高等学校から報告のあった自殺した児童生徒数は368人（前年度415人）である。



	小学校	中学校	高等学校	合計
R元年度	4	91	222	317
R2年度	7	103	305	415
R3年度	8	109	251	368

※ 昭和51年までは公立中・高等学校を調査。昭和52年からは公立小学校、平成18年度からは国私立学校、平成25年度からは高等学校通信制課程も調査。
 ※ 昭和49年から62年までは年間の数、昭和63年以降は年度間の数である。
 ※ 学校が把握し、計上したもの。

自殺した児童生徒が置かれていた状況（複数回答可）

	小学校	中学校	高等学校	合計
家庭不和	1	15	30	46
父母等の叱責	1	17	20	38
精神障害	0	10	24	34
進路問題	0	9	21	30
えん世	0	10	16	26
友人関係（いじめを除く）	0	9	15	24
学業等不振	0	9	12	21
恋愛問題	0	4	16	20
病弱等による悲観	0	0	8	8
いじめの問題	0	4	2	6
教職員との関係での悩み	0	1	1	2
不明	7	69	137	213
その他	0	4	15	19

（人）

令和3年度の警察庁の統計数値との比較

（人）

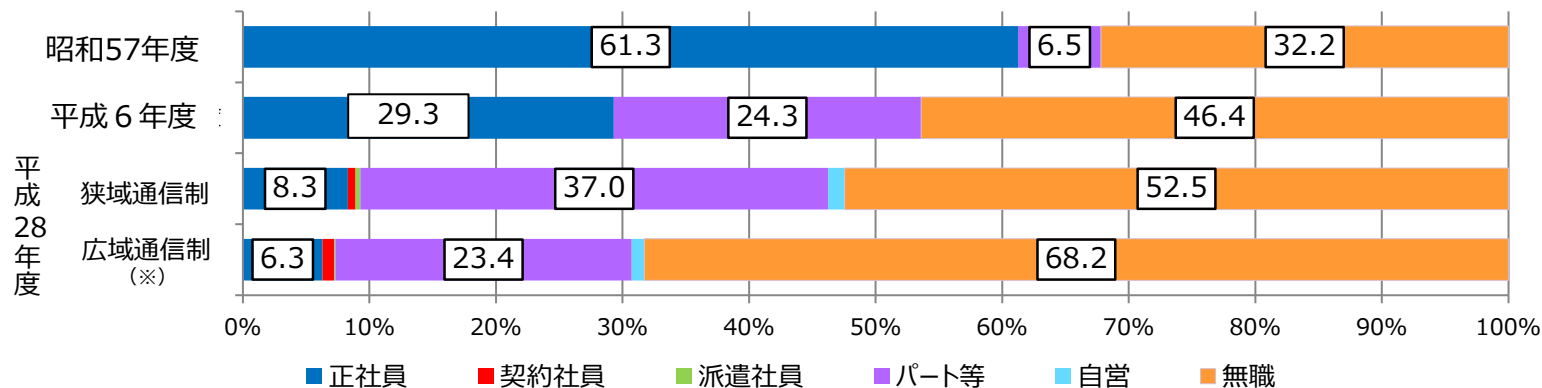
	警察庁調査	文科省調査	差
小学校	8	8	0
中学校	135	109	26
高等学校	311	251	60
合 計	454	368	86

※警察庁調査、文部科学省調査とも年度間の自殺者数。
 ※警察庁調査における、令和4年1月～3月までの数値は暫定値である。

通信制高校に在籍する生徒の就業状況及び実態等

- 通信制高校の在籍生徒に占める就業者の割合が減少する一方で、小・中学校及び前籍校において不登校経験を有する生徒の割合が最も多く、生徒の実態が変容している状況にある。

通信制高校に在籍する生徒の就業状況の変化



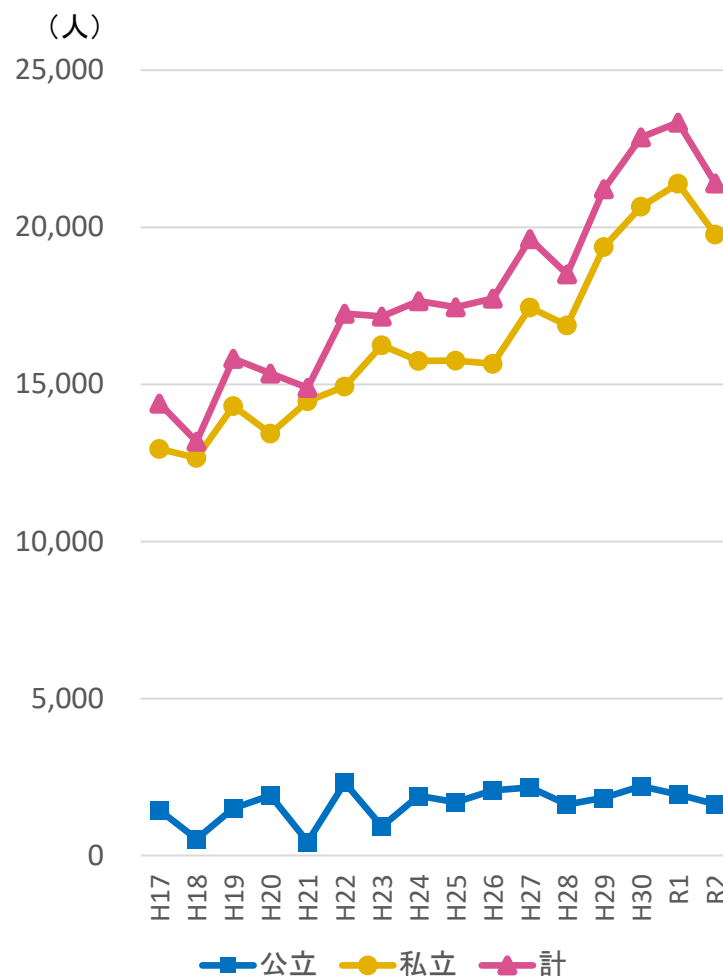
通信制高校に在籍する生徒の実態等

	狭域通信制	広域通信制(※)
小・中学校及び前籍校における不登校経験がある生徒	48.9%	66.7%
外国とつながりがある(外国籍・日本語を母語としない)生徒	2.8%	2.4%
ひとり親家庭の生徒	26.9%	18.7%
非行経験(刑法犯罪等)を有する生徒	2.1%	4.1%
特別な支援を必要とする生徒	11.8%	3.0%
心療内科等に通院歴のある生徒	11.0%	4.8%

通信制課程の年度途中入学者数（公私別推移）

- 通信制課程の年度途中入学者数は、公立は概ね横ばいで推移しているものの、私立は増加傾向にある。
- 公私別で見れば、年度間入学者のうち年度途中入学者が占める割合は、私立通信制の方が公立通信制よりも高い状況が続いており、令和2年度間では、公立通信制が12.6%、私立通信制が29.5%となっている。

	公立		私立		計	
	実数 (人)	割合 (%)	実数 (人)	割合 (%)	実数 (人)	割合 (%)
H17	1444	7.5%	12951	32.6%	14395	24.4%
H18	527	3.0%	12657	32.1%	13184	23.1%
H19	1510	8.2%	14309	35.2%	15819	26.8%
H20	1914	9.8%	13439	33.2%	15353	25.6%
H21	433	2.4%	14460	34.9%	14893	25.1%
H22	2318	11.8%	14934	33.7%	17252	27.0%
H23	926	5.4%	16242	35.5%	17168	27.3%
H24	1902	11.4%	15752	32.7%	17654	27.2%
H25	1700	10.7%	15757	33.0%	17457	27.5%
H26	2081	14.4%	15652	31.7%	17733	27.8%
H27	2172	15.7%	17453	33.7%	19625	29.9%
H28	1634	13.0%	16877	31.6%	18511	28.1%
H29	1841	14.4%	19378	33.4%	21219	30.0%
H30	2207	16.7%	20658	34.2%	22865	31.0%
R1	1946	13.8%	21393	32.1%	23339	28.9%
R2	1640	12.6%	19771	29.5%	21401	26.7%



（※ 1）年度途中入学者数とは、その年度の5月2日から3月31日までに入学を決定した者の数を示す。なお、転学者・転籍者はその数に含む。

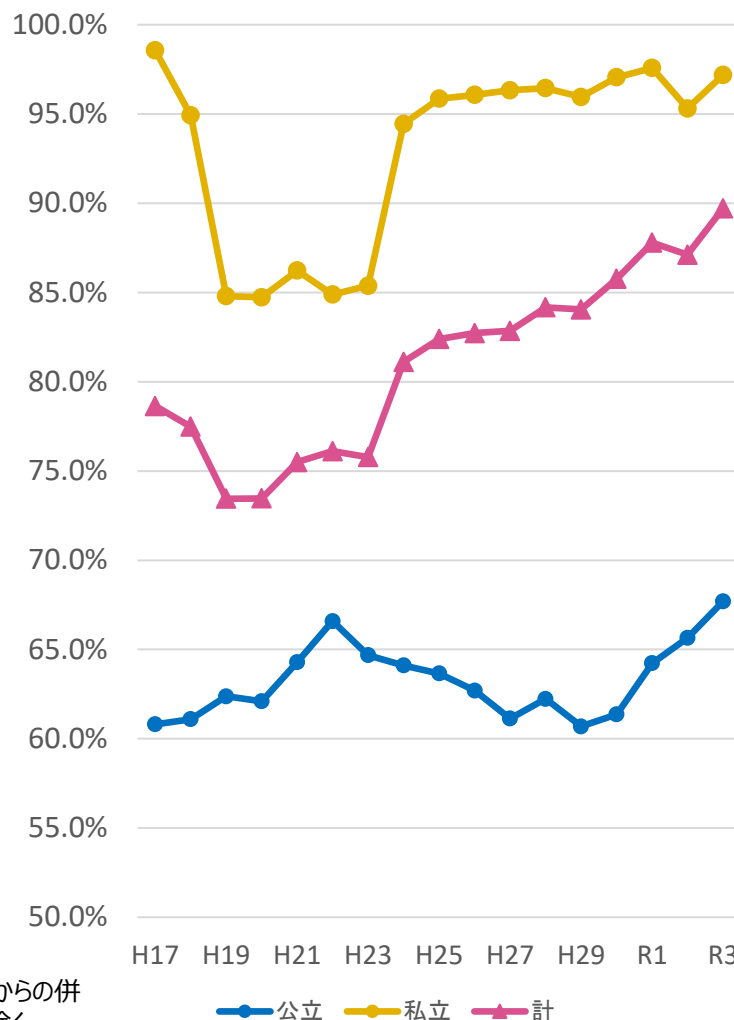
（※ 2）表中の「割合」は、年度間入学者数のうち年度途中入学者数が占める割合をいう。

（出典）文部科学省「学校基本調査」

通信制課程の履修者割合（公私別推移）

○ 全体の生徒のうち履修者が占める割合は、私立通信制の方が公立通信制よりも高い状況が続いており、令和3年5月1日現在では、公立通信制が67.7%、私立通信制が97.2%となっている。

	公立		私立		計	
	実数 (人)	割合 (%)	実数 (人)	割合 (%)	実数 (人)	割合 (%)
H17	61,022	60.8%	88,550	98.6%	149,572	78.6%
H18	59,334	61.1%	86,662	94.9%	145,996	77.5%
H19	59,412	62.4%	78,673	84.8%	138,085	73.4%
H20	58,542	62.1%	80,529	84.7%	139,071	73.5%
H21	60,401	64.3%	84,618	86.2%	145,019	75.5%
H22	61,850	66.6%	85,573	84.9%	147,423	76.1%
H23	58,229	64.7%	88,788	85.4%	147,017	75.8%
H24	54,853	64.1%	103,072	94.5%	157,925	81.1%
H25	50,639	63.7%	106,069	95.9%	156,708	82.4%
H26	47,121	62.7%	108,222	96.1%	155,343	82.7%
H27	43,165	61.1%	109,584	96.3%	152,749	82.9%
H28	41,189	62.2%	114,106	96.5%	155,295	84.2%
H29	37,992	60.7%	117,854	96.0%	155,846	84.1%
H30	36,750	61.4%	125,455	97.1%	162,205	85.8%
R1	37,702	64.2%	137,926	97.6%	175,628	87.8%
R2	37,978	65.6%	144,450	95.3%	182,428	87.1%
R3	37,795	67.7%	159,898	97.2%	197,693	89.7%



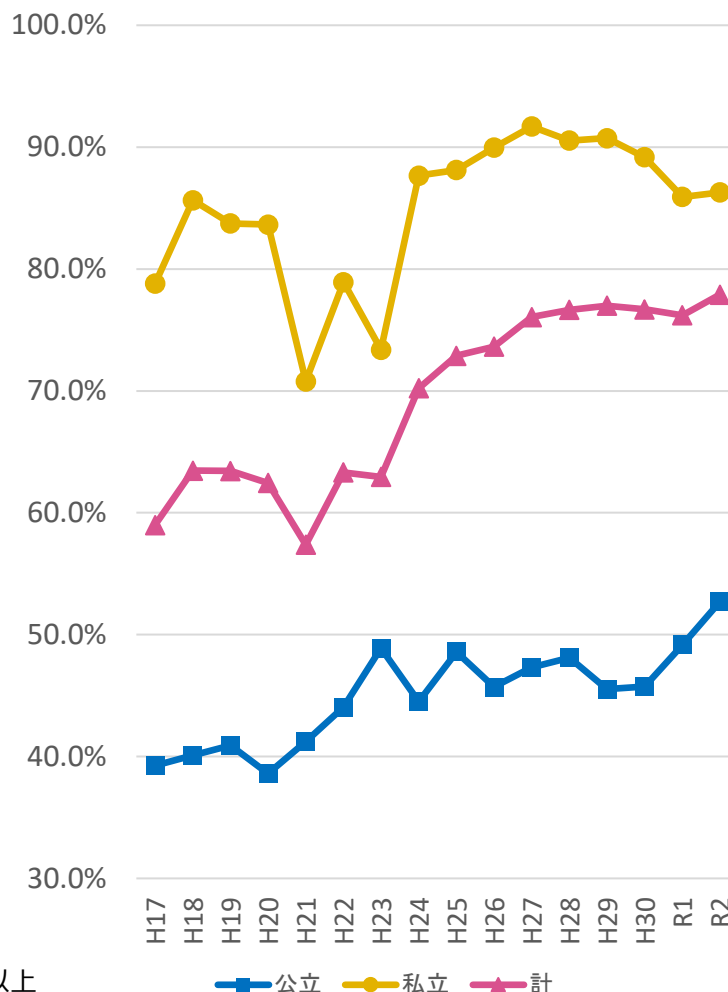
(※ 1) 履修者数とは、その年度の5月1日時点における、自校の通信制課程の生徒に他からの併修者を加えた数のうち、実際に1科目以上履修している生徒の数を示す。科目履修生は除く。
 (※ 2) 表中の「割合」は、自校の通信制課程の生徒に他からの併修者を加えた数のうち履修者数が占める割合を示す。

(出典) 文部科学省「学校基本調査」

通信制課程の単位修得者割合（公私別推移）

- 全体の生徒のうち単位修得者が占める割合は、私立通信制の方が公立通信制よりも高い状況が続いており、令和2年度間では、公立通信制が52.7%、私立通信制が86.3%となっている。

	公立		私立		計	
	実数 (人)	割合 (%)	実数 (人)	割合 (%)	実数 (人)	割合 (%)
H17	37,709	39.2%	75,467	78.8%	113,176	59.0%
H18	36,818	40.1%	82,737	85.6%	119,555	63.5%
H19	37,128	40.9%	84,301	83.7%	121,429	63.4%
H20	35,232	38.6%	85,844	83.6%	121,076	62.4%
H21	36,605	41.2%	75,656	70.8%	112,261	57.4%
H22	39,305	44.1%	86,868	78.9%	126,173	63.3%
H23	41,579	48.9%	83,977	73.4%	125,556	62.9%
H24	35,724	44.5%	103,743	87.7%	139,467	70.2%
H25	36,466	48.6%	105,436	88.1%	141,902	72.9%
H26	32,481	45.7%	109,321	90.0%	141,802	73.6%
H27	31,820	47.3%	113,384	91.7%	145,204	76.1%
H28	29,960	48.1%	115,960	90.5%	145,920	76.7%
H29	26,929	45.5%	122,849	90.7%	149,778	77.0%
H30	26,271	45.7%	126,958	89.2%	153,229	76.7%
R1	27,384	49.2%	133,267	85.9%	160,651	76.2%
R2	29,067	52.7%	142,756	86.3%	171,823	77.9%



（※ 1）単位修得者数は、その年度の4月1日から3月31日までに自校の通信教育で1科目以上の単位を修得した者の数を示す。なお、他からの併修者でも単位を修得した者はその数に含む。

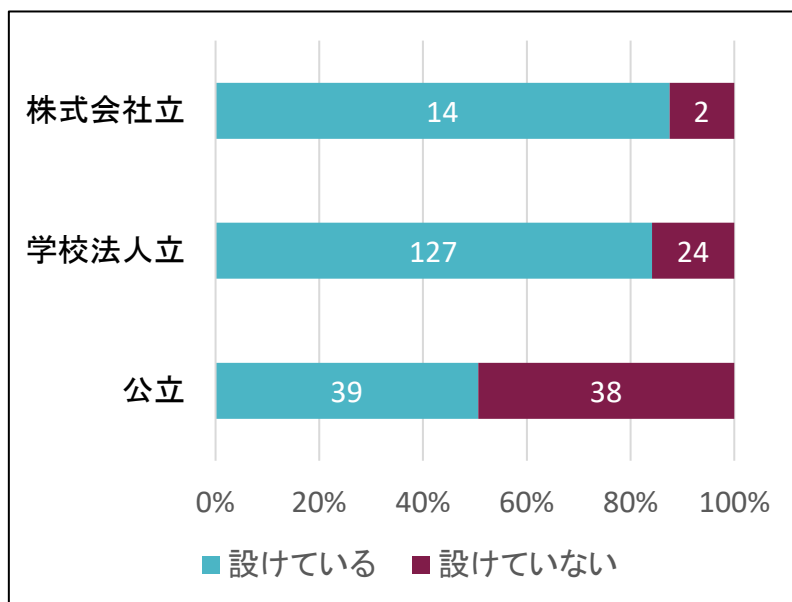
（※ 2）表中の「割合」は、その年度の5月1日時点における自校の通信制課程の生徒及び他からの併修者の数に年度途中入学者数を加えて年度間退学者数を減じた数のうち、その年度の単位修得者数が占める割合を示す。

（出典）文部科学省「学校基本調査」

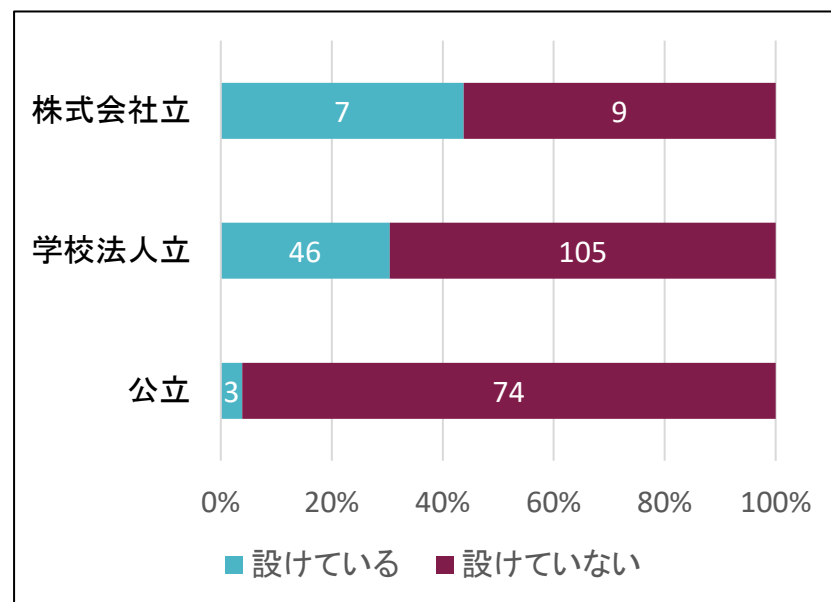
「通学コース」の設置状況

- 通信制高等学校における正規の教育課程は、①添削指導、②面接指導（スクーリング）、③試験で構成されており、このほかに④多様なメディアを利用した指導を実施した場合は、面接指導の一部の免除が認められている。
- 一方、通信制高校では、日常的に学校等に通学して学ぶ生徒も増えており、いわゆる「通学コース」を設ける学校が多く存在。生徒は日常的に学校等に通学し、学習活動の支援や生活面での支援等を受けている。
- 通信制高等学校のいわゆる「通学コース」（週1日以上通学して学習するコース）については、大きく、①「自校通学コース」（主として当該高等学校の校舎又は設置者が設置する施設において、高等学校の教職員が中心に指導を行うもの）と、②「提携通学コース」（提携する教育施設（いわゆるサポート校）が運営する通学コースであって、当該高等学校のホームページやパンフレット等において生徒が利用可能な通学コースとして紹介され、当該高等学校との連携の下に提供されるもの）に分類。

①自校通学コースの設置状況（平成29年度時点）



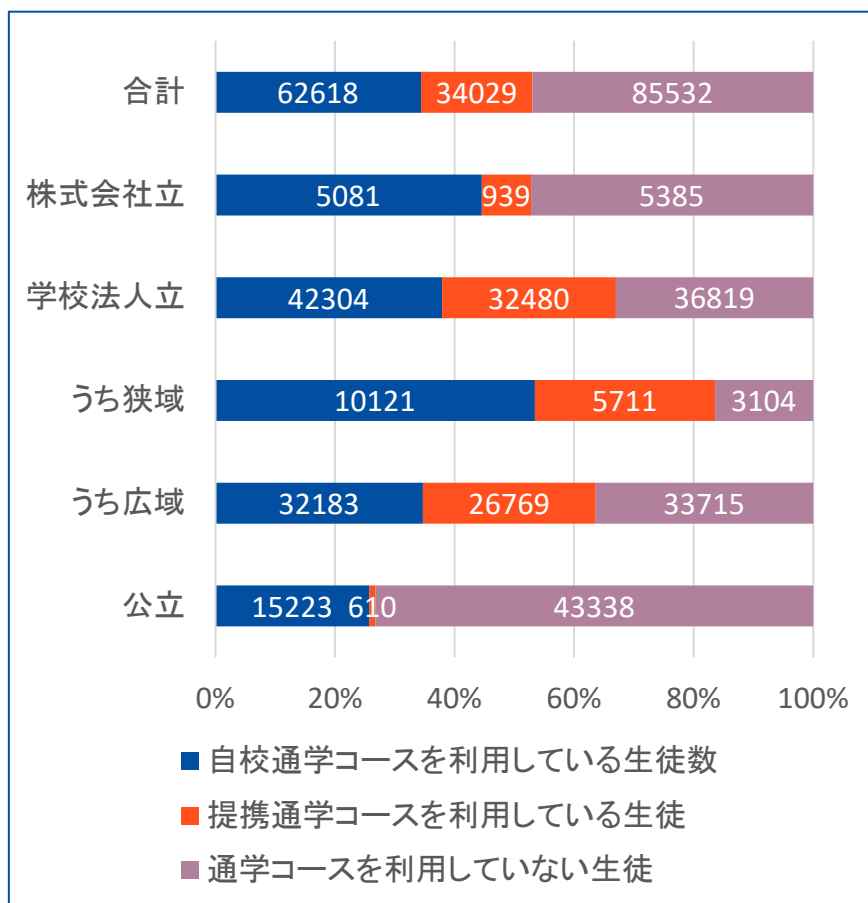
②提携通学コースの設置状況（平成29年度時点）



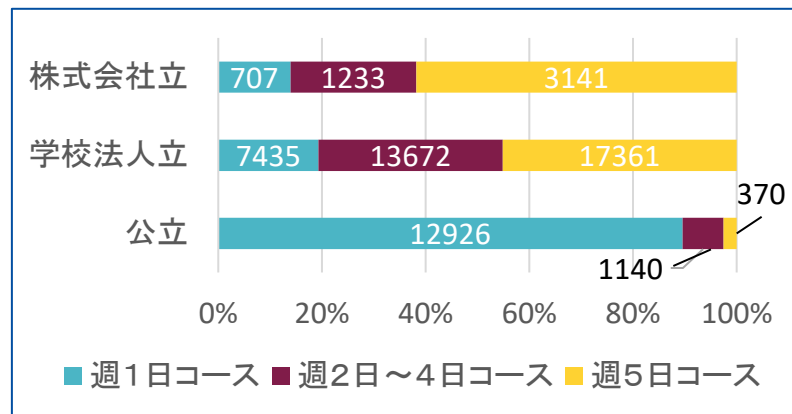
「通学コース」を利用している生徒の状況

- 通信制高校の生徒のうち、半数以上の生徒が何らかの通学型コースを利用している状況（公立は4分の1程度の生徒の利用にとどまっているのに対し、学校法人立は7割近い生徒、株式会社立は半数強の生徒が利用）
- 学校法人立・株式会社立の学校における提携通学コースの場合、約7割の生徒が週5日の登校コースを利用

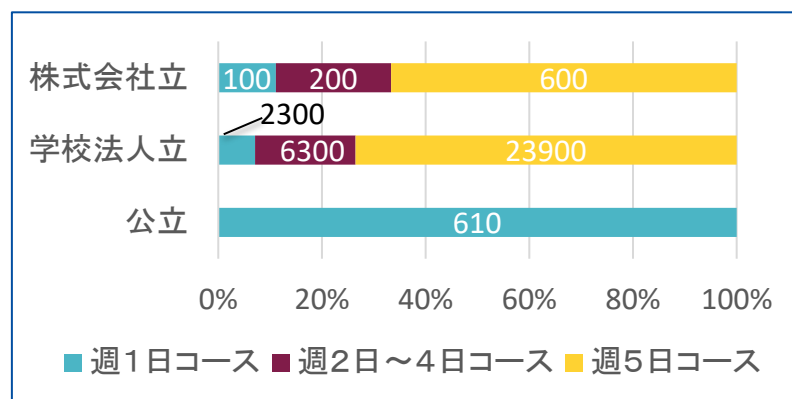
①通学コースを利用している生徒の状況（平成29年度時点）



②通学コース（自校通学）の利用日数（平成29年度時点）



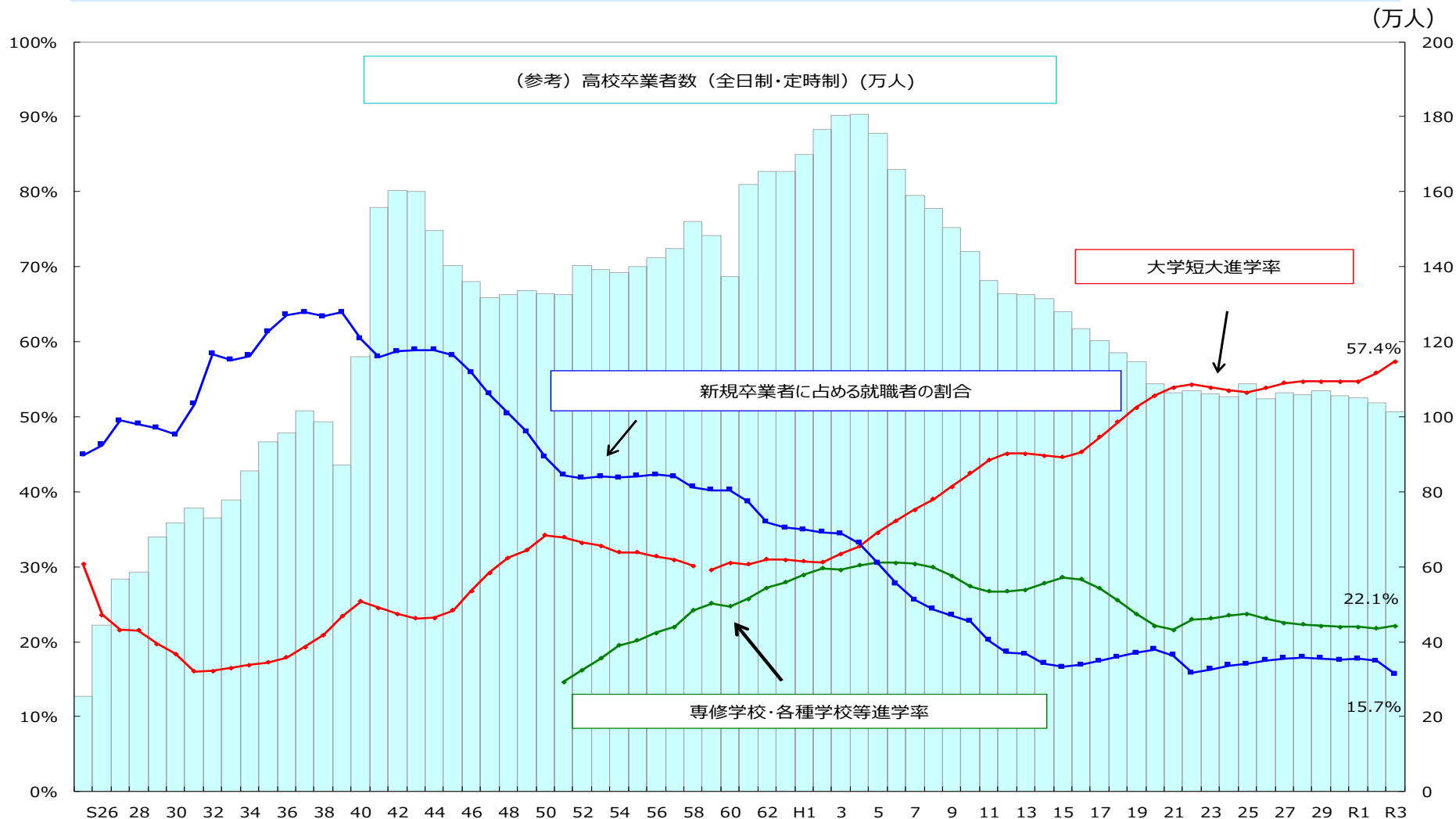
③通学コース（提携コース）の利用日数（平成29年度時点）



（出典）高等学校通信教育に関する調査結果（平成29年7月 文部科学省初等中等教育局）
※本調査の生徒数については、推計値による回答も可能として調査を実施

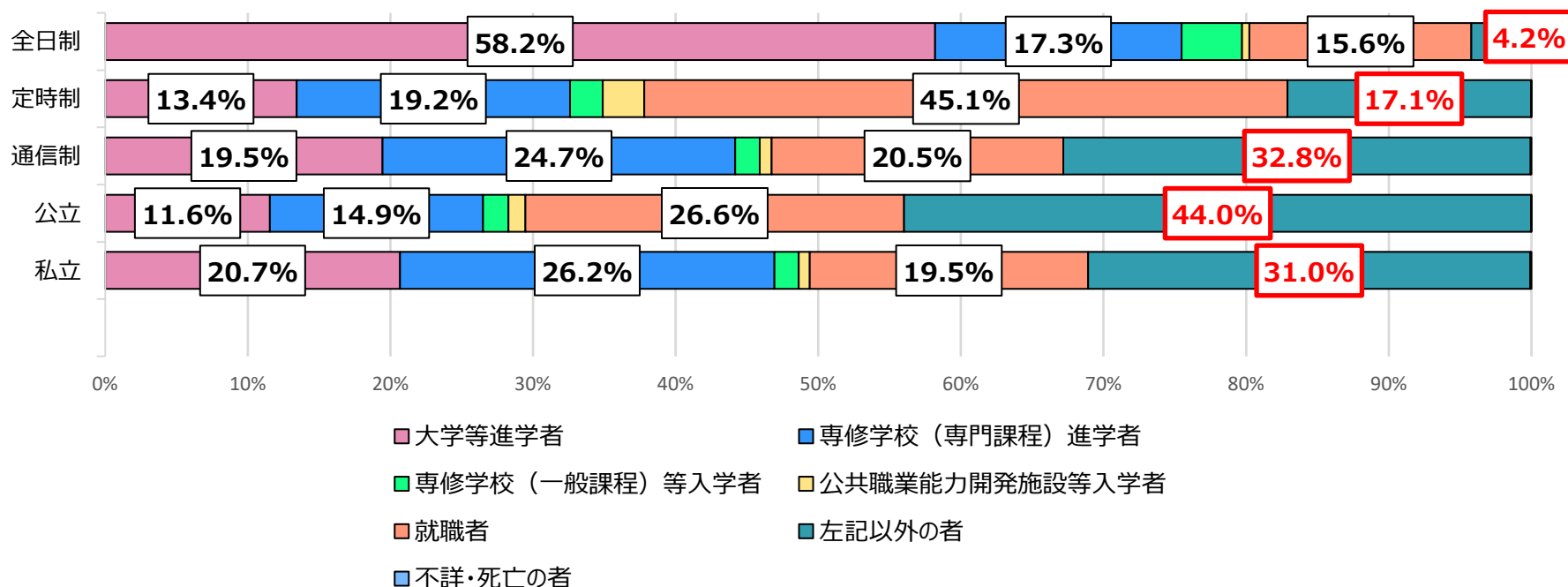
高校生の卒業後の進路状況（推移）

○ 令和3年度時点で、大学・短大進学者率は57.4%、新卒者に占める就職者の割合は15.7%。



高等学校（課程別）の卒業後の状況（令和２年度間）

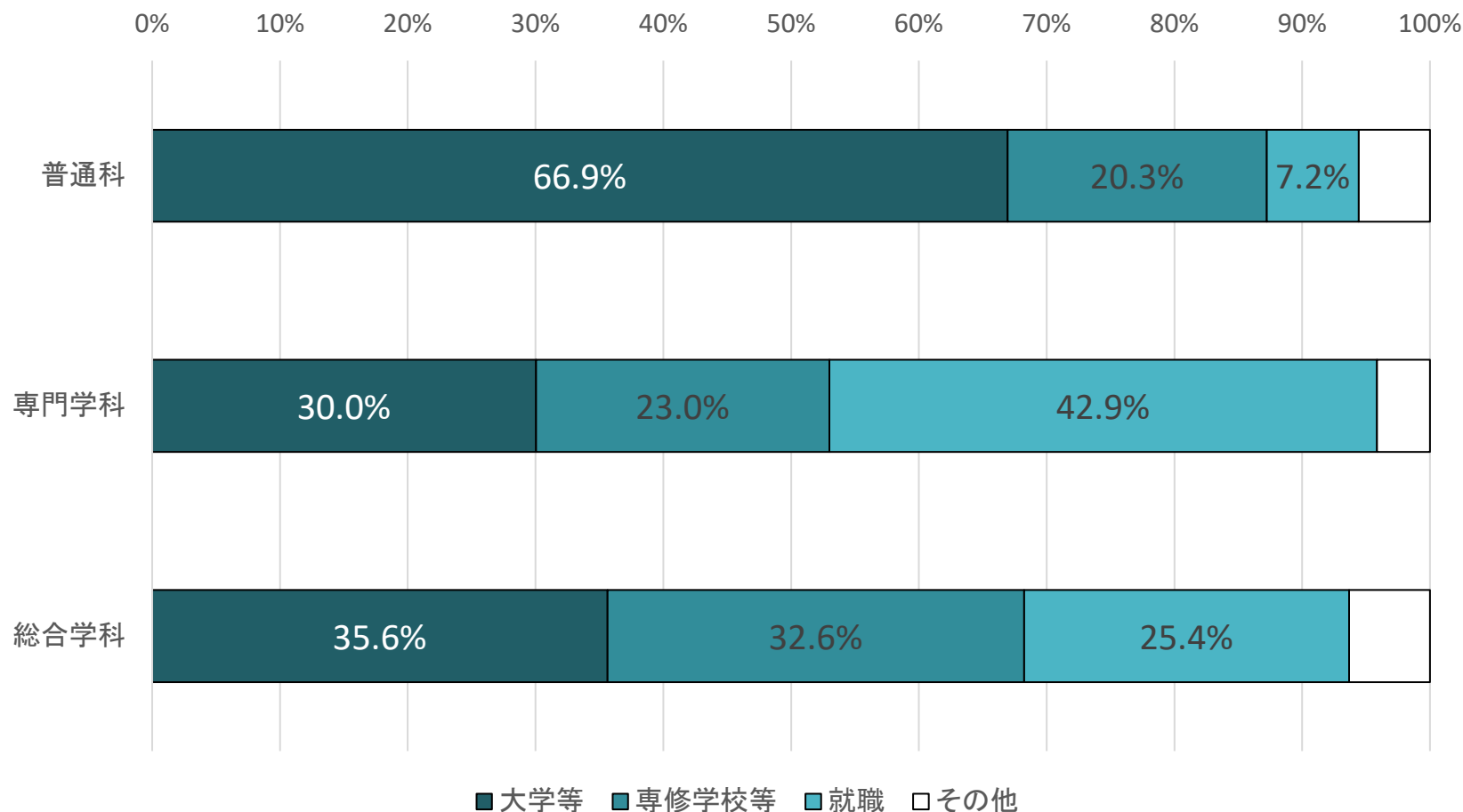
○ 高等学校の卒業後の状況について、令和３年５月１日現在、令和２年度間に卒業した者のうち、全日制課程では大学等進学者が58.2%、定時制課程では就職者が45.1%で最多にある一方で、通信制課程では進路未決定者等が32.8%で最多を占めている。



- (※ 1) 大学等進学者とは、大学（学部）、短期大学（本科）、大学・短期大学の通信教育部（正規の課程）及び放送大学（全科履修生）、大学・短期大学（別科）、高等学校（専攻科）及び特別支援学校高等部（専攻科）へ進学した者及び進学しかつ就職した者を示す。
- (※ 2) 専修学校（専門課程）進学者とは、専修学校の専門課程（高等学校卒業程度を入学資格とする課程で通常、専門学校と称する。）へ進学した者及び進学しかつ就職した者を示す。
- (※ 3) 専修学校（一般課程）等入学者とは、専修学校の一般課程及び高等課程又は各種学校（予備校等）に入学した者及び入学しかつ就職した者を示す。なお、各種学校への進学者は、正式な認可を受けている学校に進学した者に限る。
- (※ 4) 公共職業能力開発施設等入学者とは、公共職業能力開発施設等（看護師学校養成所、海技大学校及び水産大学校など学校教育法以外の法令に基づいて設置された教育訓練機関含む）に入学した者及び入学しかつ就職した者を示す。
- (※ 5) 就職者とは、上記の※ 1～4 以外で就職した者の数を示す。なお、就職とは給料、賃金、報酬その他経常的な収入を得る仕事に就くことをいう。
- (※ 6) 左記以外の者とは、家事手伝いをしている者、外国の学校に入学した者、上記の※ 1～5 に該当しない者で進路が未定であることが明らかな者を示す。
- (※ 7) 不詳・死亡の者とは、卒業者のうち、上記の※ 1～6 のいずれかに該当するか不明の者、その年の５月１日までに死亡した者を示す。

高等学校（学科別）の卒業後の状況（令和2年度間）

- 普通科の卒業後の進路は、大学等への進学が66.9%で最多。
- 専門学科の卒業後の進路は、就職が42.9%で最多。
- 総合学科の卒業後の進路は、大学等、専修学校、就職が約3割とほぼ同数。



※大学等…大学等進学者

※専修学校等…専修学（専門課程）進学者、専修学校（一般課程）入学者、公共職業能力開発施設等入学者

※就職…正規の職員等（正規の職員等でない者を除く）

高等学校の学校数（学科別） [令和3年度]

（校）

		国立 (全日制)	公立				私立				合計				割合
			全日制	定時制	全定併設		全日制	定時制	全定併設		全日制	定時制	全定併設		
普通		11	2,006	169	253	2,428	1,254	3	15	1,272	3,271	172	268	3,711	56.1%
専門教育を主とする学科	農業		279	11	8	298	3			3	282	11	8	301	4.6%
	工業	1	333	14	91	438	85		2	87	419	14	93	526	8.0%
	商業		389	28	38	455	139	3	2	144	528	31	40	599	9.1%
	水産		41			41				-	41			41	0.6%
	家庭		161	10		171	96	3		99	257	13		270	4.1%
	看護		30			30	63	2	1	66	93	2	1	96	1.5%
	情報		21	1		22	5			5	26	1		27	0.4%
	福祉		59			59	37			37	96			96	1.5%
	その他(※)	1	441	2	1	444	118			118	560	2	1	563	8.5%
総合学科		2	315	32	8	355	22	2		24	339	34	8	381	5.8%

※「その他」の学科は、専門教育を主とする学科のうち「農業」～「福祉」に関する学科以外の学科（理数、体育、音楽、美術、外国語、国際関係など）の合計

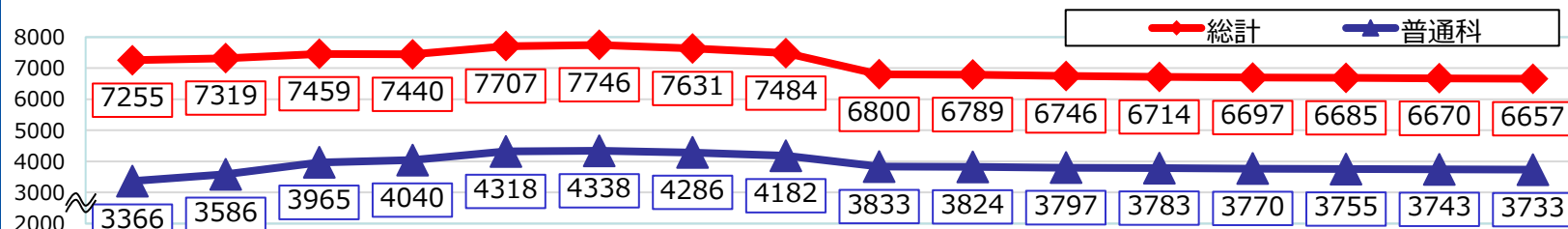
※一つの学校が2つ以上の学科を持つ場合は、それぞれの学科について、重複して計上。

（出典）文部科学省「学校基本統計」

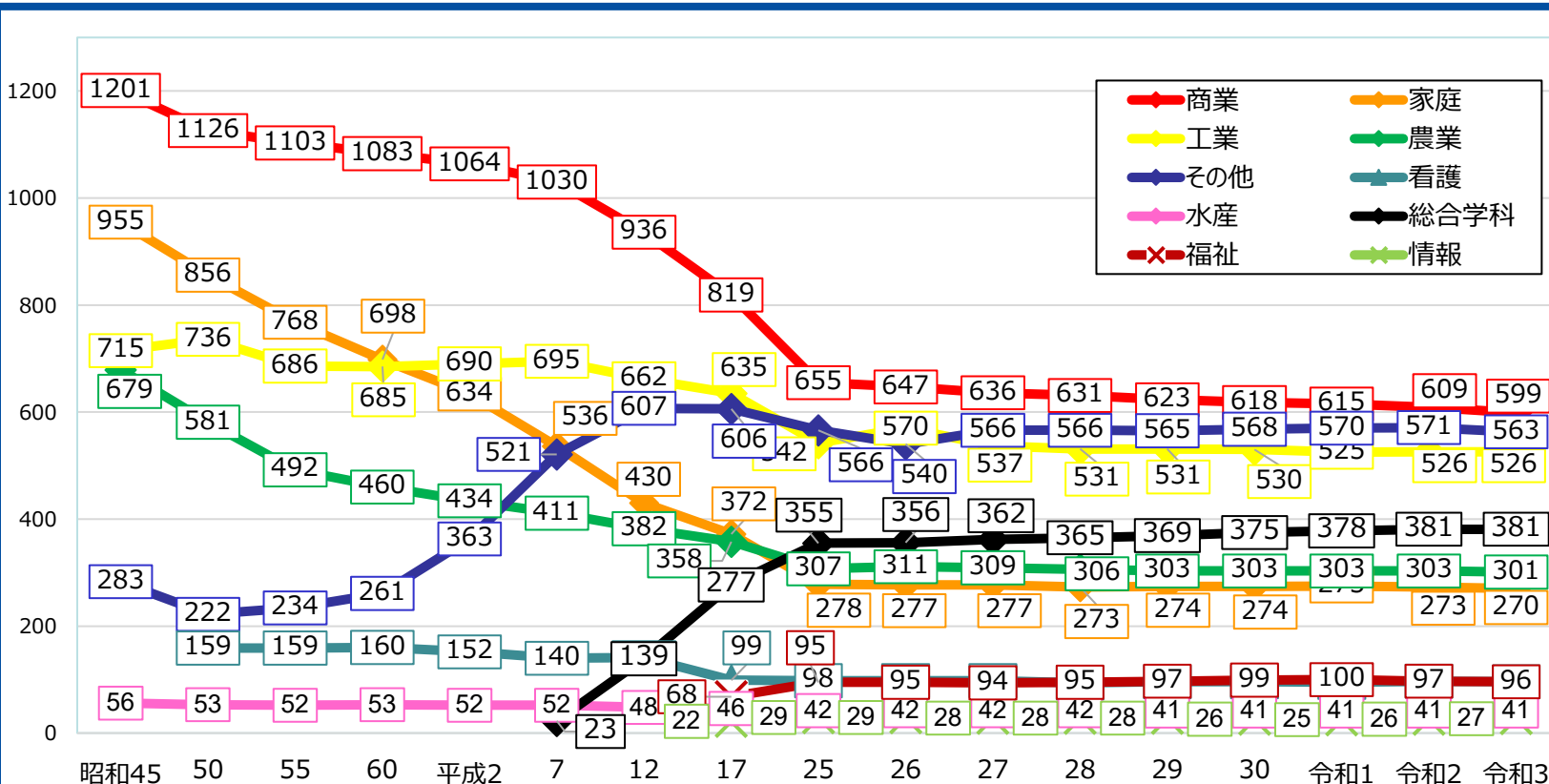
高等学校の学科数（学科別） [推移]

(全日制・定時制課程)

総計・普通科



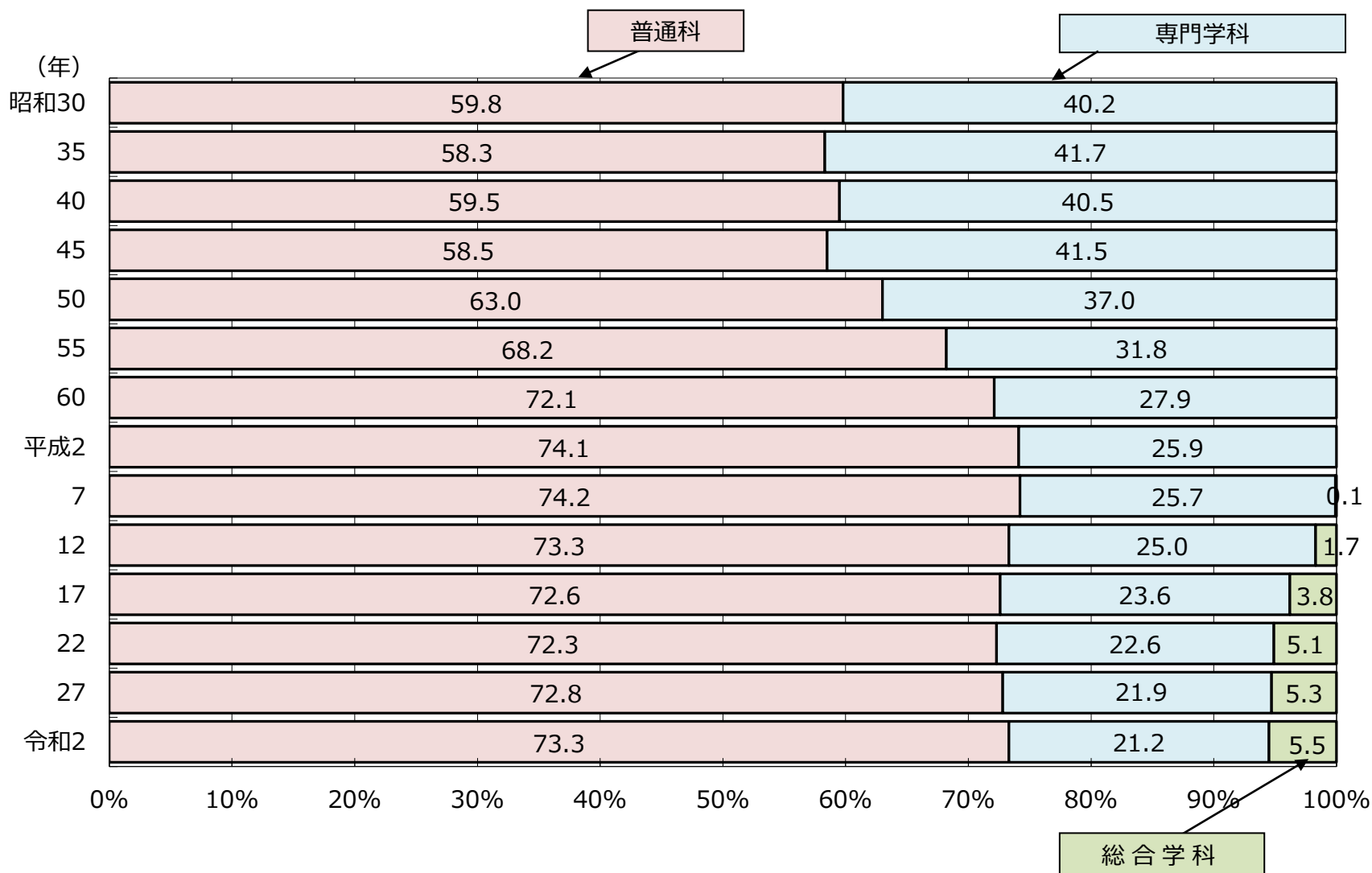
専門学科・総合学科



(出典) 文部科学省「学校基本統計」

高等学校の生徒数（学科別・構成割合）

○ 専門教育を主とする学科の比率は年々減少。普通科は最近30年間、ほぼ一定（約7割）で推移。



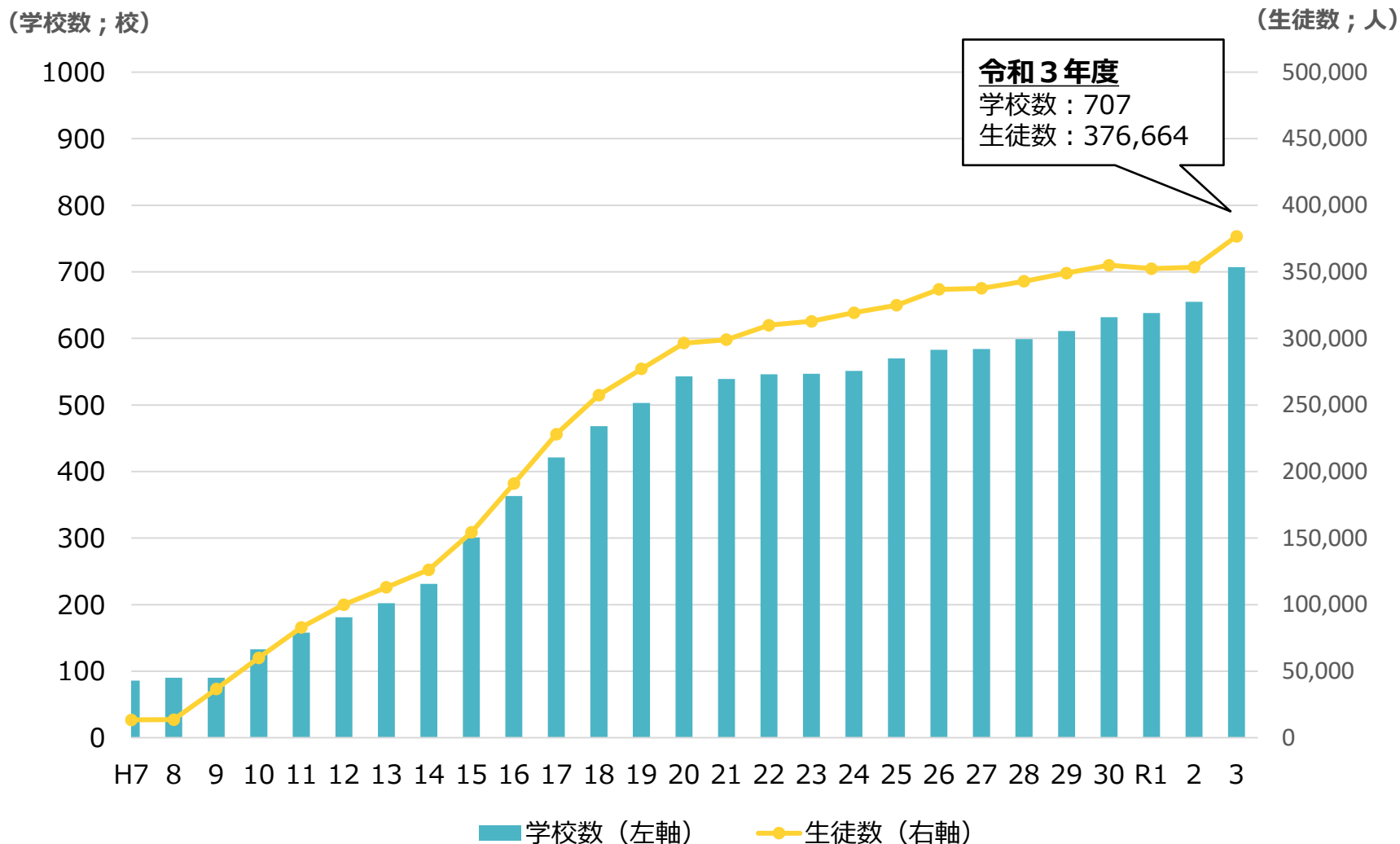
※全日制・定時制課程の生徒数の割合。

※総合学科は平成6年度より制度化。

（出典）文部科学省「学校基本統計」

全日制のうち単位制による課程の学校数、生徒数の状況

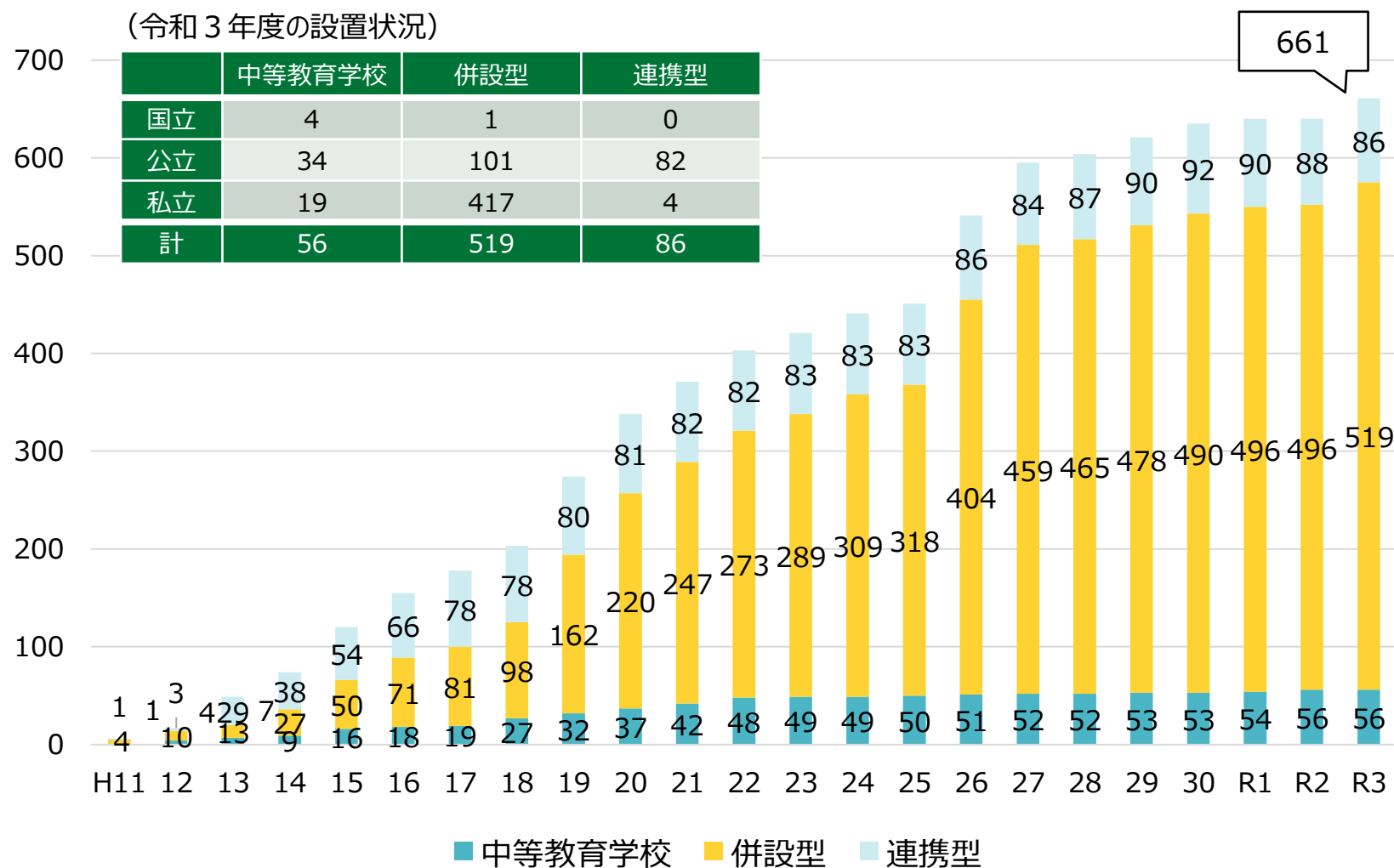
○ 学校基本調査によると、高等学校における全日制のうち単位制による課程の学校数については、令和3年度時点で707校。全日制（定時制との併置含む）高等学校4,685校のうち、約15%が単位制。



(出典) 文部科学省「学校基本調査」

中高一貫教育校数 [推移]

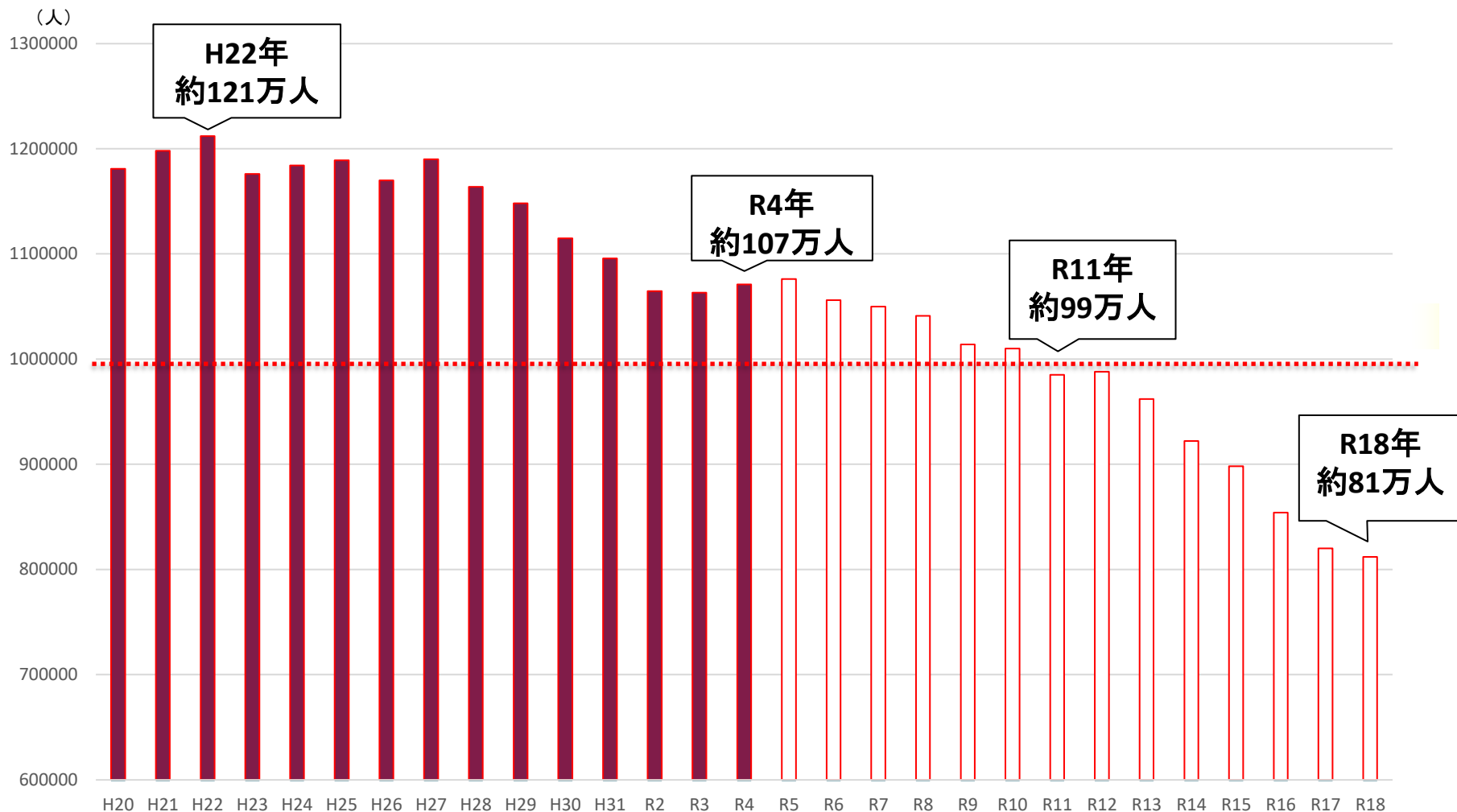
- 学校基本調査によると、中高一貫教育校については、令和3年度時点で661校。
中高一貫教育校制度を導入した平成11年から令和3年にかけて増加傾向にある。



(出典) 文部科学省「学校基本調査」

15歳人口の推移

○15歳人口は、年々減少傾向。これまでは100万人を超えて推移してきたが、令和11年には100万人を割り込み、令和18年には約81万人になることがほぼ確実。令和18年の人口は令和4年と比較して約24%も減少する見込み。



※H20～R3までは、総務省人口推計の年齢（各歳）別人口より

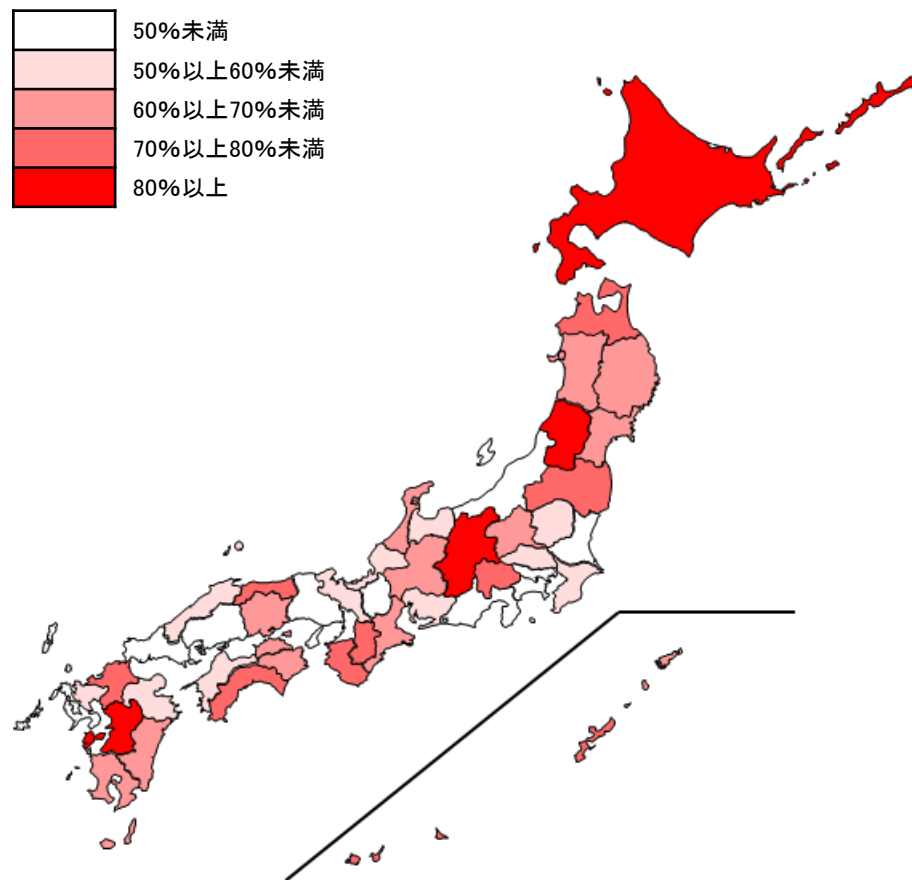
※R4～R18までは、総務省人口推計の年齢（各歳）別人口令和3年資料より算出

公立高等学校の配置（公立高等学校の立地が0ないし1である市区町村）

- 全国の市区町村（1,741）のうち、公立高等学校の立地が0ないし1であるものは1,088（62.5%）。
- 各都道府県における公立高等学校の立地が0ないし1の市区町村の割合が最も高いのは北海道の82.1%、最も低いのは兵庫県の31.7%。

令和元年度

北海道	82.1%	(147 / 179)	京都	50.0%	(13 / 26)
青森	77.5%	(31 / 40)	大阪	44.2%	(19 / 43)
岩手	60.6%	(20 / 33)	兵庫	31.7%	(13 / 41)
宮城	65.7%	(23 / 35)	奈良	74.4%	(29 / 39)
秋田	64.0%	(16 / 25)	和歌山	70.0%	(21 / 30)
山形	80.0%	(28 / 35)	鳥取	78.9%	(15 / 19)
福島	76.3%	(45 / 59)	島根	52.6%	(10 / 19)
茨城	43.2%	(19 / 44)	岡山	63.0%	(17 / 27)
栃木	56.0%	(14 / 25)	広島	39.1%	(9 / 23)
群馬	65.7%	(23 / 35)	山口	42.1%	(8 / 19)
埼玉	55.6%	(35 / 63)	徳島	66.7%	(16 / 24)
千葉	51.9%	(28 / 54)	香川	64.7%	(11 / 17)
東京	32.3%	(20 / 62)	愛媛	50.0%	(10 / 20)
神奈川	48.5%	(16 / 33)	高知	76.5%	(26 / 34)
新潟	46.7%	(14 / 30)	福岡	70.0%	(42 / 60)
富山	53.3%	(8 / 15)	佐賀	50.0%	(10 / 20)
石川	63.2%	(12 / 19)	長崎	38.1%	(8 / 21)
福井	58.8%	(10 / 17)	熊本	80.0%	(36 / 45)
山梨	74.1%	(20 / 27)	大分	50.0%	(9 / 18)
長野	80.5%	(62 / 77)	宮崎	69.2%	(18 / 26)
岐阜	66.7%	(28 / 42)	鹿児島	67.4%	(29 / 43)
静岡	48.6%	(17 / 35)	沖縄	70.7%	(29 / 41)
愛知	50.0%	(27 / 54)	全国	62.5%	(1088 / 1741)
三重	69.0%	(20 / 29)	(参考:平成22年度)		
滋賀	36.8%	(7 / 19)	全国	60.3%	(1055 / 1750)

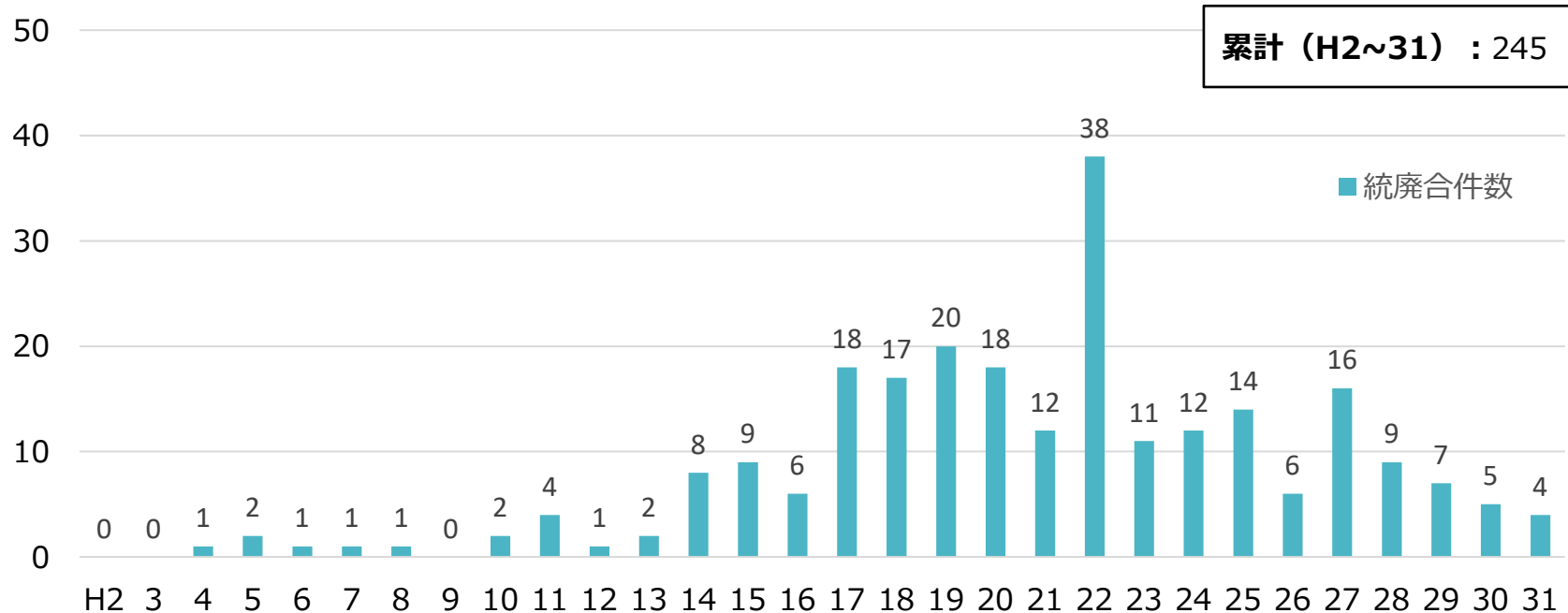


（出典）文部科学省「学校基本調査」

公立高校の統廃合に関する経緯・動向

○ 三菱UFリサーチ&コンサルティング株式会社が平成31年11月22日に公表した「高校存続・統廃合が市町村に及ぼす影響の一考察～市町村の人口動態からみた高校存続・統廃合のインパクト～」の調査によると、平成2年時点では、公立高校が1校のみである市町村は1,197であったが、そのうち245市町村は平成31年までに0校となった。したがって、平成2年～平成31年の約30年間で、約2割において公立高校が消滅したことになる。

1990年当時の1市町村1校の公立高校における高校統廃合の推移



注) 「公立高校が統廃合で消滅した市町村数」は1989年当時の市町村を基準にカウント

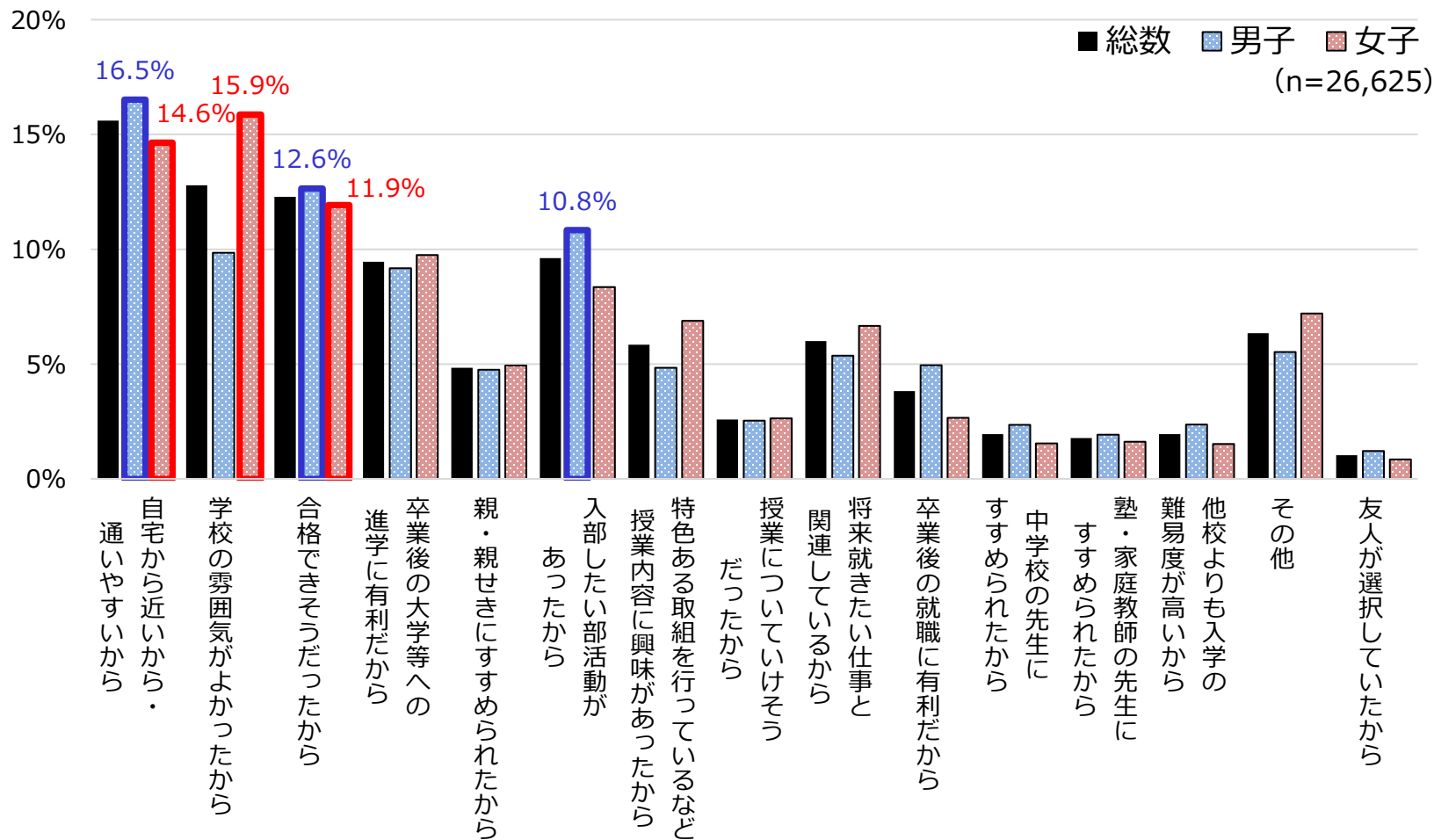
注) 市町村数の算出は以下の方法において算定。①1990年時点の国土数値情報を用い、1市町村1校（公立高校）が存在していた1,197市町村を抽出。②2019年全国学校総覧において、公立高校が存在しない市町村を抽出した結果、245市町村・高校が該当。

（出典）三菱UFリサーチ&コンサルティング株式会社「高校存続・統廃合が市町村に及ぼす影響の一考察～市町村の人口動態からみた高校存続・統廃合のインパクト～」

在籍する学校を選択した理由（縦断調査）

○ 学校選択の理由は、「自宅から近い・通いやすい」、「学校の雰囲気よかった」、「合格できそうだった」が上位。

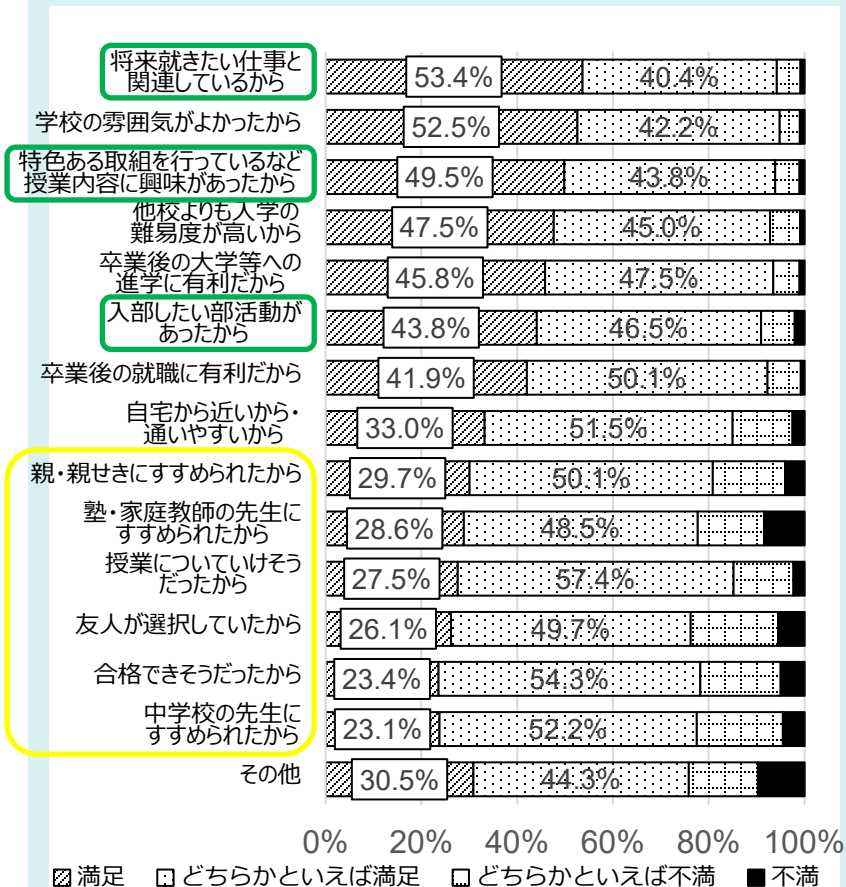
現在通っている学校を選択したのはどのような理由からですか。（特に強い理由を一つ選択）



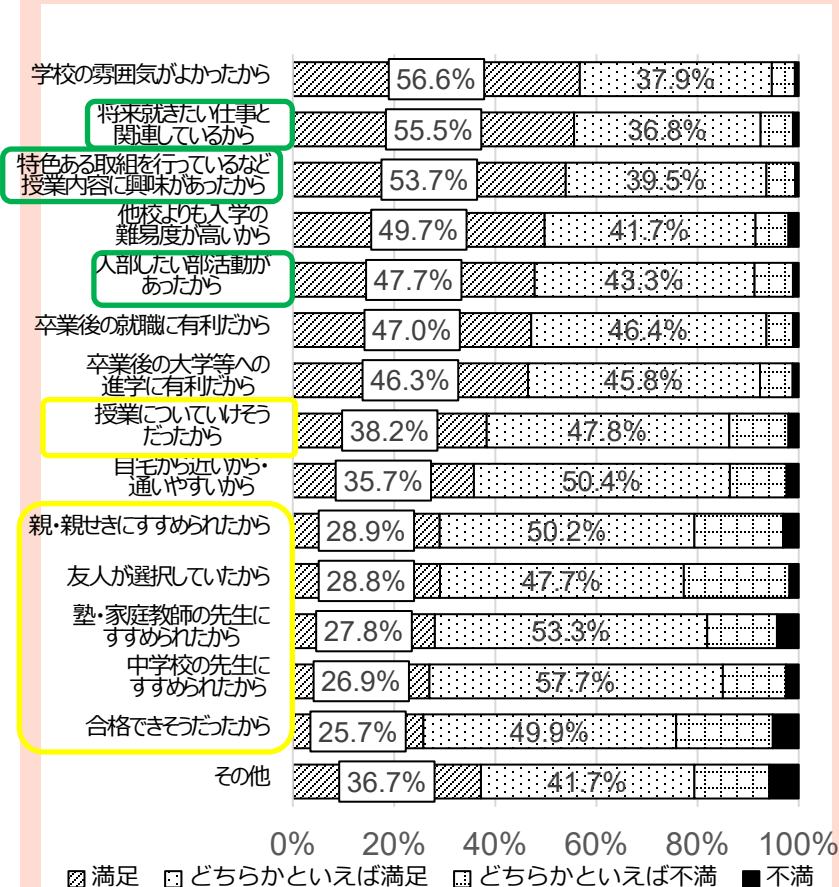
在籍する学校を選択した理由 × 進路選択の満足度（縦断調査）

- 積極的な動機付けにより学校選択を行った者は、進路選択の満足度が高い傾向にある一方で、他者にすすめられた等、他律的な動機付けによる学校選択を行った者は、進路選択の満足度が低い傾向。

男子



女子

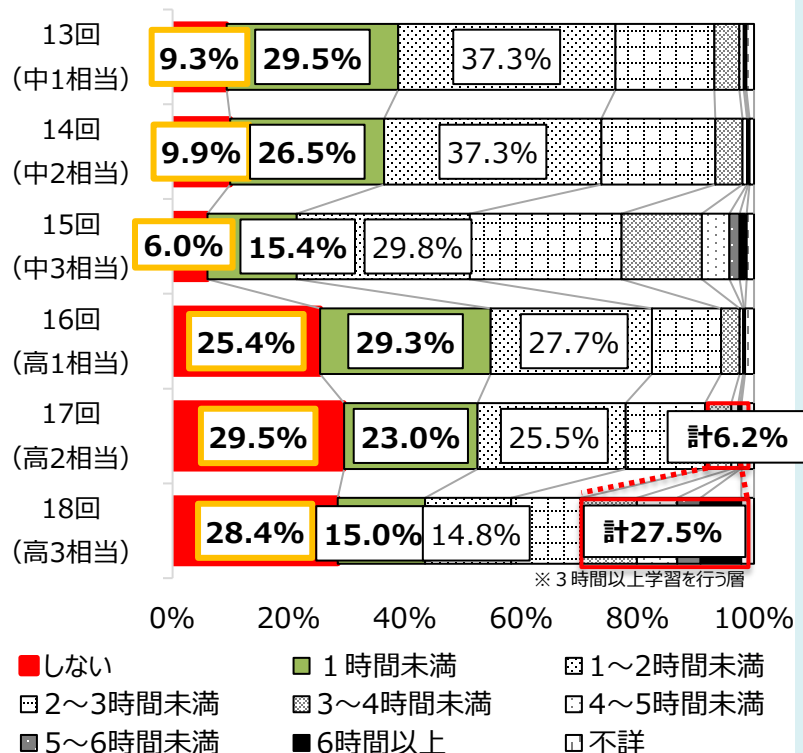


学校外での学習時間（縦断調査）

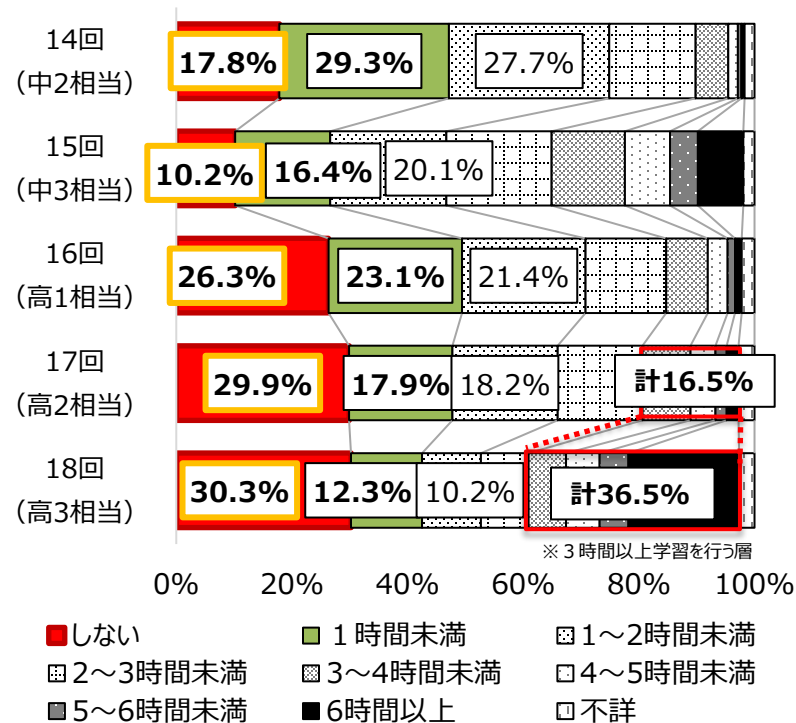
- 学校外での学習時間について、高1相当学年において、家や塾で学習を「しない」及び「1時間未満」と回答する割合が急増。
- 高3相当学年では、家や塾で学習を「しない」者の割合が引き続き高い一方、3時間以上する者の割合が大幅に増加するなど、二極化の傾向がみられる。

あなたはふだん、授業の予習・復習や受験勉強を家や塾でどのくらいしていますか。

平日



休日

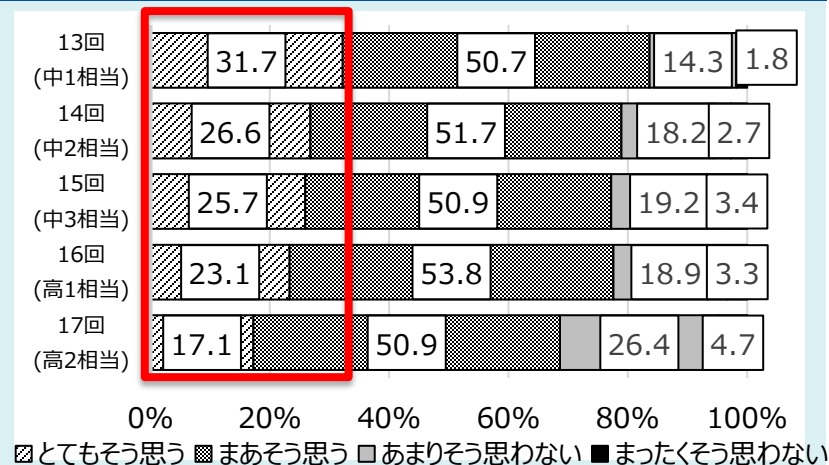


（出典）文部科学省・厚生労働省「第18回21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）」（令和元年）

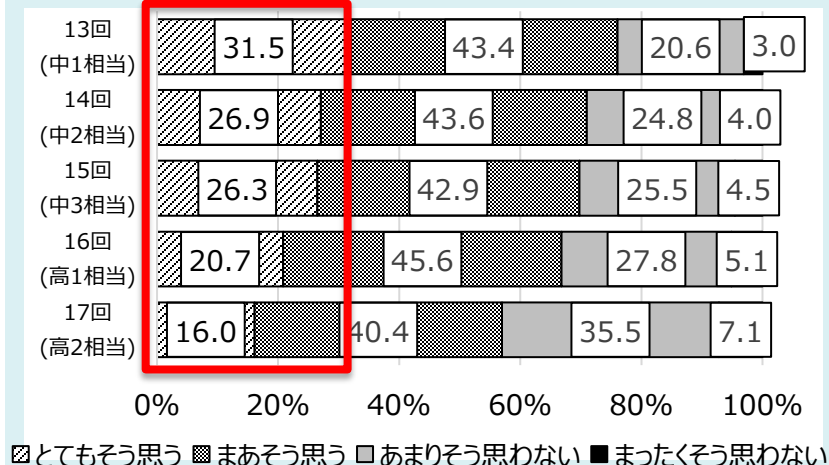
学校生活の満足度（縦断調査）

○ 学校での学び・授業の満足度・理解度について、学年が上がるとともに低下傾向。

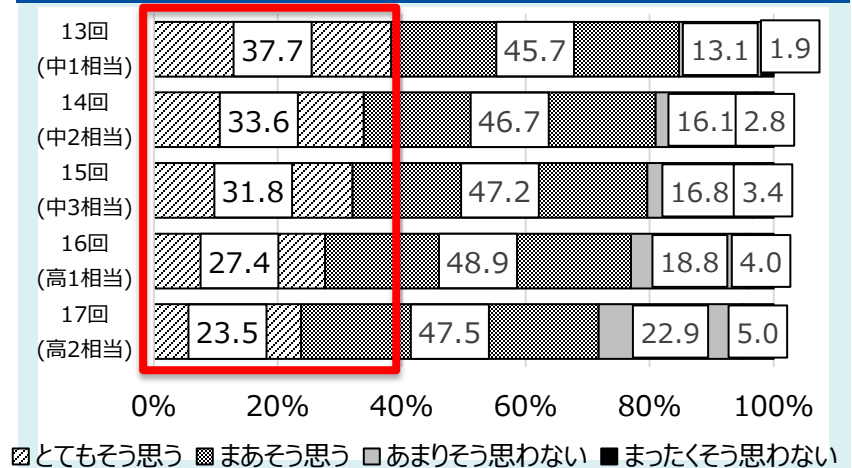
ためになると思える授業がたくさんある



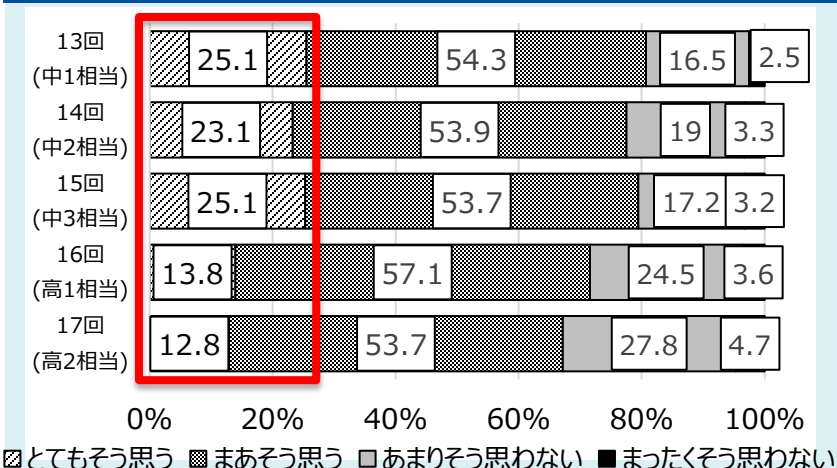
楽しいと思える授業がたくさんある



学校の勉強は将来役に立つと思う



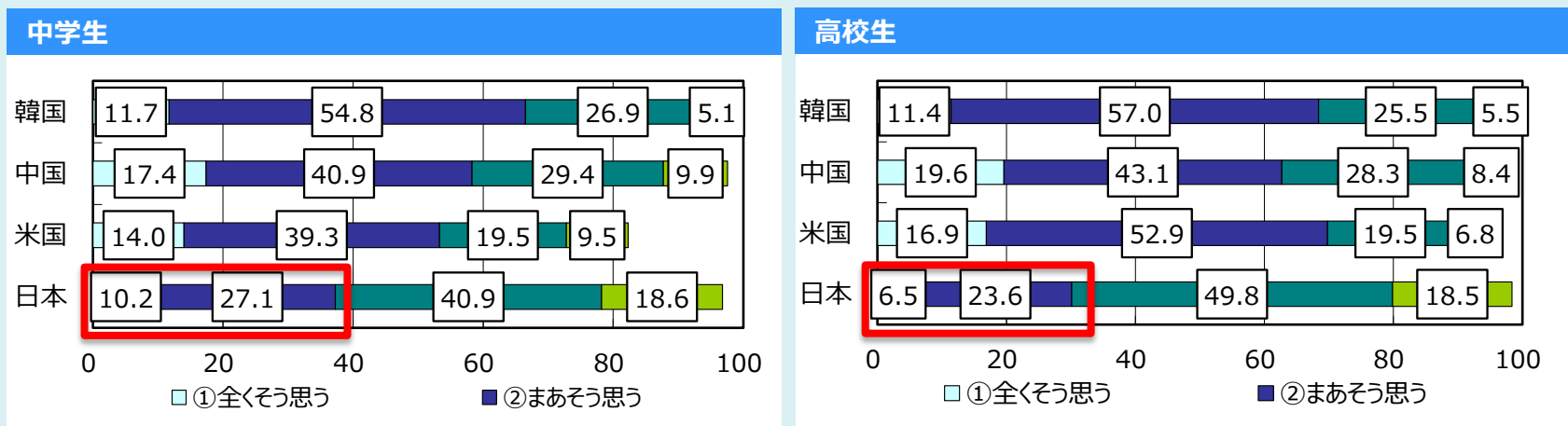
授業の内容をよく理解できている



生徒の自己肯定感、社会参画に関する意識

- 他国の生徒に比べ、日本の生徒は、「自らの参加により社会現象が変えられるかもしれない」、「自分で国や社会を変えられると思う」という意識や、「社会課題について、家族や友人など回りの人と積極的に議論している」という割合が低い。

【問】私の参加により、変えてほしい社会現象が少し変えられるかもしれない。



(出典) (財) 一ツ橋文芸教育振興協会, (財) 日本青少年研究所「中学生・高校生の生活と意識 - 日本・アメリカ・中国・韓国の比較 - (2009年2月)」

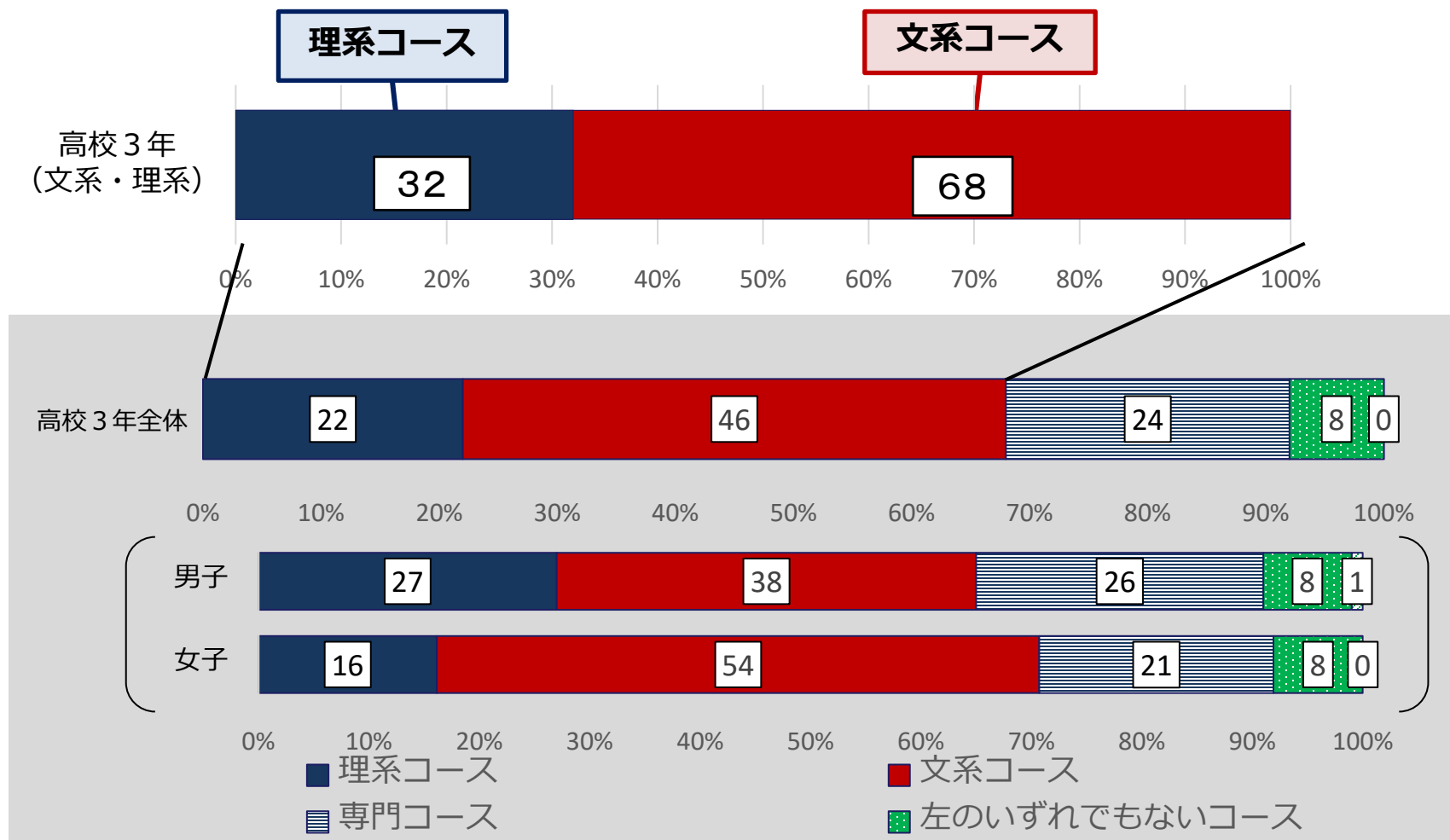
【問】あなた自身について、お答えください。(※各設問「はい」回答者割合、各国n=1000)



(出典) 公益財団法人日本財団「18歳意識調査 第46回『国や社会に対する意識 (6カ国調査)』 (令和4年)

高等学校生の文系・理系の選択状況について

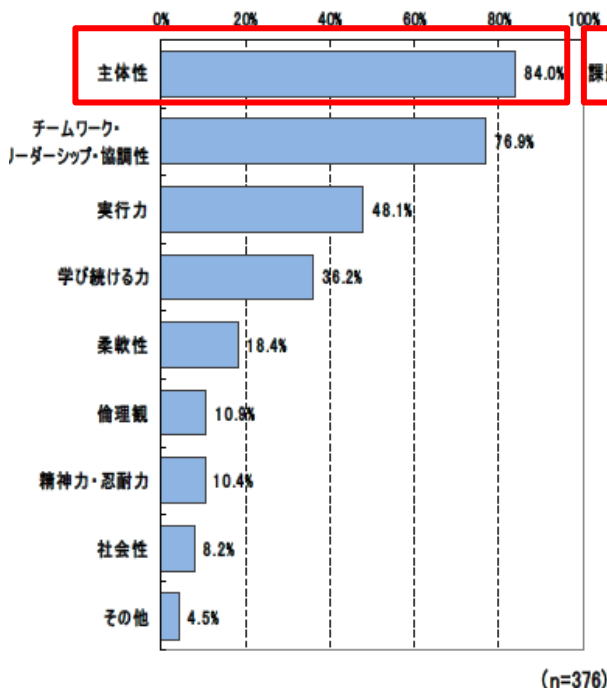
- 高校の3校に2校（66％）では、文系・理系のコース分けを実施している。
- 高校3年（文系・理系）のうち、理系コースで履修する生徒の割合は32％、文系コースで履修する生徒の割合は68％である。



大学卒業者に特に期待する資質・能力・知識

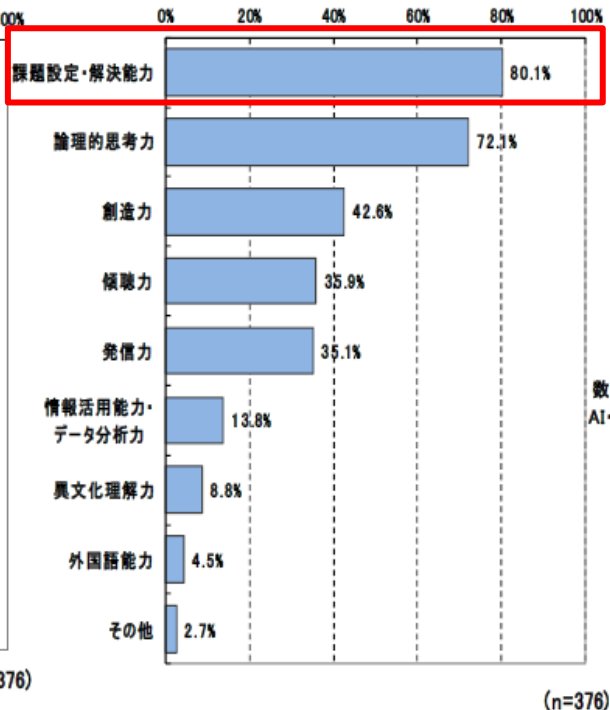
○ 大学卒業者に期待される資質・能力・知識として、特に期待する資質は「主体性」、特に期待する能力は「課題設定・解決能力」、特に期待する知識は「文系・理系の枠を超えた知識・教養」と回答した企業が最多であり、探究的な学びや文理横断型のリベラルアーツ教育が求められている。

<特に期待する資質>

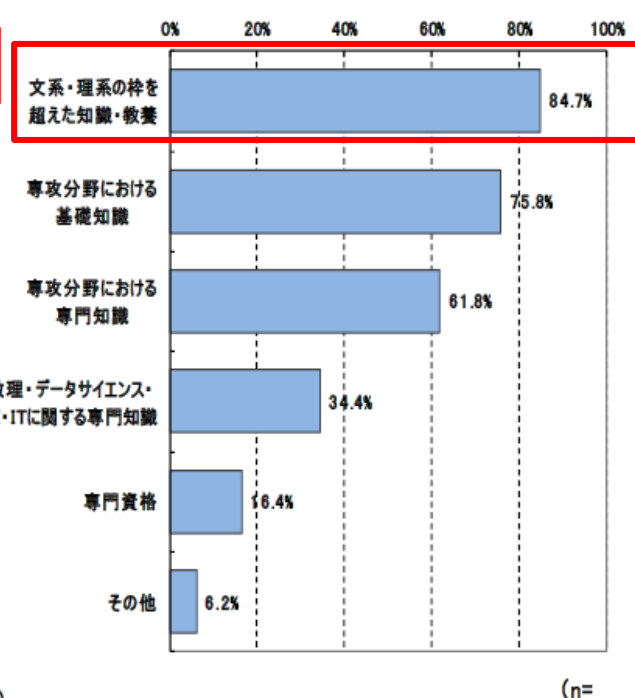


注: 資質・能力・知識についてそれぞれ3つまで選択可能

<特に期待する能力>



<特に期待する知識>



(出典) 一般社団法人 日本経済団体連合会「採用と大学改革への期待に関するアンケート結果」

（２）高等学校改革の動向

高等学校制度の概要

1. 目的・目標

目的：高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

(学校教育法第50条)

目標：① 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。

② 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。

③ 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。

(学校教育法第51条)

※ 生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

(学校教育法第62条において準用する同法第30条第2項)

2. 高等学校入学資格

高等学校に入学することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者（※）とされている。

※ 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者、在外教育施設を修了した者等

(学校教育法第57条、学校教育法施行規則第95条)

3. 高等学校における三つの方針の策定・公表

高等学校は、高等学校学習指導要領に定めるところにより育成を目指す資質・能力に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針及び入学者の受入れに関する方針（以下「三つの方針」という。）を定め、公表するものとする。

※ 上記①の規定は、入学者の受入れに関する方針を除き、中等教育学校の後期課程において準用

(施行規則第103条の2、施行規則第113条第3項関係)

3. 入学者選抜

中学校から送付された調査書その他必要な資料、学力検査の成績等を資料として行う入学者の選抜に基づいて、校長が許可する。

※ 学力検査は、特別の事情のあるときは、行わないことができ、調査書は、特別の事情のあるときは、入学者の選抜のための資料としないことができる。

(学校教育法第59条、学校教育法施行規則第90条)

4. 課程

高等学校には**全日制、定時制、通信制の課程**を置くことができる。

- ・全日制：通常の時間帯において授業を行う課程
- ・定時制：夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程
- ・通信制：通信による教育を行う課程

(学校教育法第53条、第54条)

5. 学科

一定の教育目標を達成するために、各教科・科目を一つのまとまった教育内容を持つよう系統化を図ったもの。教育課程を編成する上で、また生徒が履修する上でのまとまりとなるもの。高等学校の学科は大きく次の3つに区分される。

・**普通科**：普通教育を主とする学科

※ 普通科、普通教育を施す学科として適当な規模及び内容があると認められる学科（学際領域に関する学科、地域社会に関する学科など）

・**専門学科**：専門教育を主とする学科

※ 農業科、工業科、商業科、水産科、家庭科、看護科、情報科、福祉科、理数科、体育科、音楽科、美術科、外国語科、国際関係科、その他専門教育を施す学科

・**総合学科**：普通教育及び専門教育を選択履修を旨として総合的に施す学科

(学校教育法第52条、高等学校設置基準第5条及び第6条)

6. 修業年限

- ・全日制の課程：3年
- ・定時制の課程及び通信制の課程：3年以上

(学校教育法第56条)

7. 卒業に必要な単位数・教育課程

- ①**全学科共通：74単位以上で各学校が定める**（1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準とする）
- ②**専門学科のみ：専門教科・科目から25単位以上**

(学校教育法施行規則第84条及び第96条、高等学校学習指導要領)

8. 教科書

文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。
(学校教育法第62条で準用する同法第34条)

※ 文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書のない場合（一部の専門教科や学校設定科目等）には、当該高等学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができる。
(学校教育法施行規則第89条)

9. 高等学校に置く職

- ・校長、教頭、教諭及び事務職員を置かなければならない。
- ・このほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、養護助教諭、実習助手、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

(学校教育法第60条)

高等学校に関する近年の主な制度改革

年	概要
昭和63年	単位制高等学校の導入（定時制・通信制）
平成元年	定時制・通信制高校の修業年限の弾力化（4年以上 → 3年以上）
5年	単位制高等学校の全日制への拡大 学校間連携、 学校外学修（専修学校、技能審査）の単位認定 の導入
6年	総合学科 （普通教育・専門教育の選択履修を総合的に行う学科）の導入
10年	学校外学修の単位認定対象範囲の拡大（ 大学、高専、ボランティア 等）
11年	中高一貫教育制度 の導入（中等教育学校の創設等）
16年	高等学校設置基準の全部改正
17年	学校外学修等の認定可能単位数の拡大（20→36単位）
22年	外国の高等学校における履修単位の認定可能単位数の拡大（30→36単位）
24年	中高一貫教育校に係る教育課程の基準の特例を拡充 （中学校段階における指導内容の移行、高等学校段階（普通科）における「学校設定教科・科目」の単位数上限の緩和（20→36単位まで））
26年	指定都市立高等学校の設置認可の廃止 （事前届出制）
27年	全日制・定時制課程の高等学校における 遠隔教育 の制度化
28年	高等学校 専攻科修了者の大学への編入学 制度の創設
30年	通信制高校の面接指導等実施施設に関する事項を学則記載事項に追加
令和3年	「普通教育を主とする学科」の弾力化、高等学校通信教育の質保証

法律の要点

1 成年年齢の引下げ(民法第4条)

- ① 一人で有効な契約をすることができる年齢
- ② 親権に服することがなくなる年齢

→ いずれも20歳から18歳に引き下げ
「成年」と規定する他の法律も18歳に変更

2 女性の婚姻開始年齢の引上げ(民法第731条)

(現行法) 男性 18歳 女性 16歳

→ 女性の婚姻開始年齢を18歳に引き上げ
婚姻開始年齢は男女とも18歳に統一

3 施行までの周知期間

若者のみならず、親権者等の国民全体に影響
消費者被害の防止等の観点から、周知徹底が必要

→ 令和4年4月1日から施行

従前の経緯

平成19年5月 国民投票法の制定

- 憲法改正国民投票の投票権年齢を18歳と定め、民法についても法制上の措置を要請

平成21年10月 法制審議会の答申

- 選挙権年齢が18歳に引き下げられるのであれば、環境整備をした上で、成年年齢も18歳に引き下げる
- 成年年齢を18歳に引き下げるのであれば、女性の婚姻開始年齢は18歳に引き上げるのが相当

平成27年6月 公職選挙法の改正

- 選挙権年齢を18歳へ引き下げ、民法についても法制上の措置を要請

平成28年7月 参議院議員通常選挙

- 国政選挙において、初めて18歳選挙権を実施



新しい時代に必要な資質・能力の育成と、学習評価の充実

学びを人生や社会に生かそうとする
学びに向かう力・人間性等の涵養

生きて働く知識・技能の習得

未知の状況にも対応できる
思考力・判断力・表現力等の育成

何ができるようになるか

よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を共有し、
社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む

「社会に開かれた教育課程」の実現

各学校における「カリキュラム・マネジメント」の実現

何を学ぶか

新しい時代に必要な資質・能力を踏まえた
教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

小学校の外国語教育の教科化、高校の新科目「公共」の新設など

各教科等で育む資質・能力を明確化し、目標や内容を構造的に示す

学習内容の削減は行わない※

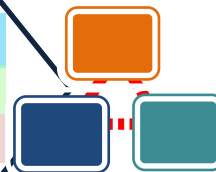
どのように学ぶか

主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・ラーニング」）の視点からの学習過程の改善

生きて働く知識・技能の習得など、新しい時代に求められる資質・能力を育成

知識の量を削減せず、質の高い理解を図るための学習過程の質的改善

主体的な学び
対話的な学び
深い学び



※高校教育については、些末な事実的知識の暗記が大学入学者選抜で問われることが課題になっており、そうした点を克服するため、重要用語の整理等を含めた高大接続改革等を進める。

…共通必修 …選択必修

※ グレーの枠囲みは既存の科目

高等学校の教科・科目構成について (各学科に共通する各教科及び総合的な探究の時間)

国語科

論理国語	文学国語	国語表現	古典探究
現代の国語		言語文化	

地理歴史科

地理探究	日本史探究	世界史探究
地理総合	歴史総合	

公民科

倫理	政治・経済
公共	

数学科

数学Ⅲ	数学C
数学Ⅱ	数学B
数学Ⅰ	数学A

理科

	物理	化学	生物	地学
科学と人間生活	物理基礎	化学基礎	生物基礎	地学基礎

保健体育科

体育	保健
----	----

芸術科

音楽Ⅱ・Ⅲ	美術Ⅱ・Ⅲ	工芸Ⅱ・Ⅲ	書道Ⅱ・Ⅲ
音楽Ⅰ	美術Ⅰ	工芸Ⅰ	書道Ⅰ

外国語科

英語コミュニケーションⅡ・Ⅲ (「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」の統合型)	論理・表現Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ (スピーチやプレゼンテーション、ディベート、ディスカッション等)
英語コミュニケーションⅠ (「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」の統合型)	

※英語力調査の結果やCEFRのレベル、高校生の多様な学習ニーズへの対応なども踏まえ検討。

家庭科

家庭基礎	家庭総合
------	------

情報科

情報Ⅱ
情報Ⅰ

理数科

理数探究
理数探究基礎

総合的な探究の時間

総合的な探究の時間

※ 実社会・実生活から自ら見出した課題を探究することを通じて、自分のキャリア形成と関連付けながら、探究する能力を育むという在り方を明確化する。

主として専門学科に開設される教科・科目

新高等学校学習指導要領（平成30年3月告示）

教科	科目
農業	農業と環境，課題研究，総合実習，農業と情報，作物，野菜，果樹，草花，畜産，栽培と環境，飼育と環境，農業経営，農業機械，植物バイオテクノロジー，食品製造，食品化学，食品微生物，食品流通，森林科学，森林経営，林産物利用，農業土木設計，農業土木施工，水循環，造園計画，造園施工管理，造園植栽，測量，生物活用，地域資源活用
工業	工業技術基礎，課題研究，実習，製図，工業情報数理，工業材料技術，工業技術英語，工業管理技術，工業環境技術，機械工作，機械設計，原動機，電子機械，生産技術，自動車工学，自動車整備，船舶工学，電気回路，電気機器，電力技術，電子技術，電子回路，電子計測制御，通信技術，プログラミング技術，ハードウェア技術，ソフトウェア技術，コンピュータシステム技術，建築構造，建築計画，建築構造設計，建築施工，建築法規，設備計画，空気調和設備，衛生・防災設備，測量，土木基盤力学，土木構造設計，土木施工，社会基盤工学，工業化学，化学工学，地球環境化学，材料製造技術，材料工学，材料加工，セラミック化学，セラミック技術，セラミック工業，繊維製品，繊維・染色技術，染織デザイン，インテリア計画，インテリア装備，インテリアエレメント生産，デザイン実践，デザイン材料，デザイン史
商業	ビジネス基礎，課題研究，総合実践，ビジネス・コミュニケーション，マーケティング，商品開発と流通，観光ビジネス，ビジネス・マネジメント，グローバル経済，ビジネス法規，簿記，財務会計Ⅰ，財務会計Ⅱ，原価計算，管理会計，情報処理，ソフトウェア活用，プログラミング，ネットワーク活用，ネットワーク管理
水産	水産海洋基礎，課題研究，総合実習，海洋情報技術，水産海洋科学，漁業，航海・計器，船舶運用，船用機関，機械設計工作，電気理論，移動体通信工学，海洋通信技術，資源増殖，海洋生物，海洋環境，小型船舶，食品製造，食品管理，水産流通，ダイビング，マリンスポーツ

家庭	生活産業基礎，課題研究，生活産業情報，消費生活，保育基礎，保育実践，生活と福祉，住生活デザイン，服飾文化，ファッション造形基礎，ファッション造形，ファッションデザイン，服飾手芸，フードデザイン，食文化，調理，栄養，食品，食品衛生，公衆衛生，総合調理実習
看護	基礎看護，人体の構造と機能，疾病の成り立ちと回復の促進，健康支援と社会保障制度，成人看護，老年看護，小児看護，母性看護，精神看護，在宅看護，看護の統合と実践，看護臨地実習，看護情報
情報	情報産業と社会，課題研究，情報の表現と管理，情報テクノロジー，情報セキュリティ，情報システムのプログラミング，ネットワークシステム，データベース，情報デザイン，コンテンツの制作と発信，メディアとサービス，情報実習
福祉	社会福祉基礎，介護福祉基礎，コミュニケーション技術，生活支援技術，介護過程，介護総合演習，介護実習，こころとからだの理解，福祉情報
理数	理数数学Ⅰ，理数数学Ⅱ，理数数学特論，理数物理，理数化学，理数生物，理数地学
体育	スポーツ概論，スポーツⅠ，スポーツⅡ，スポーツⅢ，スポーツⅣ，スポーツⅤ，スポーツⅥ，スポーツ総合演習
音楽	音楽理論，音楽史，演奏研究，ソルフェージュ，声楽，器楽，作曲，鑑賞研究
美術	美術概論、美術史、鑑賞研究，素描，構成，絵画，版画，彫刻，ビジュアルデザイン，クラフトデザイン，情報メディアデザイン，映像表現，環境造形
英語	総合英語Ⅰ，総合英語Ⅱ，総合英語Ⅲ，ディベート・ディスカッションⅠ，ディベート・ディスカッションⅡ，エッセイライティングⅠ，エッセイライティングⅡ

「高校生のための学びの基礎診断」制度

- 平成28年3月の高大接続システム改革会議「最終報告」を踏まえ、有識者による検討・準備グループ等において具体的な検討を推進。同グループによる「論点整理」（平成29年3月）や試行調査（平成29年1～3月）の結果を踏まえ、平成29年7月に「高校生のための学びの基礎診断」実施方針を策定。
- 「高校生に求められる基礎学力の確実な習得」と「学習意欲の喚起」を図るため、文部科学省が一定の要件を示し、民間の試験等を認定する制度を創設し、多様な民間の試験等（測定ツール）の開発・提供、その利活用を促進。それにより、高校生の基礎学力の定着に向けたPDCAサイクルの取組を促進。
- 「高校生のための学びの基礎診断」検討ワーキング・グループにおける専門的な検討を加え、高校・教育委員会等の関係者、民間事業者等の意見やパブリック・コメントによって得られた意見等を考慮しつつ、平成30年3月に「『高校生のための学びの基礎診断』の認定基準・手続等に関する規程」を策定。
- 平成30年12月に初めて測定ツールの認定を行い、平成31年度から本格的に利活用開始。
※学校や教育委員会等において選択・利活用について検討し、次年度の年間指導計画等に反映。

国

高等学校における基礎学力の定着に向けたPDCAサイクルの構築

取組を促進

測定ツールの
充実

高校

社会で自立するために必要な基礎学力について、各学校がそれぞれの実情を踏まえて目標を設定し、教育課程を編成。

多様な測定ツールを活用しながら生徒の学習状況を多面的に評価し、指導の工夫・充実を図っていく。

指導・学習改善

学習成果・課題
の分析・把握

教育目標、教育課程、
指導計画の見直し等

個に応じた多様な
学習活動の実施

試験実施

測定ツール

（
も可）

各学校の実情等を踏まえ、適切な測定ツールを、必要に応じて組み合わせながら選択・活用

教育委員会等

教育委員会等による
学校への支援

○高校の魅力づくりとともに、質の確保のための体制強化や再編整備

○学校支援のための人材配置や予算措置、教員研修等の取組

「高校生のための学びの基礎診断」制度の創設

（一定の要件に即して民間の試験等を認定する制度を創設）

認定基準等の設定

審査・事後チェック体制の整備

仕組みの構築と運用を通じて、民間事業者等から高等学校の実態に応じて選択可能な多様な測定ツールが開発・提供され、その利活用が促進されることが期待。

認定基準

（出題）

- ・学習指導要領を踏まえた出題の基本方針に基づく問題設計
- ・対象教科は国・数・英（共通必修修科目中心、義務教育段階含む）
- ・主として知識・技能を問う問題に加え、主として思考力・判断力・表現力等を問う問題の出題
- ・記述式問題の出題
- ・英語4技能測定

（結果提供）

- ・学習成果や課題が確認でき、事後の学習改善や教師による指導の工夫・充実に資する結果提供等

（認定の有効期限）

- ・認定の有効期限は認定をしたときから3年後の年度末まで



.....

高校の1人1台端末整備に向けた取組について

(1) 整備に向けた対応策

① 高校端末の整備に向けた通知の発出

「GIGAスクール構想における高等学校の学習者用コンピュータ端末の整備の促進について」

(令和3年12月27日付け文部科学省初等中等教育局長通知)

- ・高校の端末整備にあたり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用等を通じた整備の加速を要請。

② 文部科学大臣・デジタル大臣からのメッセージの発信

「高等学校における1人1台端末の環境整備について」(令和4年1月11日)

- ・高校の1人1台端末環境の重要性や早期整備に向けた促進についてのメッセージを発信。
(1月上旬に、整備途上自治体の知事等へ個別に整備促進を要請)

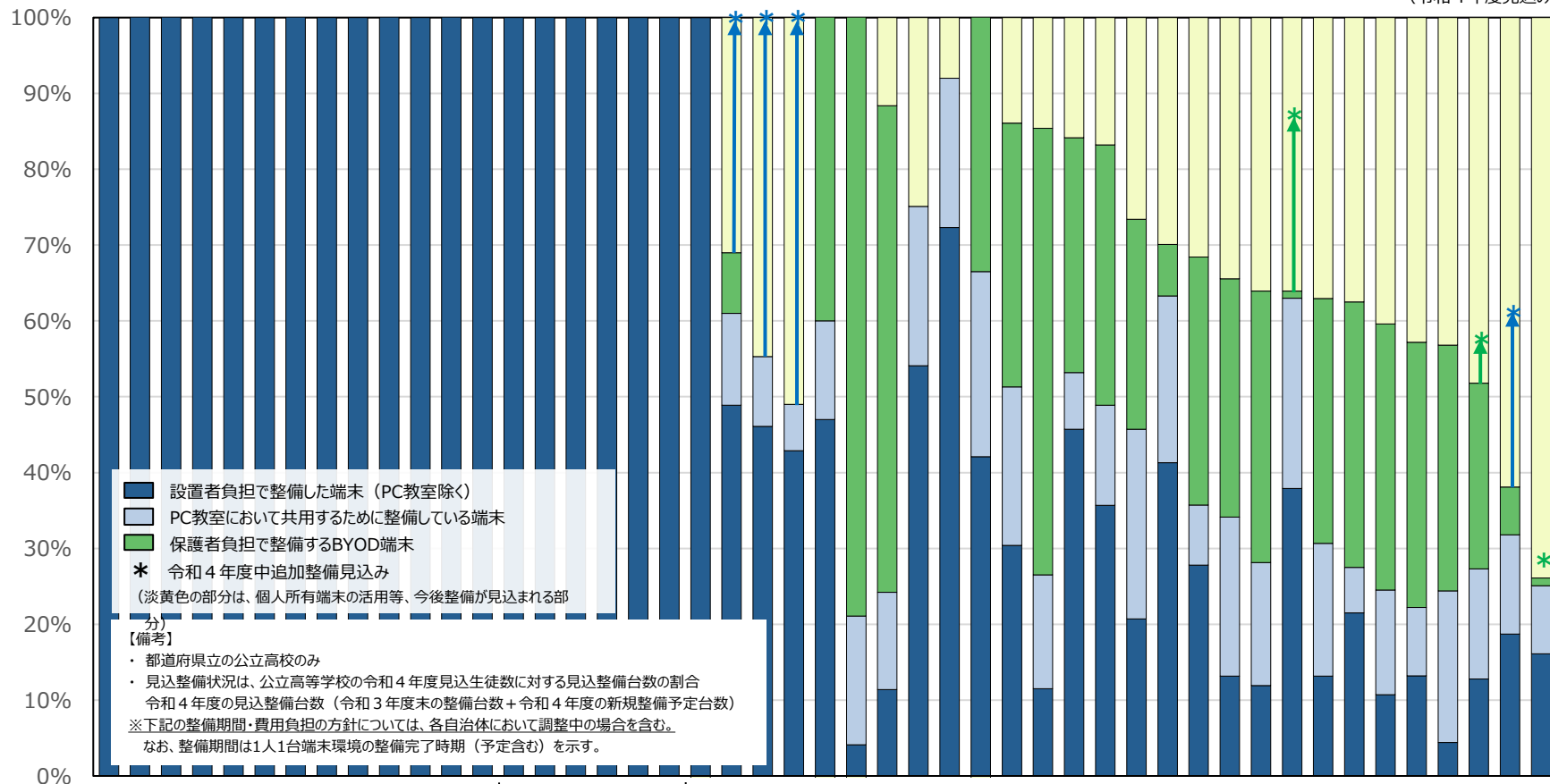


(2) 今後の方向性

- 令和4年度中に、すべての都道府県（政令指定都市含む）において、令和4年度1年生の1人1台環境整備が完了予定。
- 令和6年度までに、学年進行による整備を進める自治体も含め、全学年の1人1台環境整備が完了予定。

公立高校における端末の整備状況（見込み）について（都道府県別）

（令和4年度見込み）



費用負担

設置者負担を原則
24自治体

保護者負担を原則
23自治体

整備期間

R3.12月末時点整備済み
13自治体

R4.1～3月予定
6自治体

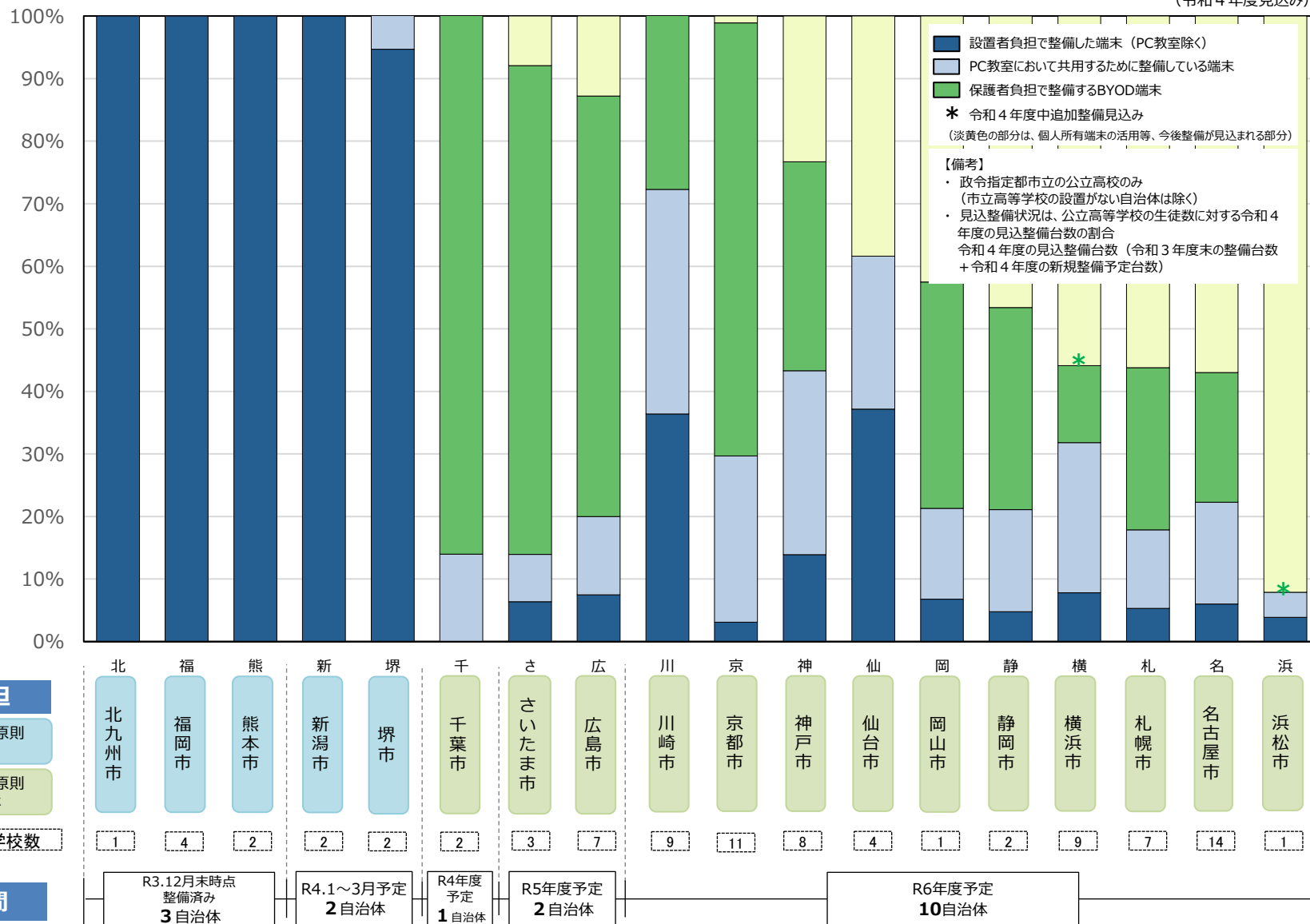
R4年度予定
5自治体

R5年度予定
3自治体

R6年度予定
20自治体

公立高校における端末の整備状況（見込み）について（政令指定都市別）

（令和4年度見込み）



費用負担

設置者負担を原則
5自治体

保護者負担を原則
13自治体

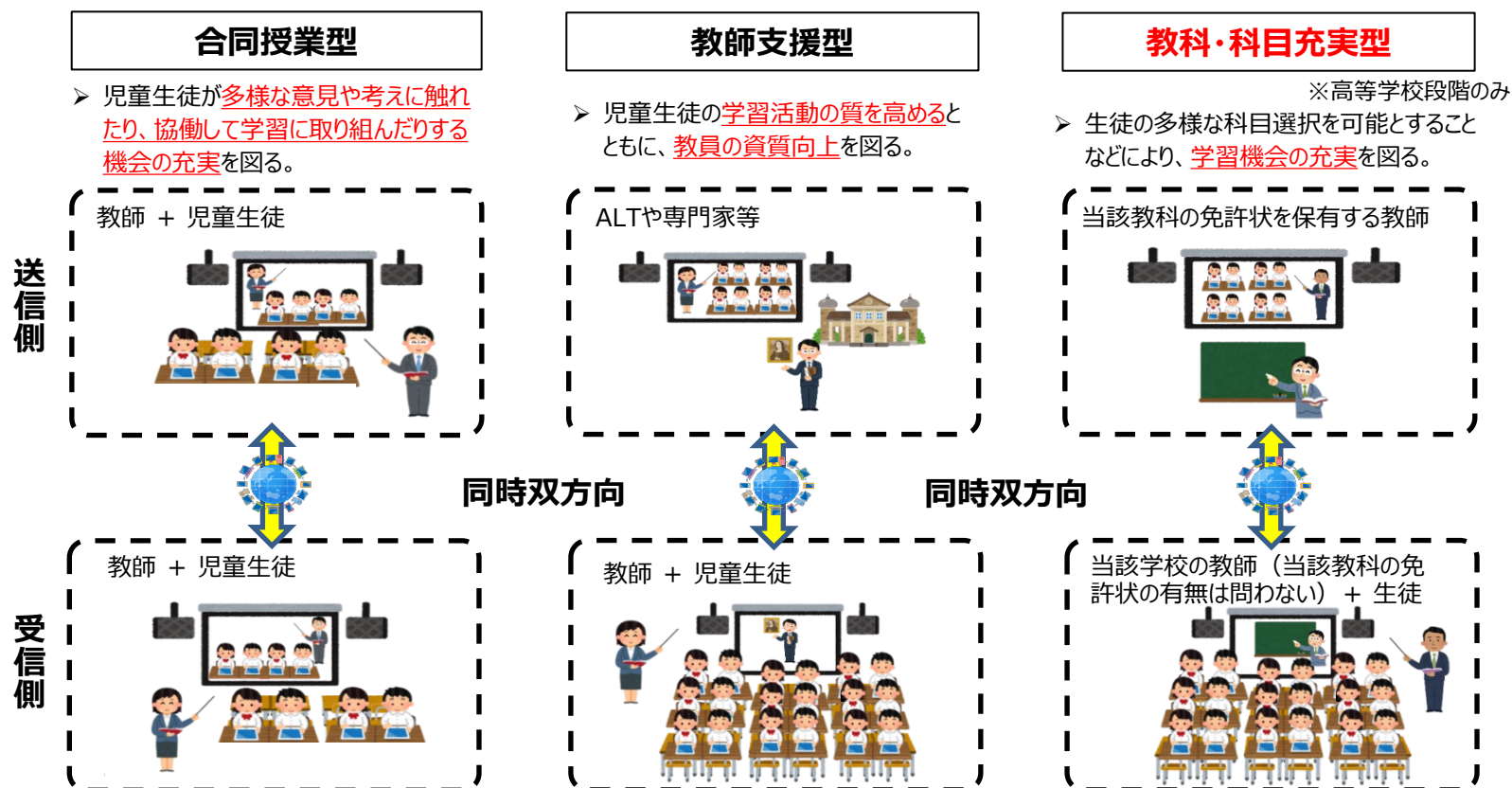
学校数

整備期間

高校の1人1台端末整備に向けた取組について

(1) 遠隔授業【教科・科目充実型】の制度化

- 平成27年4月より、高等学校の全日制・定時制課程における遠隔授業【教科・科目充実型】を正規の授業として制度化し、対面により行う授業と同等の教育効果を有するとき、受信側に当該教科の免許状を持った教員がいなくても、同時双方向型の遠隔授業を行うことができることとしている。
- これにより、高等学校段階において、先進的な内容の学校設定科目や相当免許状を有する教師が少ない科目（第二外国語等）の開設、小規模校等における幅広い選択科目の開設等、生徒の多様な科目選択を可能とすること等により、生徒の学習機会の充実を図る。



高等学校における遠隔授業【教科・科目充実型】

(2) 遠隔授業【教科・科目充実型】を行う際の主な留意事項

生徒数	・同時に授業を受ける生徒数は、原則として40人以下とすること。
配信側	・受信側の高等学校等（生徒の在籍する高等学校等）の身分を有すること。 ・学校種や教科等に応じた相当の免許状を有すること。
受信側	・原則として 教員を配置するべき であること。 ※ただし、病室等において病気療養中の生徒等に対して遠隔授業を行う場合には、教員配置は必ずしも要しない（その場合には、病室等での適切な体制整備が必要）
学習評価	・単位認定等の評価は、配信側の教員が行うべきであること。（受信側教員はそれに協力）
その他	・遠隔授業を行う教科・科目等の特質に応じ、 対面により行う授業を相当の時間数行う こと。 ・ 36単位を上限 とすること。 ※ただし、病室等において病気療養中の生徒等に対して遠隔授業を行う場合には、単位数上限の算定には含めない ※※主として対面により授業を実施するものは単位数上限の算定に含めない

(3) 病気療養中の生徒等に対して行う場合の要件緩和

- 病室等における**病気療養中の生徒等に対し同時双方向型の遠隔授業を行う場合の特例**として、令和元年11月には**受信側の病室等に当該高等学校等の教員を配置することは必ずしも要しない**こととするとともに、令和2年4月には**修得単位数の上限（36単位）の算定に含めない**こととする制度改正を実施。

(参考) 関係法令抜粋

■ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）

第88条の3 高等学校は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室以外の場所で履修させることができる。

第96条 校長は、生徒の高等学校の全課程の修了を認めるに当たっては、高等学校学習指導要領の定めるところにより、74単位以上を修得した者について行わなければならない。ただし、（略）

2 前項前段の規定により全課程の修了の要件として修得すべき74単位のうち、第88条の3に規定する単位数は36単位を超えないものとする。ただし、疾病による療養のため又は障害のため、病院その他の適当な場所で医療の提供その他の支援を受ける必要がある生徒であつて、相当の期間高等学校を欠席すると認められるものについては、この限りでない。

高等学校段階における遠隔教育の推進について（概要）

- 平成27年4月より、高等学校の全日制・定時制課程における遠隔授業を正規の授業として制度化し、対面により行う授業と同等の教育効果を有するとき、受信側に当該教科の免許状を持った教員がいなくても、同時双方向型の遠隔授業を行うことができることとしている。
- これまでの取組状況を踏まえ、高等学校段階における遠隔教育の一層の推進を図る観点から、高等学校等におけるメディアを利用して行う授業の実施に係る留意事項の改正を行うこととする。

主な要件・留意事項（改正前）

● 修得単位数関係

卒業までに必要な単位数（74単位以上）のうち、遠隔教育による修得単位数は36単位まで。

● 対面授業の必要時間数関係

対面により行う授業を、各教科・科目等の特質に応じた相当の時間数行うこと。

（例）

- ・国語総合（4単位）の場合は、4単位時間、
- ・数学Ⅰ（3単位）の場合は、3単位時間、
- ・コミュニケーション英語Ⅰ（3単位）の場合は、12単位時間等

主な要件・留意事項（改正後）

● 単位数算定の弾力化

遠隔授業を活用して修得する単位のうち、主として対面により授業を実施するものは、36単位までとされる単位数の算定に含める必要はないこととする。

⇒ 卒業までの全ての授業の中で、その一部に遠隔授業を取り入れることが可能となる。

● 対面授業の必要時間数の見直し

年間2単位時間以上を確保しつつ、各教科・科目等の特質を考慮して各学校で柔軟に設定可能とする。

※1単位科目は年間1単位時間以上でも可

（参考）受信側の体制の在り方に関する実証研究の実施【令和3年度予算2.1億円計上※】

● 中山間地域・離島等の小規模高校における受信側の教員配置の特例措置・在り方検討

- ・ 教員の配置に代えて、実習助手や学習支援員などの受信校の身分を有し、安全管理や学習支援等を行うことができる者の配置をすることを特例的に可能とし、小規模高校の受信側の体制の在り方について実証研究を実施する（13箇所程度）。

※地域社会に根ざした高等学校の学校間連携・協働ネットワーク構築事業（COREハイスクール・ネットワーク構想）

COREハイスクール・ネットワーク構想

令和5年度要求・要望額 0.8億円
(前年度予算額 0.8億円)



地域社会に根ざした高等学校の学校間連携・協働ネットワークの構築：COllaborative REgional High-school Network

背景・課題

- 中山間地域や離島等に立地する小規模高等学校においては、地域唯一の高等学校として、大学進学から就職までの多様な進路希望に応じた教育・支援を行うことが必要であるが、教職員数が限定的であり、生徒のニーズに応じた多様な科目開設や習熟度別指導が困難。
- 複数の高等学校の教育課程の共通化やICT機器の最大限の活用により、中山間地域や離島等の高等学校においても生徒の多様な進路実現に向けた教育・支援を可能とする高等学校教育を実現し、持続的な地方創生の核としての機能強化を図る。

事業内容：中山間地域や離島等に立地する小規模高等学校の教育環境改善のためのネットワークの構築

①同時双方向型の遠隔授業などICTも活用した連携・協働

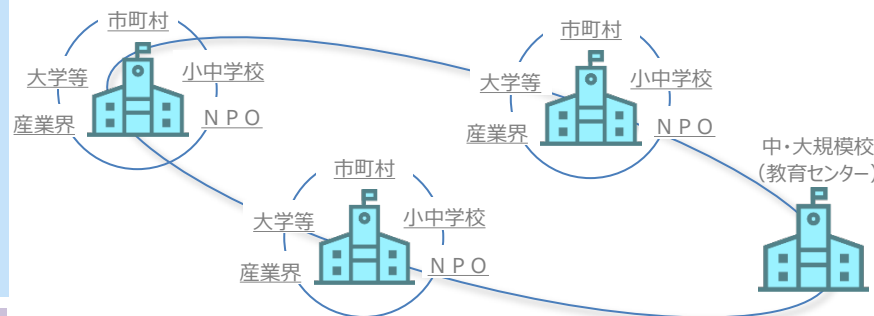
- ⇒自校では受けることのできない授業の受講を可能化
- ⇒免許外教科担任制度の利用解消
- ◆文部科学省が実施教科や形態に応じた複数の研究テーマを設定し実施

②地元自治体等の関係機関と連携・協働する体制の構築

- ⇒学校外の教育資源を活用した教育の高度化・多様化
- ⇒地域を深く理解しコミュニティを支える人材の育成

【事業の検証のための調査研究】

全国展開に向けて、各ネットワークにおける成果・課題を抽出・分析する実証研究を実施



※中・大規模校（教育センター）から複数の高等学校に対する「集中配信方式」の実施も推奨

生徒の多様なニーズに応じた質の高い教育実現する高等学校ネットワークのモデルを構築

対象校種	国公立の高等学校・中等教育学校	委託先	学校設置者
箇所数 単価（期間）	13箇所（R3指定） 480万円程度/箇所（原則3年）	委託 対象経費	遠隔授業の開発・実施に必要な経費 （人件費、委員旅費、謝金等）

高知版CORE遠隔教育ネットワーク構想

目的

高知県西部に位置する幡多地域等の高等学校に遠隔教育ネットワークを構築し、個々の高校の教育水準の維持・向上から、ネットワーク全体としての教育水準の維持・向上へと取組を発展させ、「地域間格差を解消し生徒の進路希望を実現する」という高知版遠隔教育の目指す姿を実現させる。

現状

- 幡多地域の中学校卒業生数はR3に716人で、高校入学者数541人、約2割（175人）が地域外に進学。令和3年度の学校別入学者数は、清水高校27人、宿毛高校56人、宿毛工業高校110人、中村高校153人、西土佐分校7人、幡多農業高校104人、大方高校35人、窪川高校29人、四万十高校20人で、9校中6校が小規模高校。また、幡多農業高校と宿毛工業高校は中規模校に位置づけられるものの、1学年100人程度と小規模校化傾向
- 中村高校以外は、普通科教科教員数に限りがあり、生徒のニーズや進路希望等に応じた多様な教科・科目の開設や習熟度別指導が困難な状況で、指導体制等教育活動の充実が課題
- “幡多は一つ” “チーム幡多”のスローガンのもと、幡多地区校長会、教育長会、首長会等定例会を持ち、地域創生に向けた対策を検討

1. 遠隔事業に関する取組の概要

◆遠隔授業を活用した多様な進路希望の実現

- 遠隔授業配信センター及び学校相互による遠隔授業の配信・単位認定
- ・ 配信センターによる物理、数学Ⅲ等自校では開講できない大学受験科目の配信
- ・ 農業・工業科教員による専門高校からの授業配信

◆遠隔教育システムを活用した高度な学びによる高等学校の特色化・魅力化

- 国内外の大学や企業、地域自治体の関係機関等と連携した高度な学びの提供
- 日本トップ大学生等からの学習支援・啓発活動による進学意欲の醸成

教師側



生徒側



2. 地元自治体等の関係機関と連携・協働する体制の構築に関する取組の概要

◆地域課題探究学習による幡多地域等への郷土愛・地域貢献意欲の醸成

- 地元市町村等と「幡多・四万十地域高校教育地域協働コンソーシアム会議」及び学校単位の「地域コンソーシアム」立ち上げ
- 地域における探究的な学びの推進や人材育成に関する相互理解の促進、高校魅力化評価システムの活用

※コンソーシアム構成団体

JA高知県（幡多地区）、すくも湾漁業協同組合、幡多信用金庫、幡多広域観光協議会、高知大学次世代地域創造センター、各市町村教育委員会、県産業振興推進本部 幡多地域本部、県農業担い手育成センター、県立校10校

3. ネットワークを構成する学校

幡多地域等の9校及び遠隔授業配信センター（高知県教育センター内）

R元までに導入済 大方高校、西土佐分校、清水高校、窪川高校、四万十高校

R3年10月導入 幡多農業高校、中村高校、宿毛工業高校、宿毛高校

遠隔授業配信センター

- 幡多農業高校：農業教育拠点校 窪川高校・四万十高校との農業高幡ネットワークによる相互交流、授業配信
- 宿毛工業高校：工業教育拠点校 情報科目の授業配信
- 宿毛高校：総合学科 芸術科目の授業配信
- 中村高校：進学拠点校 分校への授業配信

西土佐分校

遠隔授業配信センター



第1章 通信制高等学校を取り巻く現状・課題

通信制高等学校が担う役割の変化

- 通信制高等学校は、当初は勤労青年を主たる対象としていたが、近年は、不登校経験など多様な入学動機や学習歴を持つ生徒が入学するとともに15歳から18歳の生徒が増えるなど若年化しており、自立して自学自習を行う生徒を対象としてきた制度の前提が変化
- 近年の義務教育段階の不登校児童生徒数の増大、修業年限の3年以上への弾力化、株式会社立学校の設置容認、高等学校通信教育規程の大綱化等の影響もあって、通信制高等学校の学校数・生徒数が平成10年以降急増
- 大規模な私立の広域通信制高等学校が通信教育連携協力施設（以下「サテライト施設」）を用いて全国的に教育活動を展開

通信制高等学校の監督に係る状況

- 平成27年のウイツ青山学園高等学校の事案をはじめ、一部の通信制高等学校において違法・不適切な学校運営や教育活動が明らかに
- 国においては、所轄庁と共同での点検調査の実施や関係法令・ガイドライン等の改正等により通信制高等学校の質の確保・向上を図っているが、依然として、一部の学校において違法・不適切な学校運営や教育活動が行われている事例が見受けられる
- 所轄庁の状況を見ると、通信制課程の設置認可・指導監督に携わる職員が減少し、過半数の所轄庁で教職経験・教育行政経験のある職員が配置されていない
- また、広域通信制高等学校のサテライト施設については、所轄庁の圏域を越えて教育活動を展開しているため、所轄庁が監督することが物理的に困難であるといった課題が生じているほか、他の所轄庁が認可するサテライト施設の所在や教育内容について、多くの都道府県において把握できていない状況

第2章 基本的な考え方

指導方法・指導体制について

- 通信制高等学校においても、中央教育審議会答申（令和3年1月）において示された、「全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」をしながら、学習指導要領を着実に実施していくことが必要
- 学校には、学習機会や学力を保障する役割のみならず、全人的な発達・成長を保障する役割や、身体的・精神的な健康を保障するという福祉的な役割も求められており、特に通信制高等学校においては、全日制、定時制課程以上に、生徒一人一人の実態に応じて、伴走して支援を行う体制を構築していくことが必要

質保証の方策・所轄庁の在り方について

- 令和3年3月の制度改正事項（通信教育実施計画の策定・明示、サテライト施設の学則への位置付け、生徒数・教職員数、教育課程、情報公表等）をはじめ関係法令の遵守の徹底、サテライト施設の情報の整理・可視化や第三者評価の活用促進など、開かれた学校づくりを推進していくことが必要
- 高等学校の卒業は、大学入学資格となるなど社会的通用性を有するものであることを踏まえ、通信制高等学校において更なる教育の質の確保・向上を図り、「令和の日本型学校教育」を実現していくことが重要であり、国が中心となり、所轄庁の指導力の向上を図ること（適切な指導監督を行うことができる仕組みの構築・環境整備など）や、都道府県間の連携協力体制を構築していくことが必要

第3章 取るべき対応策

①指導方法の在り方

高等学校教育として相応しい質を確保する学習の設計

- 通信制課程において高等学校教育として相応しい質を確実に確保するために、1単位当たり、例えば、面接指導と添削課題に要する学習時間（メディアを利用した学習を含め、これらに類するものを含む。）の総計を1単位当たり35単位時間を標準となるよう設計するなどして、学習指導要領に定める目標を達成するよう教育を実施することをガイドライン等に明記

個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を通じた主体的・対話的で深い学びを実現するための指導方法の見直し

- 以下の趣旨をガイドライン等に明記
 - ・ 添削指導・試験において、知識・技能のみならず、思考力・判断力・表現力等を育む観点からも、文章で解答する記述式を一定量取り入れるべきこと
 - ・ 面接指導の時期・方法を適切に設定すること。年度途中の集中スクーリングを行う場合には、その後の生徒の学習上の課題を踏まえて適切指導を行うことが可能な環境・体制を整備すること
 - ・ 個別最適で協働的な学びを実現する形（少人数かつ同時双方向型等）でのメディア利用も検討すること
- 個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を通じた主体的・対話的で深い学びを実現するためのモデル事業を国において実施

②指導体制の在り方

教諭等の指導体制の確保と規模の規制の見直し

- 通信制高等学校の実態を踏まえ、教育の質の向上を図るためには、指導体制を確実に確保していくことが必要であることから、差し当たり、少なくとも生徒数80人当たり教諭等が1名以上必要ということを基準として設定（ただし、これは必要最低の基準であり、不登校経験者など多様な生徒が多数在籍し、若年化している学校にあつては、全日制・定時制以上に、生徒一人一人に寄り添って伴走して支援を行う体制を整えていくことや、専門・支援スタッフとの連携が重要であることを併せて周知）
- 適切な指導体制・教育環境等が整っている必要があることから、学校の設置認可の際に収容定員が適切であることを確認
- より特色ある教育の提供を可能とする観点から、通信制課程の規模の下限を240人としている現行規定は撤廃

専門・支援スタッフの配置促進

- 通信制高等学校においては、学習機能だけではなく社会的機能や福祉的機能も果たしていくことが特に重要。このため、専門・支援スタッフ（養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育支援コーディネーターなど）の配置について、「自己点検チェックシート（仮称）」に盛り込み、係る趣旨を徹底

第3章 取るべき対応策

③ 質保証の方策（サテライト施設の在り方を含む）

関係法令等の徹底

- 令和3年3月の制度改正事項（サテライト施設の基準の設定のほか、サテライト施設ごとの教育活動等の情報公表等）や、学校教育法及び学校教育法施行規則により義務付けられている自己評価の実施及び結果公表等について、取組が十分でない学校も見受けられることから、関係法令・ガイドラインで定める内容を実施できているか確認するための「自己点検チェックシート（仮称）」を整備し、関係法令等の遵守を徹底

広域通信制高等学校におけるサテライト施設の情報の整理・可視化

- 各都道府県や、各地域に居住する生徒・保護者にとって、域内のサテライト施設の情報を把握することは、域内の高等学校全体の適切な定員管理や学校選択を行う上でも重要であることから、サテライト施設の情報を含む各学校の情報公開を徹底しつつ、国において、サテライト施設の情報を一覧で確認できるウェブサイトを構築

第三者評価の活用促進

- 学校運営や教育活動の更なる適正化を図る観点や外部の信頼を一層得ていく観点から、第三者評価の活用について、「自己点検チェックシート（仮称）」への盛り込み、サテライト施設の情報を一覧で確認できるウェブサイトにおいて第三者評価の実施状況を含めた公表・周知、第三者評価の実施機関の体制整備を推進

④ 所轄庁の在り方

所轄庁による指導力の向上

- 全国に広がる広域通信制高等学校に対して、所轄庁において専門的見地から適切に指導監督を行うことができる仕組みを構築していくために、
 - ・ 点検調査を容易かつ実効的にする「自己点検チェックシート（仮称）」の整備・活用
 - ・ 通信制高等学校に関する専門家等をアドバイザーとして所轄庁に派遣
 - ・ 所轄庁による認可処分の適正化や、認可基準を持たない所轄庁に対する策定への働きかけに向けて、設置認可基準の策定内容の標準例の提示（その際、設置認可の際に適切な定員設定となっていることを確認すること、認可後のサテライト施設の適切な監督を促すことを含める）
 - ・ 関係法令の見直し
- 所轄庁において、通信制高等学校の教育の質の確保・向上に向けた方策に重点的に取り組む環境を整えるため、学則変更について、ガイドラインに記載がなく教育の質確保・向上とは直接的に関わらない事項（賞罰や寄宿舎に関することなど）については認可事項から届出事項へと改正

都道府県間の連携協力体制の構築

- 広域通信制高校のサテライト施設に対する適切な指導監督に向けて、高校の所轄庁とサテライト施設が所在する都道府県間の情報共有や連携協力体制を構築・深化させる方策を国において検討し、ガイドラインに規定
- サテライト施設の情報を一覧できるウェブサイトの活用など、都道府県が域内のサテライト施設の設置状況を把握する仕組みを構築

単位修得にあたっての全日制・定時制と通信制の違い

1単位を修得するに必要な学習

(1) 全日制・定時制の場合

- ・ 1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算
⇒ 50分×35単位時間の学習量が必要

(2) 通信制の場合(国語、地理歴史、公民及び数学の場合)

- ・ 自学自習
 +
 添削指導(3回)
 +
 面接指導(1単位時間(50分))
 +
 多様なメディアを利用した指導 ※面接指導時間の減免が可能
⇒ 法令上の学習量の定めは、添削指導(3回)と面接指導(50分)であり、基本は自学自習により学習を実施

不登校児童生徒等を対象とする特別の教育課程の編成（特例校）について

特区「不登校児童生徒等を対象とした学校設置に係る教育課程弾力化事業」の閣議決定（平成16年12月10日）に基づき、平成17年学校教育法施行規則の改正により全国化した。

なお、「経済財政運営と改革の基本方針2022」（令和4年6月7日閣議決定）においても、「ICTも効果的に活用し、不登校特例校の全都道府県等での設置や指導の充実の促進、SC・SSWの配置の促進等を通じた重大ないじめ・自殺や不登校への対応（中略）を図る」とされている。

不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、特定の学校において教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成することができる。

具体的な仕組の概要

- 相当の期間小学校、中学校、高等学校を欠席していると認められる児童生徒、高等学校を退学し、その後高等学校に入学していないと認められる者又は高等学校の入学資格を有するが、高等学校に入学していないと認められる者を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要がある場合。

※学校教育法施行規則

第56条（小学校）、第79条（中学校）、第86条（高等学校）、第108条（中等教育学校）

- 特別の教育課程を編成することを希望する学校を設置する地方自治体の教育委員会、国立大学法人、学校法人が文部科学大臣に申請書を提出。



文部科学大臣は、申請内容を審査し、学校教育法等の観点から支障がないと認められるときは当該学校を指定。

（参考）令和4年4月現在、開校している学校は全国で21校

- ・八王子市立高尾山学園小学部・中学部（平成16年4月～）
- ・学科指導教室「ASU」※小・中学校（平成16年4月～）
- ・鹿児島城西高等学校 普通科（ドリームコース）（平成18年4月～）
- ・京都市立洛友中学校（平成19年4月～）
- ・星槎名古屋中学校（平成24年4月～）
- ・西濃学園中学校（平成29年4月～）
- ・東京シューレ江戸川小学校（令和2年4月～）
- ・福生市立福生第一中学校（令和2年4月～）
- ・大田区立御園中学校（令和3年4月～）
- ・大和市立引地台中学校（令和4年4月～）
- ・世田谷区立世田谷中学校（令和4年4月～）

- ・京都市立洛風中学校（平成16年10月～）
- ・星槎中学校（平成17年4月～）
- ・東京シューレ葛飾中学校（平成19年4月～）
- ・日本放送協会学園高等学校（平成20年4月～）
- ・星槎もみじ中学校（平成26年4月～）
- ・調布市立第七中学校はしうち教室（平成30年4月～）
- ・岐阜市立草潤中学校（令和3年4月～）
- ・星槎高等学校（令和2年4月～）
- ・宮城県富谷市立富谷中学校（令和4年4月～）
- ・三豊市立高瀬中学校（令和4年4月～）

不登校特例校の特色と教育上の効果について

※不登校特例校の設置に向けて【手引き】
(令和2年1月)より抜粋

不登校児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する必要があると認められる場合、特定の学校において教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成することができる。

各校の特色ある教育課程

- 年間の総授業時間数の低減 ⇒ **750時間程度**
- 体験型学習として**校外学習を年4回以上実施**
- **朝の時間や放課後のゆとり**を考え、午前2時間・午後2時間を基本とし、授業時数を770時間に設定
- 本校ならではの特色のある教科・時間として、**音楽・美術・技術・家庭を統合した「創作工房」、道徳及び特別活動の時間を統合した「コミュニケーションタイム」等を新設**
- コミュニケーション能力の向上を図るため、道徳（35時間）を**ソーシャルスキルトレーニング**の授業として実施
- 理科や社会を中心に、問題解決学習を中心とした**合科的指導やフィールドワーク、体験学習、ボランティア活動**を実施
- **習熟度別クラスの編成、学年の枠を越えたクラス編成**を行い指導を実施
- **一人一人に応じた学習のレベル、学習量、学習のスピード**で実施
- 体験的学習時間を多く確保するため、**総合的な学習の時間を85時間（1年）～105時間（2・3年）に増加**

教育上の効果

- 市内で不登校になっている児童生徒を受け入れることで、**基礎学力の定着と社会性の育成を行い、上級学校への進学など多くの子供たちの不登校を改善できている。**特に学習意欲があるが、学校に通えない子供には大きな改善や効果がある教育活動を実施できていると考える。
- 生徒は各々の発達のペースに合わせた課題設定がなされ、それらの**スモールステップに対する取組みが評価されることによって自己肯定感が高まった。**それまで諦めがちであったことにも意欲的に挑戦する姿勢が多くなった。このことは高等学校またその先の進路設定にも好影響を与え、それぞれ自分に合った自立の道を得ている。
- 生徒の表情の変化は同時に保護者に対しても反映し、**不安や悩みでうつむいていたものが、意欲的に学習するように変化している。**不登校児童生徒への家庭の応援体制が整うことは、当然生徒にも良い影響を与えている。
- 様々な理由で不登校となり、本来校へ復帰できず**行き場のない生徒の学習の場、居場所として有効**である。特に定員を少数としていることもあり、**集団での活動は苦手だが、個別又は小集団での活動なら適応できる生徒が学校に通えている。**

高等学校 不登校特例制度（通信の方法を用いた教育）について

1. 制度の概要

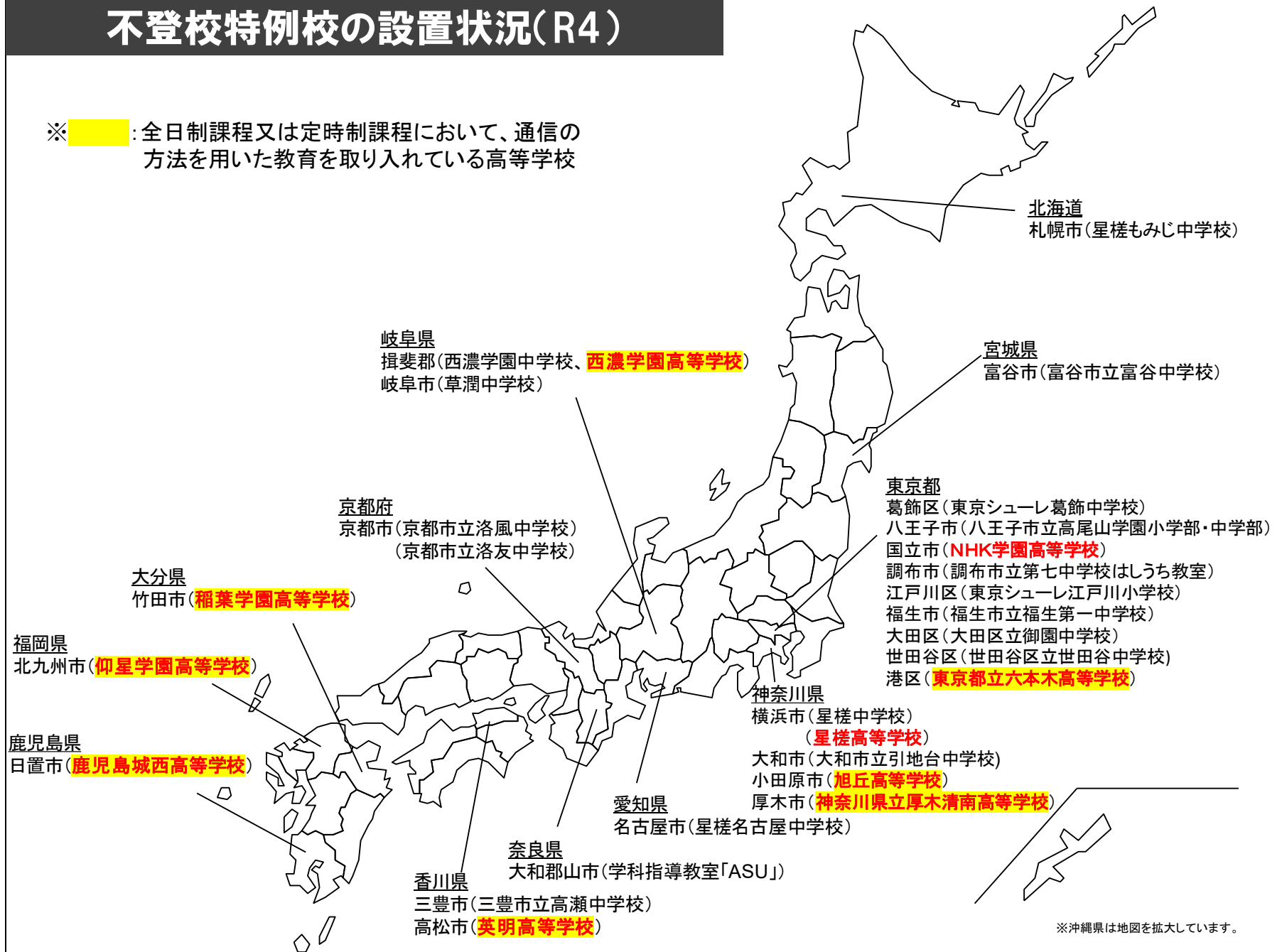
- 高等学校の全日制・定時制課程において、学校生活への適応が困難であるため、相当の期間高等学校を欠席していると認められる生徒等又は療養等のため相当の期間高等学校を欠席すると認められる生徒等を対象として、通信の方法を用いた教育により、36単位を上限として単位認定を行うことを可能とする。
 - 上記措置を希望する高等学校を設置する地方公共団体の教育委員会、国立大学法人、学校法人からの申請に基づき、文部科学大臣が、当該高等学校を指定する。
- ※ 平成16年度に構造改革特区における特例措置として実施されていたが、閣議決定（平成20年4月25日）に基づき、平成21年3月に全国化。

2. 適用実績（令和4年4月1日現在：計8校）

- 平成18年4月～ 仰星学園高等学校（学校法人仰星学園）（福岡県）
- 平成22年4月～ 稲葉学園高等学校（学校法人稲葉学園）（大分県）
- 平成23年4月～ 旭丘高等学校（学校法人新名学園）（神奈川県）
- 平成23年4月～ 鹿児島城西高等学校（学校法人日章学園）（鹿児島県）
- 平成28年6月～ 神奈川県立厚木清南高等学校（神奈川県）
- 平成30年4月～ 東京都立六本木高等学校（東京都）
- 令和3年4月～ 英明高等学校（学校法人香川県明善学園）（香川県）
- 令和4年4月～ 西濃学園高等学校（学校法人西濃学園）（岐阜県）

不登校特例校の設置状況(R4)

※ : 全日制課程又は定時制課程において、通信の方法を用いた教育を取り入れている高等学校



※沖縄県は地図を拡大しています。

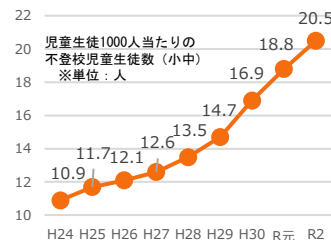
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー による教育相談体制の充実

令和5年度要求・要望額
(前年度予算額)

101億円
77億円)



- ◆ 義務教育段階の不登校児童生徒数は、平成24年度から8年連続で全体の人数・児童生徒千人当たりの人数ともに増加しており、**様々な課題を抱える児童生徒への早期支援、不登校状態にある児童生徒への手厚い支援**に向けた相談体制の充実が必要。
- ◆ また、社会問題化している昨今の児童虐待相談対応件数の急増等を踏まえ、**学校における児童虐待の未然防止・早期発見や、児童虐待発生時の迅速・的確な対応**に向けた相談体制の充実も喫緊の課題。
- ◆ さらに、「**経済財政運営と改革の基本方針2022**」等を踏まえ、**重大ないじめ・自殺や不登校、ヤングケアラーの早期対応等**に向けた相談体制の充実も課題。



スクールカウンセラー等活用事業		スクールソーシャルワーカー活用事業	
令和5年度概算要求：7,118百万円(前年度予算額：5,581百万円)		令和5年度概算要求：2,939百万円(前年度予算額：2,132百万円)	
補助制度	✓ 補助割合：国 1/3、都道府県・政令指定都市 2/3 ✓ 実施主体：都道府県・政令指定都市 ✓ 補助対象経費：報酬・期末手当、交通費等	✓ 補助割合：国 1/3、都道府県・政令指定都市・中核市 2/3 ✓ 実施主体：都道府県・政令指定都市・中核市 ✓ 補助対象経費：報酬・期末手当、交通費等	
求められる能力・資格	✓ 児童生徒の心理に関して専門的な知識・経験を有する者 ⇒児童の心理に関する支援に従事（学教法施行規則） ✓ 公認心理師、臨床心理士等	✓ 福祉に関して専門的な知識・経験を有する者 ⇒児童の福祉に関する支援に従事（学教法施行規則） ✓ 社会福祉士、精神保健福祉士等	
基盤となる配置	✓ 全公立小中学校に対する配置（27,500校） ✓ 配置時間：週1回概ね4時間程度	✓ 全中学校区に対する配置（10,000中学校区） ✓ 配置時間：週1回3時間	
重点配置等	基礎配置に加え、配置時間を週1回4時間加算 ⇒重点配置の活用により、 週1回8時間（終日）以上の配置も可能		基礎配置に加え、配置時間を週1回3時間加算 ⇒重点配置の活用により、 週2回や週3回の配置も可能
	いじめ不登校	➤ いじめ・不登校対策 のための重点配置： 3,200校 （←2,000校） ※不登校特例校や夜間中学への配置を含む ➤ 教育支援センター の機能強化： 250箇所	➤ いじめ・不登校対策 のための重点配置： 4,000校 （←2,000校） ※不登校特例校・夜間中学への配置を含む ➤ 教育支援センター の機能強化： 250箇所
	虐待貧困	➤ 虐待対策 のための重点配置： 2,000校 （←1,500校） ➤ 貧困対策 のための重点配置： 2,300校 （←1,900校）	➤ 虐待対策 のための重点配置： 3,000校 （←2,000校） ➤ 貧困対策 のための重点配置： 4,900校 （←2,900校） ※ヤングケアラー支援のための配置を含む
	質の向上	➤ スーパーバイザー の配置： 150人 （←90人）	➤ スーパーバイザー の配置： 90人
	上記のほか、 自殺予防教育実施の支援 を含む		上記のほか、 データ連携に係るSSWの活用等（150箇所） を含む
児童生徒支援センター（オンライン活用拠点）		➤ オンラインカウンセリング 活用のための配置： 300箇所 （新規）	➤ オンラインを活用した支援 のための配置： 300箇所 （新規）

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置・対応率（令和３年度実績）

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置・対応状況

		配置・対応校数 (A)	全校数 (B)	配置率・対応率 (A/B)	実人数
SC	小学校	17,840	18,940	94.2%	10,158
	中学校	9,165	9,323	98.3%	
	小計（小・中）	27,005	28,263	95.5%	10,158
	高等学校	3,791	4,062	93.3%	1,227
	特別支援学校	—	—	—	172
	合計	30,796	32,325	95.3%	11,557
SSW	小学校	13,854	18,940	73.1%	3,388
	中学校	7,110	9,323	76.3%	
	小計（小・中）	20,964	28,263	74.2%	3,388
	中学校区	7,656	9,285	82.5%	—
	高等学校	1,749	4,062	43.1%	415
	特別支援学校	—	—	—	43
	合計	22,713	32,325	70.3%	3,852

※自治体単費による措置数を含む
※SCは準ずる者を含む

学校間連携・定通併修

高等学校等においては、生徒の能力・適性、興味・関心等の多様化の実態を踏まえ、高等学校教育の一層の充実を図ることを目的として、生徒の在学する高等学校等での学習の成果に加えて、在学する高等学校等以外の場における体験的な活動等の成果を各学校長の判断によって、高等学校等の単位として認定することが可能。

学校間連携・課程間併修

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）

第九十七条 校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が当該校長の定めるところにより他の高等学校又は中等教育学校の後期課程において一部の科目又は総合的な探究の時間の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該生徒の在学する高等学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。

2 前項の規定により、生徒が他の高等学校又は中等教育学校の後期課程において一部の科目又は総合的な探究の時間の単位を修得する場合においては、当該他の高等学校又は中等教育学校の校長は、当該生徒について一部の科目又は総合的な探究の時間の履修を許可することができる。

3 同一の高等学校に置かれている全日制の課程、定時制の課程及び通信制の課程相互の間の併修については、前二項の規定を準用する。

定通併修

高等学校通信教育規程（昭和三十七年文部省令第三十二号）

第十二条 実施校の校長は、当該実施校の通信制の課程の生徒が、当該校長の定めるところにより当該高等学校の定時制の課程又は他の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の定時制の課程若しくは通信制の課程において一部の科目又は総合的な探究の時間の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該実施校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。

2 定時制の課程を置く高等学校の校長は、当該高等学校の定時制の課程の生徒が、当該校長の定めるところにより当該高等学校の通信制の課程又は他の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通信制の課程において一部の科目又は総合的な探究の時間の単位を修得したときは、当該修得した単位数を当該定時制の課程を置く高等学校が定めた全課程の修了を認めるに必要な単位数のうちに加えることができる。

◇学校間連携および課程間併修、定通併修の整理

履修 在籍	当該高等学校			他の高等学校		
	全日制	定時制	通信制	全日制	定時制	通信制
全日制	—	②	②	①	①	①
定時制	②	—	④	①	①	④
通信制	②	③	—	①	③	③

- ①学校間連携
（学校教育法施行規則第97条第1項・第2項）
- ②同一校内の課程間併修
（学校教育法施行規則第97条第3項）
- ③通信制課程における定通併修
（高等学校通信教育規程第12条第1項）
- ④定時制課程における定通併修
（高等学校通信教育規程第12条第2項）

全日制・定時制課程に在籍する生徒に対する遠隔・通信教育に係る制度・特例

制度・特例名	教育の手法	教育を受ける場所	大臣認定の 要否	単位上限
遠隔授業 【教科・科目充実型】 ※学校教育法施行規則 第88条の3	同時双方向型のみ ※告示において規定 ※相当の時間数の対面指導が 別途必要 ※告示において規定	教室等 ※受信側に当該高校の教員を 配置することが原則 ※病気療養中等の生徒の場合 は、病院・自宅等も可 （通知において記載）	不要	36単位 （病気療養中等の生 徒の場合は、上限無し） ※学校教育法施行規則第96条2 項
（全日制） 学校間連携・ 同一校課程間併修 ※学校教育法施行規則第97条 （定時制） 定通併修 ※高等学校通信教育規程 第12条	通信制課程の併修等による 通信の方法 （メディア利用として、同 時双方向型又はオンデマン ド型のオンライン教育もあり 得る） ※別途、学習指導要領に沿って 面接指導を行うことが必要	制約なし（面接指導 を除く）	不要	36単位 ※学校教育法施行規則99条 ただし、定通併修は上 限なし
不登校特例制度 （通信の方法） ※学校教育法施行規則第86条	通信の方法 （メディア利用として、同 時双方向型又はオンデマン ド型のオンライン教育もあり 得る） ※別途、学習指導要領に沿って 面接指導を行うことが必要 ※通知において記載	制約なし（面接指導 を除く）	必要 ※学校教育法施行 規則第86条	36単位 ※通知において記載

各都道府県における、高等学校の適正規模に関する基準の例

高知県の場合（県立高等学校再編振興計画より抜粋）

【学校規模の基準】

◇ 適正規模

- ・ 適正規模としては、「1 学年 4 ～ 8 学級」が必要です。
- ・ 一定の生徒数が見込まれる高知市及びその周辺地域は、より活気あふれる学校づくりができる「1 学年 6 学級以上」の学校規模の維持に努めます。

◇ 過疎化が著しく、近隣に他の高等学校がない学校

- ・ 地域の学びの機会を保障するために、最低規模を「1 学年 1 学級（20 人以上）以上」として維持します。

◇ 学び直しの機能を持った学校

- ・ 不登校や中途退学を経験した生徒、発達障害のある生徒等を受け入れる体制を整えた学校の最低規模を「1 学年 1 学級（20 人以上）以上」として維持します。

◇ 分校の最低規模

- ・ 「1 学年 1 学級（20 人以上）」とし、この規模を下回った際に、募集停止の猶予期間は「入学者数が 20 人に満たない状況が 3 年間で 2 度ある場合」を「2 年連続して満たない状況になった場合」に緩和し、平成 27 年度から新たに適用します。

長崎県の場合（第三期長崎県立高等学校改革基本方針より抜粋）

適正な学校規模の基準

県立全日制高等学校の適正な学校規模の基準は、1 学年 3 ～ 8 学級（120 ～ 320 人）を標準とし、適正配置の観点等から必要性が認められる場合においては、上記の標準を 1 学級下回る又は 1 学級上回る規模の高等学校の配置についても弾力的に取り扱う。

ただし、次のア、イについては、地域性等に鑑み、1 学年 1 学級の学校として配置するものとする。

ア 第二期基本方針及び第三期基本方針の計画期間内において、キャンパス校の導入が認められた高等学校。

なお、該当校における第一学年の在籍者数は、20 人以上を望ましい人数とする。

イ 小中高一貫教育を実施している一島一高等学校。

なお、該当校における第一学年の在籍者数は、10 人以上を望ましい人数とする。

新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ審議まとめ（概要） ～多様な生徒が社会とつながり、学ぶ意欲が育まれる魅力ある高等学校教育の実現に向けて～

第1章 高等学校教育を取り巻く現状と課題認識

- 高等学校には多様な入学動機や進路希望、学習経験などを持つ生徒が在籍している現状を踏まえた教育活動が極めて重要
- 高校生の学校生活への満足度や学習意欲は中学校段階に比べて低下しており、高校生の学習意欲を喚起するためのものへと転換することが必要
- 大学入学や就職等の出口のみを目標とすることなく、他分野に関する理解や、新たなことを学び、挑戦する意欲を育むための学びが不可欠
- 産業構造や社会システムの激変、少子化の進行等の社会経済の有り様を踏まえた高等学校教育の在り方の検討が必要

第2章 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を通じて再認識された高等学校の役割・在り方

- 学習機会と学力を保障するという役割のみならず、生徒にとって安全・安心な居場所を提供するという福祉的機能や、社会性・人間性を育むといった社会的機能をも有するという高等学校の多面的な役割・在り方を再認識
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、生徒が長期間登校できない状況下において、ICTも最大限活用した学習保障の必要性が顕在化
- 遠隔・オンラインか対面・オフラインかという二元論に陥らず、最適な組合せによって、全ての生徒の可能性を引き出す学びの実現が必要

これらの前提を踏まえ、以下の方策を実施

第3章 高校生の学習意欲を喚起し、可能性及び能力を最大限に伸長するための各高等学校の特色化・魅力化に向けた方策

【1. 各学科に共通して取り組むべき方策】

(1) 現代的な諸課題に対応し、20年後・30年後の社会像を見据えて必要となる資質・能力の育成

- 国内外の大学、企業、地元市町村等の関係機関と連携した高度かつ多様な学びの提供

(2) 地域の実態に応じた多様な高等学校教育の実現

- 中山間地域・離島等に立地する小規模高等学校が教育課程の共通化・相互互換を図ることで、地理的制約を超えて教育資源を効果的に活用
- 都道府県は、地元市町村等との丁寧な意見交換を通じて公立高等学校の在り方を検討。その際、総合教育政策会議を活用した首長部局との連携も有効

(3) 各高等学校の存在意義・社会的役割等の明確化（スクール・ミッションの再定義）

- 各設置者が、各高等学校の存在意義や社会的役割、目指すべき学校像をスクール・ミッションとして再定義

(4) 各高等学校の入口から出口までの教育活動の指針（スクール・ポリシー）の策定

- 各高等学校は、高等学校教育の入口から出口までの教育活動を一貫した体系的なものに再構築するため、「育成を目指す資質・能力に関する方針」「教育課程の編成及び実施に関する方針」「入学者の受入れに関する方針」（仮称）を策定・公表

(5) 地域社会や高等教育機関等の関係機関と連携・協働した学びの実現

- 各高等学校の目的を踏まえ、地域社会や高等教育機関等との連携・協働を推進（例：地元市町村等との協働体制であるコンソーシアムの構築）

第3章 高校生の学習意欲を喚起し、可能性及び能力を最大限に伸長するための各高等学校の特色化・魅力化に向けた方策

【2. 学科の特質に応じた教育活動の充実強化】

(1) 普通科改革

- 各設置者の判断により、「普通教育を主とする学科」として、下記のような特色・魅力ある学科の設置を可能化

【学際的な学びに重点的に取り組む学科】

- …SDGsの実現やSociety5.0の到来に伴って生じる諸課題に着目し、国際社会及び日本社会における課題の発見・解決に資する資質・能力を育成
- …国内外の高等教育機関や国際機関、国の機関等との連携・協働により、大学教育の先取り履修や高大連携講座の仕組みの構築などを実施

【地域社会に関する学びに重点的に取り組む学科】

- …地元市町村を中心とする地域社会の有する課題・魅力に着目し、地域社会の持続的な発展や価値の創出に資する資質・能力を育成
- …地元の市町村、高等教育機関、企業・経済団体等との連携・協働により、フィールドワークや事例研究、社会人講座などを実施

【その他特色・魅力ある学びに重点的に取り組む学科】 …上記2学科を参照しつつ育成を目指す資質・能力を設定し、関係機関との連携・協働した教育を実施

(2) 専門学科改革

- 産業界を核として地域の産官学が一体となって、将来の地域産業界・高等学校段階での人材育成の在り方を検討し、それに基づく教育課程を開発・実践
- 産業教育施設・設備の計画的な整備、これを支える財政的措置の充実、地元企業の施設の活用等の工夫による最先端の施設・設備に触れる機会を創出

(3) 新しい時代に求められる総合学科の在り方

- 多様な科目開設を実現するために、ICTも活用して他校の科目を履修して単位認定する仕組みの活用や、外部人材の活用を推進

第4章 定時制・通信制課程等における多様な学習ニーズへの対応と質保証

【1. 定時制・通信制課程等における多様な学習ニーズへの対応】

- 制度創設時と異なり勤労青年に限らず多様な生徒が在籍している定時制・通信制課程の現状を踏まえ、多様な生徒のニーズにきめ細かく対応するため、SC・SSW等の専門スタッフの充実、関係機関との連携促進、ICTの効果的な活用、少年院在院者への高等学校教育機会の提供等を推進

【2. 高等学校通信教育の質保証方策】

(1) 教育課程の編成・実施の適正化

- 各年度における添削指導・面接指導・試験の年間計画等を「通信教育実施計画」(仮称)として策定・明示することを義務付け
- 面接指導は少人数で行うことを基幹とすることや、集中スクーリングにおいて1日に実施する面接指導の時間数を適切に定めること、多様なメディアを利用して行う学習の報告課題等に対する観点別学習状況の評価の実施、試験の実施時間・時期を適切に設定することなどを明確化

(2) サテライト施設の教育水準の確保

- 実施校の責任下におけるサテライト施設の把握・管理、情報開示の徹底、面接指導等実施施設の共通の基準に関して実施校と同等の教育環境を確保

(3) 多様な生徒にきめ細かく対応するための指導体制の充実

- 養護教諭、SC・SSW等の専門スタッフの充実や関係機関等との連携促進を図るとともに、きめ細かく指導・支援を実現するための教諭等の人数を明確化

(4) 主体的な学校運営改善の徹底

- 法令に基づく学校評価の実施・公表の徹底とともに、「自己点検チェックシート」(仮称)に基づく自己点検の実施・公表
- 教員・生徒・教育課程・施設設備等に関する学校の基本情報の開示を義務付け。ICTを基盤とした先端技術の効果的な活用に向けた実証研究を実施

新しい時代の高等学校教育の実現に向けた制度改革等について（概要）

- 「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して（答申）」（令和3年1月26日 中央教育審議会）及び「新しい時代の高等学校教育の在り方ワーキンググループ（審議まとめ）」（令和2年11月13日 同ワーキンググループ）等を踏まえて、学校教育法施行規則、高等学校設置基準、高等学校通信教育規程等の一部改正等を行った。

1 各高等学校の特色化・魅力化【学校教育法施行規則・高等学校設置基準の一部改正、通知事項】

◆ 各高等学校に期待される社会的役割等の再定義

- 高等学校の設置者は、高等学校が下記の「三つの方針」を策定する前提として、各高等学校やその立地する市区町村等と連携としつつ、各高等学校に期待される社会的役割等（いわゆるスクール・ミッション）を再定義することが望まれる。

◆ 高等学校における「三つの方針」の策定・公表

- 高等学校は、当該学校、全日・定時・通信制の課程又は学科ごとに以下の方針（いわゆるスクール・ポリシー）を定め、公表するものとする。

(a) 高等学校学習指導要領に定めるところにより育成を目指す資質・能力に関する方針

(b) 教育課程の編成及び実施に関する方針

(c) 入学者の受け入れに関する方針

（※）令和4年4月1日から施行（令和6年度末まで経過措置）

◆ 高等学校と関係機関等との連携協力体制の整備

- 高等学校は、当該学校における教育活動その他の学校運営を行うに当たり、関係機関等との連携協力体制の整備に努めることとする。

（※）令和4年4月1日から施行

2 普通科改革（高等学校における「普通教育を主とする学科」の弾力化）

【高等学校設置基準・高等学校学習指導要領の一部改正】

- 普通教育を主とする学科として、普通科以外の学科を設置可能とする。

- 普通科以外の普通教育を主とする学科においては、各学科の特色等に応じた学校設定教科・科目を設け、2単位以上を全ての生徒に履修させるなどして教育課程を編成することとする。

- 普通教育を主とする学科のうち、学際領域に関する学科及び地域社会に関する学科については以下のとおりとする。

(a) 学際領域に関する学科については大学等との連携協力体制を整備するものとする。

(b) 地域社会に関する学科については地域の行政機関等との連携協力体制を整備するものとする。

(c) 上記2学科は、関係機関等との連絡調整を行う職員の配置その他の措置を講じるよう努めるものとする。

（※）令和4年4月1日から施行

高等学校に期待される社会的役割の再定義

■ 背景

- ✓ 各高校の在り方を検討する上で、各高校が育成を目指す資質・能力を明確化することが重要
- ✓ しかし、学校教育目標等が抽象的で分かりにくい、校内外への共有・浸透が不十分といった指摘

社会的役割（スクール・ミッション）の再定義

- ✓ 各高校の存在意義
- ✓ 期待される社会的役割
- ✓ 目指すべき高等学校像

高等学校の設置者が各学校や地元自治体等の関係者と連携しながら再定義（施行通知で記載）

- ✓ 生徒の状況・意向・期待
- ✓ 現在の社会・地域の実情
- ✓ 学校の歴史・伝統
- ✓ 将来の社会像・地域像

高等学校の役割・理念を
分かりやすく提示



中学生

生徒

教職員



地域住民

地元市町村

地元産業界

- ✓ 中学校における進路指導の充実や中学生の学校選択、高校生の科目選択にも資するものとして期待

高等学校における「三つの方針」の策定・公表

「三つの方針」（スクール・ポリシー）の策定・公表（学校教育法施行規則の改正）

✓ **高等学校教育の入口から出口までの教育活動**を一貫した体系的なものへと再構成

✓ 各高等学校教育の**継続性を担保**

▶ 特色・魅力ある教育の実現に向けた**整合性のある指針として「三つの方針」を策定・公表**

第百三条の二 高等学校は、当該高等学校、全日制の課程、定時制の課程若しくは通信制の課程又は学科ごとに、次に掲げる方針を定め、公表するものとする。

一 高等学校学習指導要領に定めるところにより育成を目指す資質・能力に関する方針

二 教育課程の編成及び実施に関する方針

三 入学者の受入れに関する方針

✓ 各高等学校における**育成を目指す資質・能力を明確化・具体化**

✓ **カリキュラム・マネジメント**を通じて、学校全体の教育活動の**組織的・計画的な改善**へと結実

✓ スクール・ポリシーを基準にして、**高等学校の教育活動や業務内容を精選・重点化**

✓ **学校評価**において、スクール・ポリシーに照らして自らの取組を点検・評価

三つの方針の内容

✓ 生徒や入学希望者の**学習意欲を喚起**し、学校生活や将来に対する展望を持ちやすい表現・内容

✓ 日常的に参照可能なよう、総花的なものとなせず**真に重点的に取り組む内容**を示す指針

✓ スクール・ポリシーについても**日々の教育活動の検証等を通じた見直し**

「普通教育を主とする学科」の弾力化－普通科改革の意義・概要

- 普通科には高校生の約 7 割が在籍する一方で、生徒の能力・適正や興味・関心等を踏まえた学びの実現に課題があるとの指摘もなされており、「普通」の名称から一斉的・画一的な学びの印象を持たれやすいところ、普通科においても、生徒や地域の実情に応じた特色・魅力ある教育を実現する。
- 普通科において特色・魅力ある教育を行うにあたって、従来の文系・理系の類型分けを普遍的なものとして位置付けるのではなく、総合的な探究の時間を軸として、生徒が社会の持続的発展に寄与するために必要な資質・能力を育成するための多様な分野の学びに接することができるようにする。



学際領域学科

現代的な諸課題のうち、SDGsの実現やSociety5.0の到来に伴う諸課題に対応するために、学際的・複合的な学問分野や新たな学問領域に即した最先端の特色・魅力ある学びに重点的に取り組む学科

地域社会学科

現代的な諸課題のうち、高等学校が立地する地元自治体を中心とする地域社会が抱える諸課題に対応し、地域や社会の将来を担う人材の育成を図るために、現在及び将来の地域社会が有する課題や魅力に着目した実践的な特色・魅力ある学びに重点的に取り組む学科

その他普通科

その他普通教育として求められる教育内容であって当該高等学校のスクール・ミッションに基づく特色・魅力ある学びに重点的に取り組む学科

「普通教育を主とする学科」の弾力化－新学科の要件

- (1) 各学科の特色等に応じた学校設定教科・科目を設け、2単位以上を全ての生徒に履修させること
- (2) 学際領域学科においては、大学等の連携協力体制を整備すること
- (3) 地域社会学科においては、地域の行政機関等との連携協力体制を整備すること
- (4) 学際領域学科及び地域社会学科においては、関係機関等との連携を行う職員の配置その他の措置を講じるよう努めること

新たな学科において考えられる学校設定科目の例

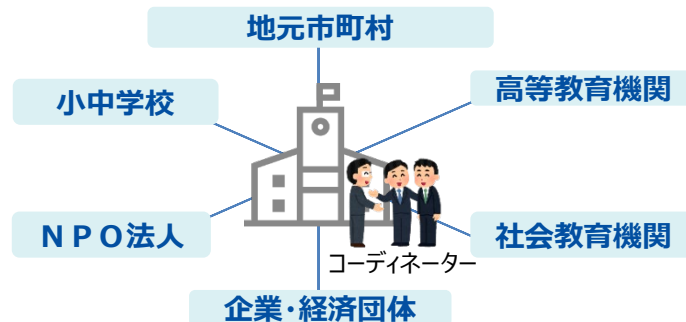
社会科学 研究	社会科学적인考え方をを用いて現在の経済活動を読み解き、現代社会の特質や課題について認識を深め、社会課題の解決策を提案
クリティカル シンキング	文脈の中で抽象語を理解し、複数の立場から論じられている文章の読解等を通して、多面的・総合的に考える能力や自分の考えを適切に表現する能力を育成
グローバル 探究	データに基づく論理的思考や調査手法等の研究手法を学ぶとともに、グローバルな社会課題についてSDGsの達成に向けた研究活動を実施
地域学	フィールドワーク等を通して、地域の現状・歴史を知り、地域の課題やニーズを把握。収集した情報を整理・活用し、課題を明確化し、行政・地域・福祉施設等との協議を通して、具体的な解決策を提案。こうした学習の課程においてコミュニケーション能力や交渉力を育成

連携協力体制

<学際領域学科の例>

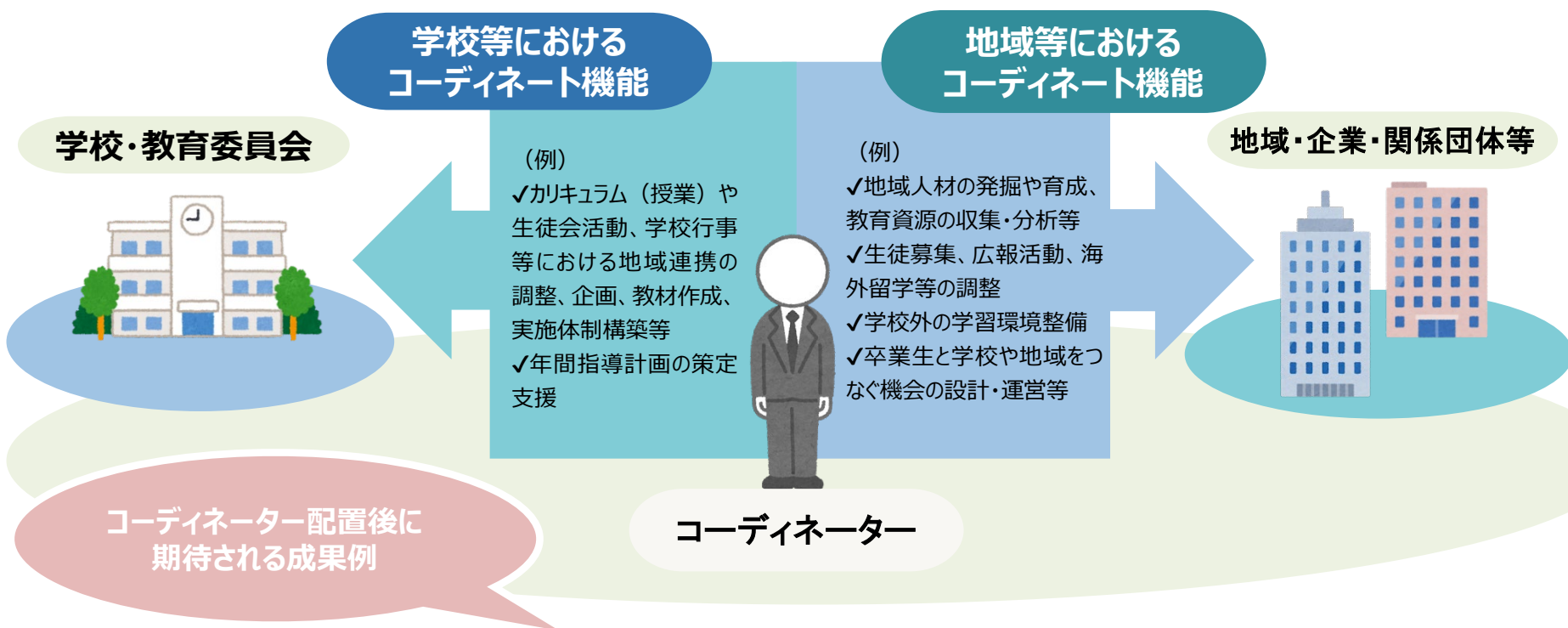


<地域社会学科の例>



コーディネーター業務の概要

コーディネーターを配置することによって、「学校と地域の関係性が深まる」「学校と地域が連携・協働した教育活動の継続性につながる」「各地域の特色を活かした教育活動が見られるようになる」といった成果や効果が見られる。



地域の特色を活かした教育活動が充実し、学校と地域が連携・協働した教育活動の継続性につながる



地域活性化や地域貢献活動などの地域活動に関わる生徒が増え、生徒の学校外での活動に対しても評価がなされるようになる



教員が授業準備や生徒指導などにより力を注ぐことができるなど負担軽減につながる

コーディネーター業務の概要

- ✓ 必要なコーディネート機能は、役割のレベルによって大きく3つに分類され、特にプレーヤークラス及びマネージャークラスのコーディネーターには、カリキュラム開発に係る専門性の高い知識と、地域人材の発掘、育成、教育資源の収集・整理等のために地域内外との継続的な連携が求められる。



サポーター

- | 学校等における
コーディネート業務例 | 地域等における
コーディネート業務例 |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ✓探究活動をはじめとした授業支援 ✓学校行事における地域連携企画等の企画や実施、支援等 | <ul style="list-style-type: none"> ✓地域との交流にかかる情報提供 ✓地域プロジェクトへのボランティア参加等 |



プレーヤー

- | 学校等における
コーディネート業務例 | 地域等における
コーディネート業務例 |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ✓探究学習等の企画、指導案づくり、教材作成 ✓ファシリテーション等の運営補助 ✓フィールドワーク等の企画・調整等 | <ul style="list-style-type: none"> ✓生徒のボランティアや公民館事業への参加調整 ✓生徒募集、広報活動、海外留学等の支援、 |



マネージャー

- | 学校等における
コーディネート業務例 | 地域等における
コーディネート業務例 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ✓学校や地域の特色を活かした学校全体のカリキュラムの策定支援及び実施体制構築 ✓年間指導計画の策定支援、評価方法の設計等 | <ul style="list-style-type: none"> ✓社会教育及び民間企業等との調整協議 ✓スタッフの採用 ✓地域資源や課題の把握、分析 ✓地域人材の育成 ✓人材バンクの構築等 |

現場に寄り添いながら、計画の実現を支援する

設定された課題に対して、計画を立案・実行・改善する

課題を設定し解決の枠組みを整え、全体を統括する

高等学校段階における探究・STEAM教育の抜本強化



- STEAMの各分野が複雑に関係する現代社会に生きる市民、新たな価値を創造し社会の創り手となる人材として必要な資質・能力の育成が必要。
- 高等学校においては、学習指導要領に新たに位置付けられた「総合的な探究の時間」や「理数探究」において、
 - ・実生活、実社会における複雑な文脈の中に存在する事象等を対象として教科等横断的な課題を設定する点
 - ・課題の解決に際して、各教科等で学んだことを統合的に働かせながら、探究のプロセスを展開する点など、STEAM教育と多くの共通点があり、各高等学校において、これらの科目等を中心として探究・STEAM教育に取り組むことが期待される。
- 実社会での問題発見・解決に生かしていく視点から自らテーマを設定し、学習を進めるためには、生徒が地域や産業界、大学などと多様な接点を持ち、社会的な課題や現在行われている取組などについて学ぶことが必要である。生徒が多様な機会を得ることができるよう、社会全体で取組を進めることが求められる。
- 探究・STEAM教育は、産業界等と連携し、各教科等での学習を実社会での問題発見・解決に生かしていく高度な内容となるものであることから、高等学校において重点的に取り組むべきものである。

これまでの文系・理系といった枠にとらわれない教科等横断的な視点からの学びや、地域、産業界、高等教育機関、行政機関等と連携した『社会に開かれた教育課程』の実現が必要

文理横断型のリベラルアーツ教育等を推進
WWL(ワールド・ワイド・ラーニング)コンソーシアム構築支援事業
令和5年度概算要求額 2.6億円 (前年度2.3億円)

大学等と連携した先進的な理数系教育
スーパーサイエンスハイスクール (SSH) 事業
令和5年度概算要求額 24.1億円 (前年度22.8億円)

(WWL) 国内外の大学・企業等との連携により、グローバルな社会課題の解決に向けた探究的な学びを実現するカリキュラムや大学教育の先取り履修に係る学習プログラム等を開発し、文理横断型のリベラルアーツ教育等を推進する。

(SSH) 大学等との連携により、先進的な理数系教育を通じて将来国際的に活躍する科学技術人材を育成する。

普通科改革や教科等横断的な学びの推進
新時代に対応した高等学校改革推進事業

令和5年度概算要求額 3 億円 (前年度2.1億円)

中央教育審議会答申等を踏まえ、従来の文系・理系の類型にとらわれない教科等横断的な学びに取り組むこと等を目的とした「普通科改革」として、令和4年度より、学際領域学科や地域社会学科といった新しい学科の設置が可能となった。本事業において、新学科の設置を検討している学校に対し、地域や産業界、大学等との協働を実現するためのコーディネーター配置等の支援を実施する。

企業・経済団体等との連携・協働、職業教育の充実

マイスター・ハイスクール

令和5年度概算要求額2.9億円 (前年度2.5億円)

第4次産業革命の進展、DX、6次産業化等、産業構造・仕事の内容は急速かつ絶えず革新しており、地域産業の人材育成の核となる専門高校においては、そのような変化に対応できる職業人材の育成が求められている。そこで、企業等から、学校の管理職や産業実務家教員となる人材を採用し、成長産業化に向けた革新を図る産業界と専門高校が一体となって、地域産業の持続的な成長を牽引する最先端の職業人材の育成を行う。

上記予算事業等を通じて探究・STEAM教育の抜本強化を図り、質の高い「新時代に対応した高等学校改革」を強力に推進する

WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築支援事業

事業概要

Society5.0をリードし、SDGsの達成を牽引するイノベティブなグローバル人材育成のリーディング・プロジェクトとして、国内外の大学等との連携により文理横断的な知を結集し、社会課題の解決に向けた探究的な学びを通じた高校教育改革や大学の学びの先取り履修等を通じた高大接続改革を推進する。

- ◆ 高等学校等と国内外の大学、企業、国際機関等とが協働し、高校生が主体となり、海外をフィールドにグローバルな社会課題の解決に向けた探究的な学びを実現するカリキュラムを開発。
- ◆ これまで訪問できなかった国の高校生や大学生等とのオンライン海外フィールドワークなど、世界規模で生じた豊かなオンライン環境を駆使したカリキュラム開発。
- ◆ 大学等と連携した大学教育の先取り履修（カリキュラム開発）により、高度かつ多様な科目等の学習プログラム／コースを開発。
- ◆ 学習を希望する高校生へ高度な学びを提供するため、拠点校間及び関係機関との連携の上、個別最適な学習環境を構築。
- ◆ イノベティブなグローバル人材育成に関心のある高校がグローバルな課題探究成果を共有するためのミニフォーラムの開催。

AL（アドバンスド・ラーニング）ネットワーク イメージ図

ALネットワーク

海外フィールドワークや国際会議の開催等により、プロジェクトが効果的に機能するよう国内外の連携機関とのネットワークを形成

管理機関

高等学校と連携機関をつなぎ、カリキュラムを研究開発する人材（カリキュラム・アドバイザー）等の配置



WWLコンソーシアム

高校や国の枠を超えて、高校生に高度な学びを提供するAL（アドバンスド・ラーニング）ネットワークを形成した拠点校を全国に50校程度配置し、WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築へとつなげる。

対象校種

国公立の高等学校及び中高一貫教育校

箇所数 単価 期間

- カリキュラム開発：15拠点（継続11＋新規4）
870万円程度／拠点・年、原則3年
- 個別最適な学習環境の構築：10拠点（継続5＋新規5）
660万円程度／拠点・年、原則3年

委託先

管理機関（都道府県・市町村教育委員会、国公立大学法人、学校法人）等

委託 対象経費

- カリキュラム開発に必要な経費
（海外研修旅費、謝金、借損料、国際会議経費等）
- 個別最適な学習環境の構築に必要な経費
（連携交渉旅費、謝金、ウェブサイト構築経費、委員会経費等）

構想：広島から世界へ！ 平和に貢献するグローバル人材の育成

テーマ **平和 – Peace –** 人材像 **グローバルな視野と強い使命感をもち、持続可能な社会の構築や国際社会の平和と発展に貢献する人材**

特徴

①新たな教科・科目の開発：新たな教科「H E I W A」・科目「グローバル平和探究」を開発。

✓問題の理解や解決に様々なアプローチができるテーマについて、理解を深め、実際の探究を通して多面的に探究する手法や多様な表現方法を学ぶ。
「外国語」「地理、政治・経済」「情報、数学（統計）、理科（生物）」の融合科目

②海外研修等：3ステップの海外研修を実施。 ✓フィリピンやアメリカにて現地の姉妹校の高校生や海外大学で探究活動を実施。

「ステップ1：意識・価値観の揺さぶり」「ステップ2：海外大学で学ぶ」「ステップ3：自らの課題を探究、学びを深め、社会に貢献」

③先取り履修：広島大学、県立広島大学の科目を履修する講座（「先取り履修」）を設置。

④高度な学び：「Stanford e-Hiroshima」の開講。

✓スタンフォード大学遠隔講座「Stanford e-Japan」のテーマを広島県版として

⑤国際会議等：「平和」をテーマとした高校生国際会議の開催。 改訂し、クロスカルチャーカリキュラムとして提供。

→広島県「国際平和拠点ひろしま構想」とともに、先導する人材を育成するための様々な関係機関とのコンソーシアム構築を目指す。

探究活動の様子

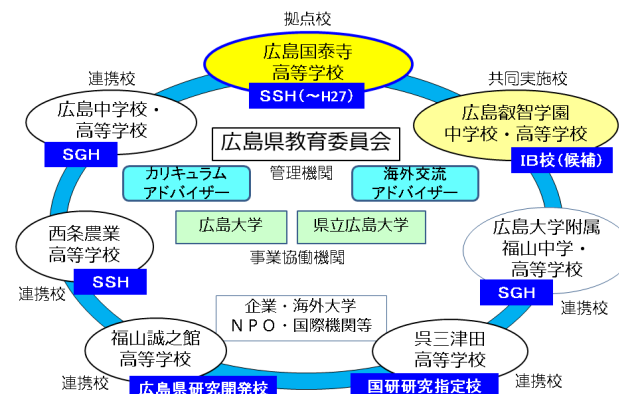


④の様子：スタンフォード大学遠隔講義

①の様子：探究活動の様子

高度な学びを実現する「アドバンスネットワーク（ALネットワーク）」関係図と類型

✓ネットワークの構築・運営を、教育委員会が主導。 →教育委員会主導型



事業の目的・目標

〔事業開始：平成14年度〕

- 先進的な理数系教育を実施している高等学校等を「スーパーサイエンスハイスクール（SSH）」に指定し支援
 → 将来のイノベーションの創出を担う科学技術人材を育成
- 学習指導要領の枠を超えた教育課程の編成が可能
 → 高等学校等の理数系の教育課程の改善に資する実証的資料に

■ 事業規模

- ✓ 令和5年度指定校数：250校程度
 (うち新規：82校程度
 (うち認定枠5校))

- ✓ 指定期間：原則5年
- ✓ 支援額：7.5～12百万円/年
 (ただし5期目は、6百万円/年)

■ 取組

- ✓ 高大・企業連携による興味関心の喚起、
 フィールドワーク等による課題研究
- ✓ 海外の高校・大学等との連携による国際的に活躍する意欲・能力の育成、社会貢献
- ✓ 探究・STEAM教育を推進するための
 コーディネーターを配置

等

■ 重点枠

- ✓ SSH指定校の中で、さらに、以下の取組を行う学校を重点枠として追加支援。

高大接続

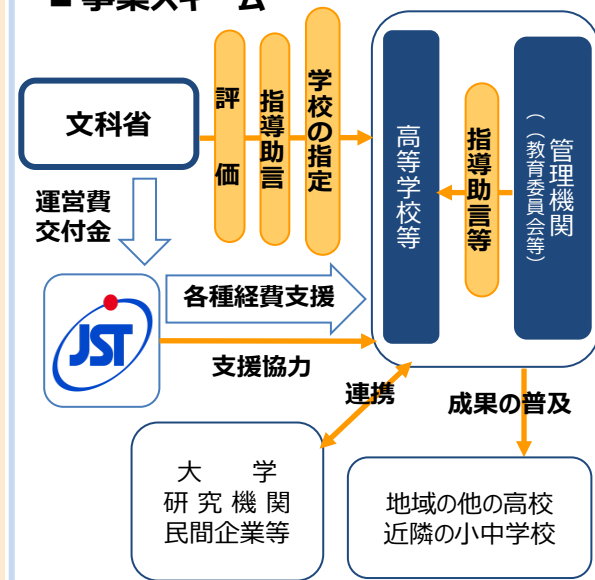
広域連携

海外連携

地球規模の
社会共創

- ✓ 指定期間：最長5年
- ✓ 支援額：年間3～30百万円
- ✓ 重点枠数：12校（うち認定枠1校）
 + 2コンソーシアム
 (うち新規：5校（うち認定枠1校）
 + 1コンソーシアム)

■ 事業スキーム



これまでの成果

- **学習指導要領改訂**
 ✓ 科目「理数探究基礎」「理数探究」を新設（共通教科「理数」）
- **科学技術への興味・関心や姿勢の向上、進路選択への影響**
- **SSH卒業生の国内外での活躍**
- **科学技術コンテスト等における活躍**
 ✓ 国際科学オリンピック国内大会参加者の約3分の1
 ✓ ISEF（課題研究型国際コンテスト）の約5割

スーパーサイエンスハイスクール（SSH）の取組事例（令和4年度）



【概要】

SSH 指定校では、各学校で作成した計画に基づき、独自のカリキュラムによる授業の展開や、大学・研究機関との連携による授業、地域の特色を活かした課題研究などに積極的に取り組み、普段の高校生活では出会えない人との出会い、交流、研修による体験、発表等を行っています。

開発型

東京都 課題研究

東京都立立川高等学校

1年次は興味関心に応じてゼミ形式で1人1テーマの課題研究を行います。自身の興味を炙りだして研究テーマに昇華させるテーマ設定、研究の計画・方法の検討、実験等の実施と研究計画の修正・実行、考察、成果発表を行い、要綱集にまとめます。これらを通して、論理的・批判的思考力や表現力、研究の行い方を身につけます。2年次はSSHクラスと一般クラスに分かれて、1年次の知見を基に課題研究を継続します。SSHクラスは体系的な視点でより高度な課題研究を行い、一般クラスは文理様々なテーマに取り組みます。年度末の課題研究発表会では450件近い発表が行われます。



課題研究発表会（オンライン、オンデマンドで実施）

生徒一人一人が興味を基にテーマを設定して探究すること、自身の将来像を描きながら探究に必要な知識・能力・態度を身につけていきます。

実践型

神奈川県 高大連携

横浜市立横浜サイエンスフロンティア高等学校

課題研究の基礎を学ぶ1年次の「サイエンスリテラシー（以下SL）Ⅰ」では、12単元のうち6単元で、横浜市立大学の教員による講座があります。2年次の「SLⅡ」では、24コースのうち19コースで、同大学の教員による指導・助言を受けます。3年次の「SLⅢ」ではさらに研究を進展させます。また、横浜市大チャレンジプログラムに応募した生徒は、同大学での学びを視野に入れた指導と評価を受け、研究発表を2回行います。その中で、将来のサイエンティストとしての資質を認められた生徒は、指定校推薦と同様に同大学への進学が認められ、研究を継続します。



横浜市立大学教員によるSLⅠでの指導の様子

3年間での課題研究の成果を、進路実現につなげる取組を行っています。

同校独自の「高大連携」横浜大チャレンジプログラムを通して、高校

重点枠

兵庫県 広域連携

兵庫県立尼崎小田高等学校

同校では、これまでから瀬戸内海の実験等の課題に関して、府県を越えた連携校と共に生徒実行委員会をつくり、生徒が主体的に企画・運営する共同研究や高校生サミットの開催を行ってきました。さらに、多様な地域課題を持つ兵庫県で課題解決に取り組んでいる県内の高校にも、生徒主体のネットワークを広げています。また、行政機関や大学・研究機関・企業・NPO等多くの関係機関とも、ワークショップの開催やサミットでの助言、評価法の研究などで「共創」の形で連携しています。オンラインも活用し、生徒主体で地域課題解決に取り組む幅広い連携の輪を広げていきます。



地域課題ワークショップでの砕波帯ネットによる生物採集

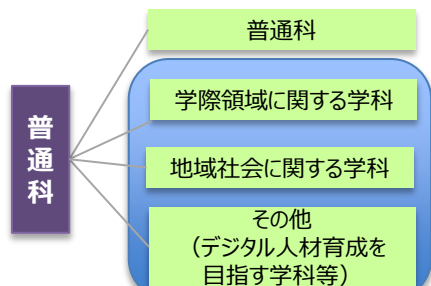
瀬戸内海の実験等に関する共同研究として、府県を越えた連携校と県内の地域課題に取り組む高校とで、生徒主体の高校生サミットを開催しています。

令和3年1月の中央教育審議会答申において提言された普通教育を主とする学科の弾力化（普通科改革）や教科等横断的な学習の推進による資質・能力の育成を推進し、探究・STEAM教育、特色・魅力ある文理融合的な学び、今後の社会に望まれるデジタル人材育成等を実現するため、令和4年度から設置が可能となった新しい普通科の設置を予定している学校を取組を推進するとともに、遠隔・オンライン教育等を活用した新たな教育方法を用いたカリキュラム開発等のモデル事業を実施する。加えて、新学科における学びや教科等横断的な学びを実現するためには、地域、大学、国際機関等との連携協力、調整が必要であり、その役割を担う「コーディネーター」について、その育成や活用を支援するための全国プラットフォームを構築する。

事業内容

①普通科改革支援事業

令和4年度より設置が可能となった新しい普通科を設置する予定の高等学校等に対し、関係機関等との連携協力体制の整備や、コーディネーターの配置などの支援を行い、新学科設置の取組を推進することで、探究・STEAM教育や特色・魅力ある文理融合的な学びを実現する。



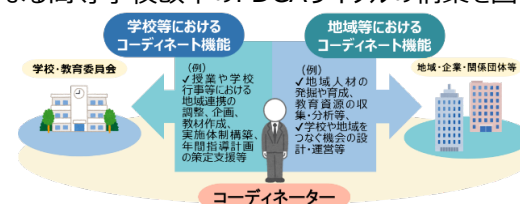
②創造的教育方法実践プログラム

教科等横断的な学びの実現による資質・能力の育成、デジタル人材育成を目指し、遠隔・オンライン教育（質の高い通信教育を含む。）を活用した新たな方法による学びを実現する。(1) Society 5.0の実現に向けた最先端の技術を活用した学び、(2)自らの興味関心に応じた探究的な学びに着目し、同一設置者の学校間のみでなく、他地域における大学や研究機関、国際機関等の関係機関からの同時双方向型の授業を取り入れたカリキュラム開発を行い、新しい時代の学びを創造する。



③高校コーディネーター 全国プラットフォーム構築事業 (PDCAサイクルの構築)

高校と地域、関係団体等とをつなぐコーディネーターの全国的なプラットフォームを構築する。プラットフォームにおいては、コーディネーター人材やコーディネーターを受け入れる学校に対する研修を行うとともに、コーディネーター間の情報共有を促す場を創出することで、コーディネーターが持続的効果的に活躍できるようにするとともに、成果指標の検証による高等学校改革のPDCAサイクルの構築を図る。



対象
校種

国公立の高等学校

委託先

①②学校設置者 ③民間団体等

箇所数
単価
補助率

①40校（継続校分を含む）5,600千円／1校
②9校（継続校分を含む）6,000千円／1校
③1団体 30,000千円／1団体

委託
対象経費

①新学科の設置に必要な経費
②新たな教育方法を用いた学びに必要な経費
③プラットフォームの構築や成果検証に必要な経費

長崎県立松浦高等学校の事例（地域社会に関する学科の設置）

新学科の概要

地域や社会の未来を担うリーダーの育成を図るために、高等学校が立地する地元自治体を中心とする**地域社会から得られる様々な分野の知見を学ぶことにより教養を深め、現在及び未来の地域社会が有する課題や魅力に着目**した科学的・実践的な学びに重点的に取り組む学科を導入

<現状> 普通科 2 学級、商業科 1 学級 → <改編後> **地域科学科 2 学級**、商業科 1 学級

地域科学科（新学科）におけるカリキュラムイメージ

地域を科学し、未来を拓く教養を身に付けるプログラム

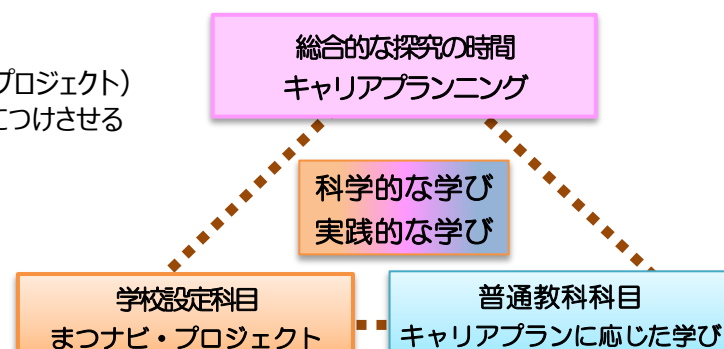
キャリアプランニングに応じた普通教科科目の学びと地域課題解決型学習（まっナビ・プロジェクト）により、社会の変化に対応できる「課題解決能力」と「ふるさとを大切にする姿勢」を身につけさせることで、キャリア形成（希望進路実現）を図る

学校の特色等に応じた学校設定科目「まっナビ・プロジェクト」

- ・第 1 学年（プレまっナビ）：基礎的知識・技能等の習得、課題研究テーマの設定
- ・第 2 学年（まっナビ）：校内外で課題研究の計画的実施、解決策等を提言
- ・第 3 学年（ポストまっナビ）：個人研究と、地元小中学生に研究成果を報告
（研究テーマ例：「空き家を利用して便利で賑やかな町にしよう」、
「タータン×松浦の魅力」、「農業っていいね!!」）

<従来の普通科との違い>

- ・普通教育に基盤を置きながら、**地域社会の諸課題に積極的に関わり**、「課題発見力」「論理的思考力」「コミュニケーション力」などの資質・能力を育成するための「科学的な学び」「実践的な学び」に重点を置く
- ・総合的な探究の時間及び学校設定教科・科目において、**社会的課題や地域が有する魅力と自分との関わりについて領域横断的に学習**

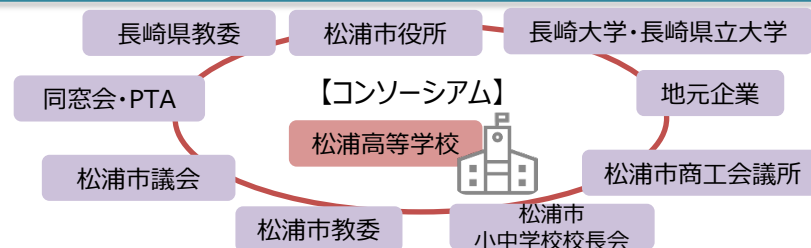


令和 2 年度
課題研究
『農業って
いいね!!』

地域との連携体制

高校生と課題解決のマッチングを効果的に行うための**コンソーシアムを構築**

- ・地域との協働による活動を学校の教育活動に明確化
- ・専門人材の配置等、校内体制の構築
- ・学校と地域をつなぐコーディネーターを指定
- ・将来の地域ビジョン・求める人材像を共有し、地域協働に資する学習カリキュラムを開発 等



※長崎県教育委員会等資料を基に文部科学省において作成

背景・課題

- 第4次産業革命の進展、デジタルトランスフォーメーション（DX）、六次産業化等、**産業構造・仕事の内容は急速かつ絶えず革新**。
- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中、DX、IoTの進展の加速度がさらに高まり、**革新の流れは一層急激**に。
- こうした中、地域産業の人材育成の核となる専門高校の社会的要請として、**産業構造・仕事の内容の絶え間ない変化に即応した職業人材育成**が求められる。
- **デジタル田園都市国家構想基本方針（令和4年6月7日閣議決定）より抜粋**
(中略) 専門高校（農業高校、工業高校、商業高校等）において、地方公共団体や産業界等と連携・協働した実践的な職業教育を推進することで、地域経済の活性化を担う人材養成に果たす役割を強化する。

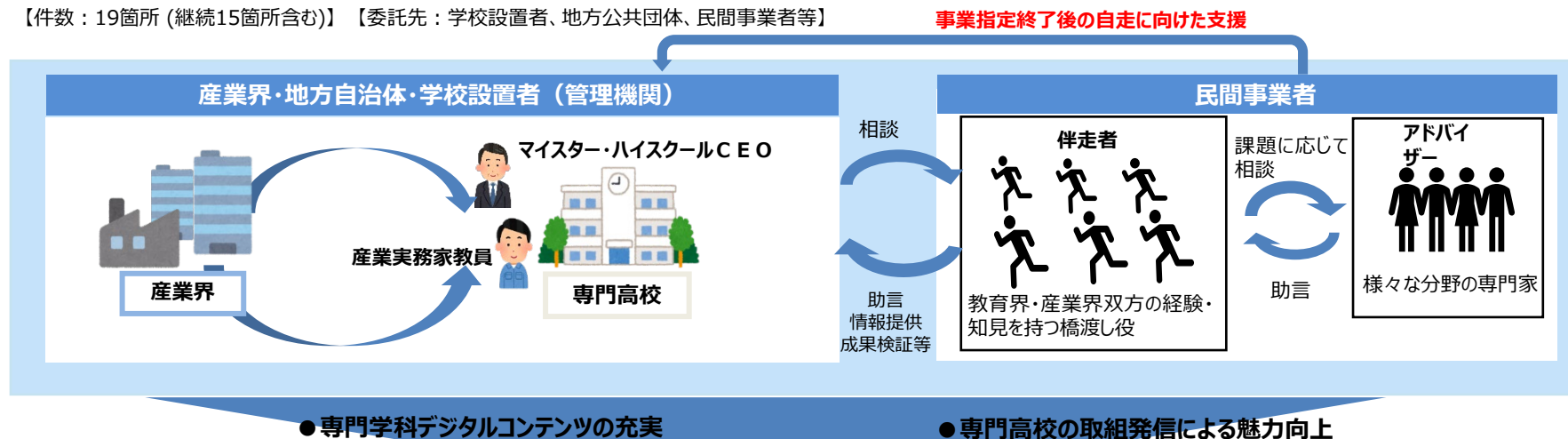
事業内容

● 研究開発校（マイスター・ハイスクール）指定

- 「マイスター・ハイスクール」を指定し、**産業界他関係者一体となったカリキュラム刷新・実践**（コース、学科改編等）
 - **マイスター・ハイスクールCEO**を企業等から採用し学校の管理職としてマネジメント
 - 企業等の**技術者・研究者等を教員として採用**
 - **企業等での授業・実習を多数実施**、企業等の施設・設備の共同利用
 - 専攻科設置や高専化、大学連携等の**一貫教育課程導入等の抜本的な改革**等
- 【件数：19箇所（継続15箇所含む）】 【委託先：学校設置者、地方公共団体、民間事業者等】

● マイスター・ハイスクールにおけるPDCAサイクル構築

- 「マイスター・ハイスクール」におけるカリキュラム開発等の取組について、第3者機関が**指導助言や成果の検証、PDCAサイクル構築、事業指定終了後の自走に向けた支援**を行う
- 【件数：1箇所】 【委託先：民間事業者】



産業界等と一体となった専門高校改革を推進するとともに、地域産業の持続的な成長を牽引する最先端の職業人材を育成



「山梨ワイン発展のための協働と若手技術者の育成」（概要）



- ◎ **ワイン醸造学習を核に、ワイン県やまなしの地域資源を活用した地域活性化と新たな価値を創造する人材育成を目指す。**
- ◎ **「農業×ICT」により農業の更なる可能性を学ぶとともに、「栽培×加工×販売」までの通貫した学習により農業の6次産業化を肌で学ぶ。**
- ◎ **マイスターハイスクールCEOに現役ワイナリー役員を招聘。大学・産業界・行政が強力に連携し新たな教育実践を実現。**

マイスター・ハイスクールビジョン

ワインを中心的な題材とし、醸造用ブドウ栽培についてはIoTなど先端技術を活用し農業にDXをもたらす次代の人材を果樹試験場とともに育成する。ワイン製造については、「学校独自ワイン認定制度」を確立し、食品産業分野で活躍できる人材を山梨大学、県産業技術センターとの共同研究や実験により育成する。販売についてはワインツーリズム等に取り組み消費者の視点から製品の提案ができる人材を県ワイン酒造組合や甲斐市、甲斐市商工会とともに育成する。

概要

【山梨県立農林高等学校】

- 食品科学科を中心に、園芸系・環境系学科を含めた**学科横断による学校全体**で事業を展開

【主なポイント】

- **ICTを導入したスマートワイン農業**による釜無川ヴィンヤード（ブドウ畑）管理
→ ドローンの活用（農薬散布等）
→ 気象データ管理と栽培技術の確立
→ データ利活用による工程管理
→ ワインの風味を左右する成分分析 等
- **「学校独自ワイン認定制度」など6次産業化**の視点による地域人材の育成
- **産業実務家教員などによる授業**を展開し、2年目以降は**新たな学校設定科目**を導入
- 外部機関と連携、県内SSH校とも連携

構成員

【マイスター・ハイスクールCEO】

- **現役ワイナリー役員**を配置
→ 業界との連携、総合的な教育コーディネート

【産業実務家教員】

- **ワイン会社所属の専門家**で、**教員免許有資格者**を配置→実践的な実習

【その他参画予定の関係者（一部）】

- 山梨県甲斐市商工会長
- 山梨県ワイン酒造組合副会長（サントリー登美の丘ワイナリー長）
- 国立大学法人 山梨大学 生命環境学域長 兼 ワイン科学研究センター
- 山梨県産業技術センター ワイン技術部長

など、多数の**山梨ワイン関係者が参画**

事業計画

【1年目】令和3年度

- 醸造用ブドウ栽培に関する学習（視察含む）
- 圃場モニタリング機器の導入
- 気象データ蓄積と栽培方法検討
- ワイン製造コースと新学校設定科目の検討 など

【2年目】

- ワイン醸造に関する学習（視察含む）
- 大学と連携した成分分析実習
- 企業技術者・産業技術センター研究者による授業及び技術研修
- 新学校設定科目の実施 など

【3年目】

- マーケティングと商品デザインにかかる学習
- 販売促進・校内販売にかかる学習
- 知的財産権（特許・実用新案・意匠等）
- 人材育成システムの検証と改善 など

コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

コミュニティ・スクール
(学校運営協議会を設置した学校)

学校運営協議会

学校運営や学校運営に必要な支援に関する協議を行う

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見
- 教職員の任用に関して、教育委員会に意見

地域学校協働活動推進員

(委員) 10～15人程度

- ・地域住民
- ・保護者
- ・地域学校協働活動推進員 など

校長等

学校運営の
基本方針

学校運営・
教育活動

説明

承認

説明

意見

※ 学校運営の責任者として教育活動等を実施する権限と責任は校長が有する

委嘱

情報共有

地域学校協働活動推進員

地域と学校（学校運営協議会）をつなぐコーディネーターの役割

情報共有

地域学校協働活動

地域と学校が連携・協働して行う
学校内外における活動

地域学校協働活動推進員

保護者

地域住民

PTA

社会教育
団体・施設

文化・スポーツ
団体

企業・NPO

地域住民等の参画を得て、
・放課後等における学習支援・体験活動（放課後子供教室など）
・授業補助、校内清掃、登下校対応、部活動補助などの学校における活動
・地域の防災活動やお祭り等地域の伝統行事への参画など地域を活性化させる活動などを実施

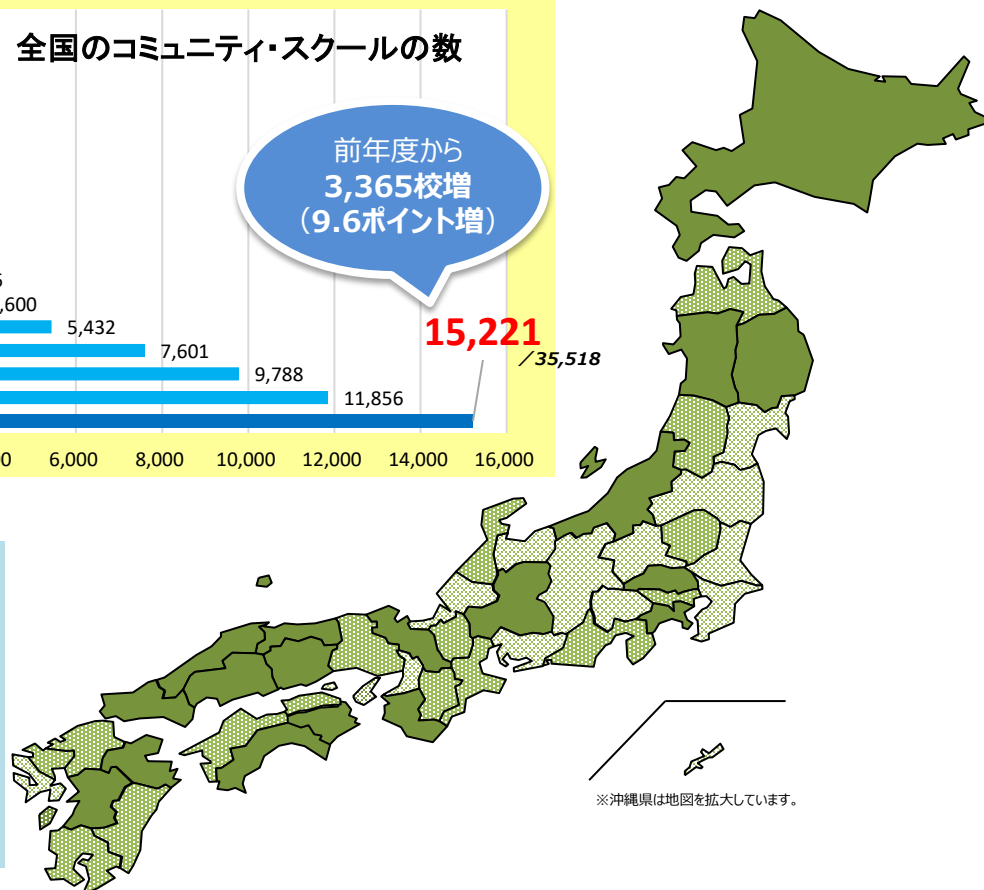
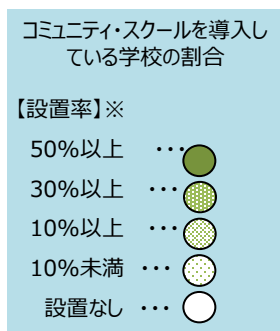
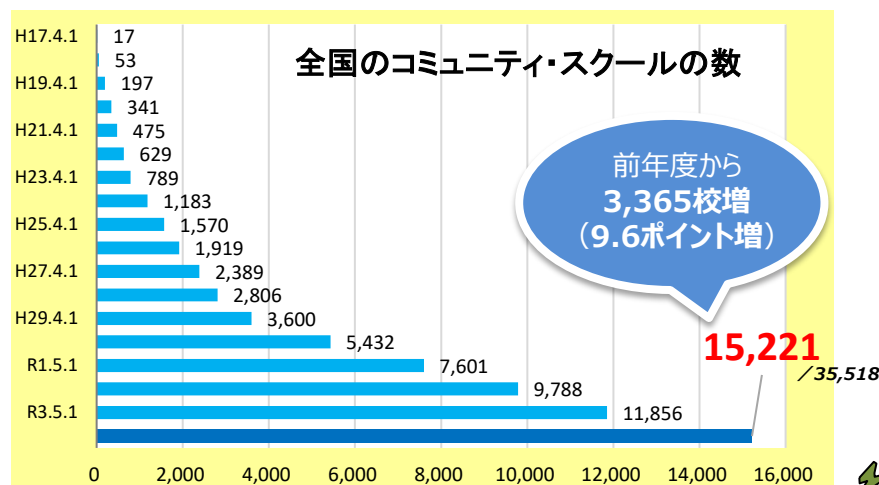
※ 地域学校協働本部
地域の人々や団体による「緩やかなネットワーク」を形成した地域学校協働活動を推進する体制

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入状況 ー学校数ー

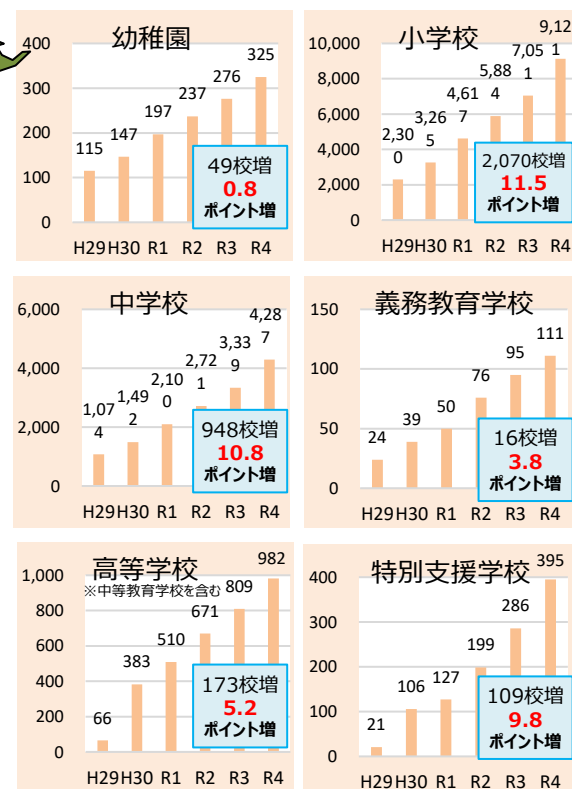
学校運営協議会を設置している学校数：47都道府県内 **15,221**校（令和4年5月1日現在）

（幼稚園325、小学校9,121、中学校4,287、義務教育学校111、高等学校975、中等教育学校7、特別支援学校395）

全国の学校のうち、**42.9%**がコミュニティ・スクールを導入



校種別設置状況

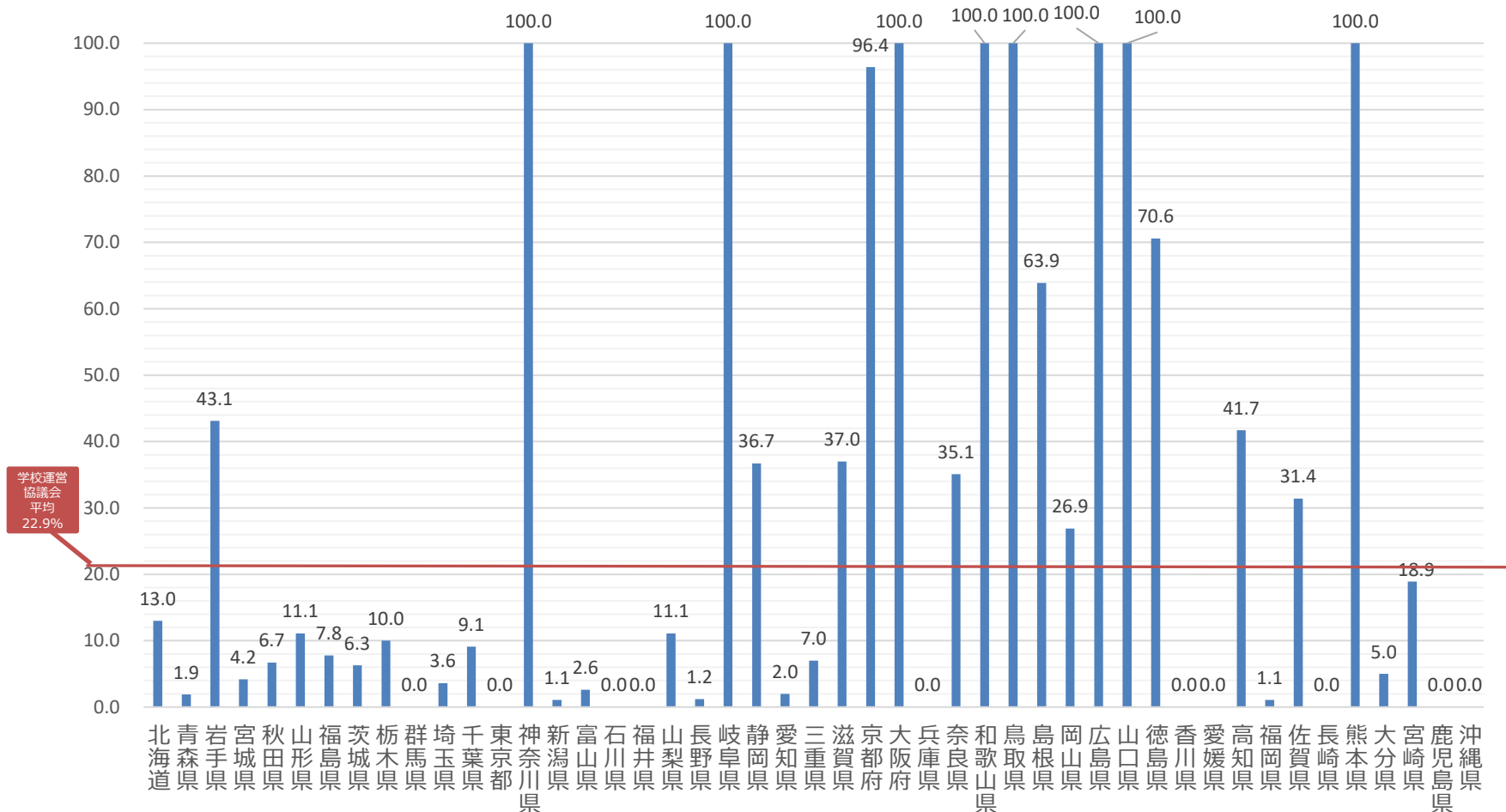


※母数は令和4年5月1日調査で各教育委員会から報告があった学校数。

※ここでのコミュニティ・スクールは、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の5に規定された学校運営協議会が置かれた学校を指す。

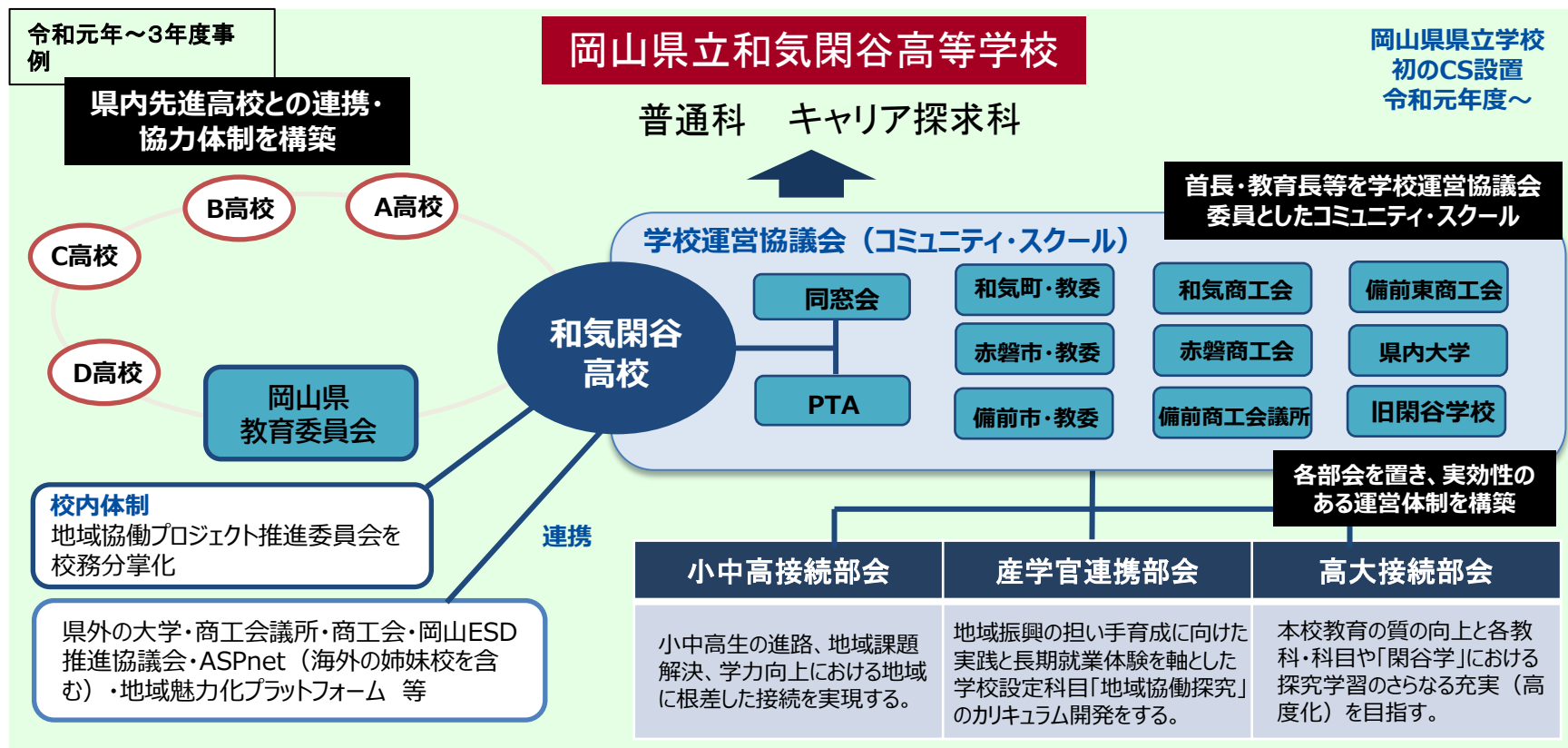
高等学校におけるコミュニティ・スクールの導入率（都道府県別・高等学校）

※ 政令指定都市を除いた数値



※ 今回調査で定義しているコミュニティ・スクール及び地域学校協働本部ではない、その他の地域独自で取り組まれている類似の仕組みについては集計の対象外としている。
 ※ 文部科学省コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動実施状況調査（2022年5月1日現在）による。

高等学校におけるコミュニティ・スクール事例①（岡山県立和気閑谷高等学校）



学校運営協議会の議題

生徒の代表が学校運営協議会に参加して意見を述べる等の主体的・対話的な取組も行い、生徒が主役となる学校づくりが進んでいる

第1回

- (1) 会長・副会長の選出
- (2) 学校運営計画について（承認）
- (3) 学校経営予算について（承認）
- (4) 協議事項
「スクールポリシーの策定について」

第2回

- (1) 委員による授業見学
「一人一台端末活用場面」英語Ⅰ・日本史B
- (2) 協議事項
「学校経営計画の中間評価について」
重点項目「①学びの質の更なる向上、②地域との協働体制づくり、③生徒募集活動の充実」

第3回

- 協議事項
- (1) 「学校関係者評価」
 - (2) 「次年度の学校経営計画と予算について」
【グループ協議】

高等学校におけるコミュニティ・スクール事例②（熊本県の公立高等学校）

熊本県では、熊本地震の経験を踏まえ、災害時の対応が円滑に進むよう、県立高校に「防災」に重点を置いたコミュニティ・スクールを導入し、地域と学校の連携・協働を進め、地元自治体（市町村）との避難所指定の協定締結を進めるとともに、地元住民との合同防災訓練など、地域と一体となった取組を実施

背景・取組概要

熊本県では、平成28年(2016年)4月の熊本地震において、市町村との避難所指定の協定の有無に関わらず、多くの県立高校が避難場所となり、

- ・避難所運営に係る体制（教職員の役割など）が明確に整備されていない
- ・トイレや空調などの設備や備蓄品などが不足

などの課題に直面した経験から、地域と一体となった防災体制の構築に向けて、「防災」に重点を置いたコミュニティ・スクールを導入

工夫・ポイント

- ◆ 学校運営協議会の委員に、関係機関職員や自治体職員など防災の専門家を任命
- ◆ 学校運営協議会の承認事項に、防災教育や県立高校を中心とした地域防災に関する事項を追加することで、学校運営協議会を活用して、関係者が学校だけでなく地域全体の防災の課題などを共有



©2010熊本県くまモン

特徴的な活動

- ◆ 専門家や地域の意見を踏まえた学校防災マニュアルの策定
- ◆ 地元市町村との避難所指定の協定締結
- ◆ 学校と地域の合同防災訓練や避難所運営シミュレーション等の実施



関係者の声

（学校）「地域と合同で防災訓練を実施することで、生徒及び教職員の意識が高まった。」

（地域）「高校生が地域を学び、地域と関わることで、地域への愛着心や防災への認識も深まる。」

（生徒）「災害が起きた時に、私たち高校生が地域の方々に助けられるように取り組んでいきたい。」

- ◆ C S 導入状況（県立高校）

H28: 2校 → H29: 50校(100%)

- ◆ 避難所指定の協定締結数

40校（R2年8月時点）

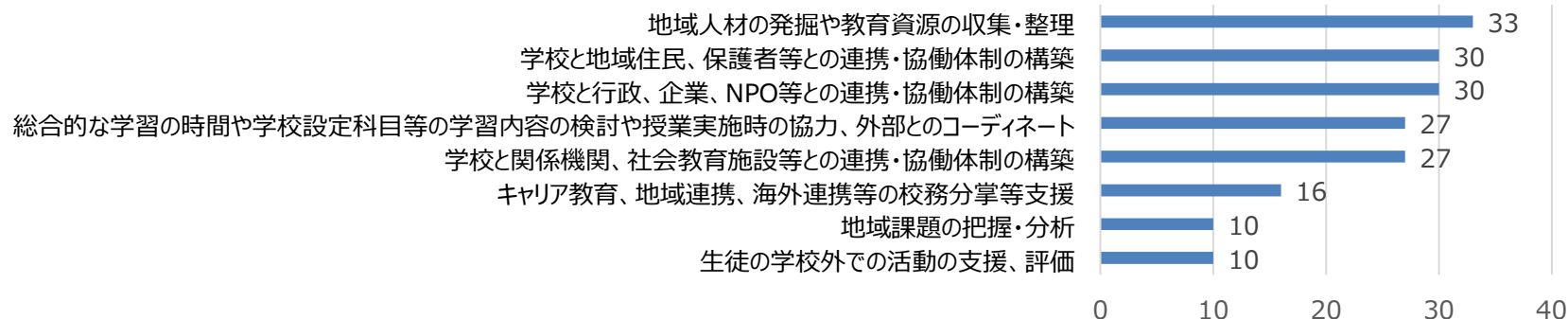
「コーディネーター」の必要性に関する先行調査

全国都道府県教育長協議会第2部会が平成31年3月に公表した「地域と学校の連携・協働におけるコーディネート機能の強化・充実～今後、求められるコーディネーターの在り方～」の研究報告によると、コーディネーターの必要性については、多くの都道府県が「必要」と回答しており、その必要性を認識しています。また、都道府県教育委員会において、国で必要だと思われる施策には、財政支援や制度整備、好事例の横展開が求められている。

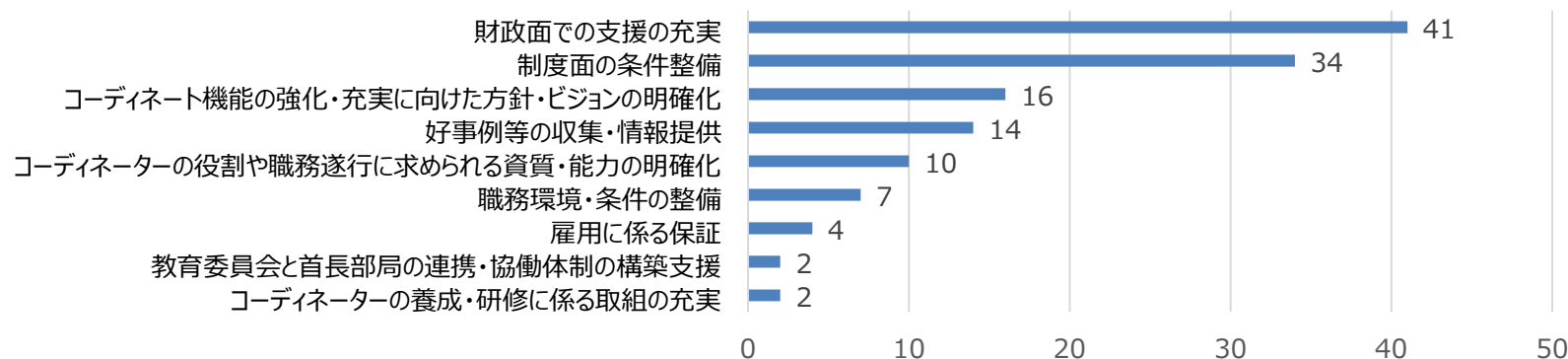
「コーディネーター」の必要性の認識
(N=47 都道府県)



今後コーディネーターに期待する職務・活動 (N=47都道府県、複数回答) (※上位8項目を掲載)



行政(国)に対し期待する役割 (N=47都道府県、複数回答) (※上位9項目を掲載)



(出典) 全国都道府県教育長協議会第2部会

「地域と学校の連携・協働におけるコーディネート機能の強化・充実～今後、求められるコーディネーターの在り方～」

高等学校等の教職員数（令和３年度）

（人）

	校長	副校長 ・教頭	主幹教諭	指導教諭	教諭 助教諭 講師	養護教諭 養護助教 諭	実習助手	事務職員	総計
国立 （全日制）	3	17	27	2	500	19	8	44	620
公立	3,474	5,478	3,578	516	151,733	5,188	10,568	15,495	191,111
全日制	3,272	4,616	3,118	526	136,229	4,454	10,073	14,385	176,673
定時制	154	732	336	10	9,436	624	490	965	12,747
通信制	7	89	19	2	1,402	22	5	145	1,691
私立	1,338	2,478	726	418	60,180	1,514	805	9,658	77,117
全日制	1,238	2,201	614	330	56,670	1,414	690	8,633	71,790
定時制	3	9	2	0	150	6	6	28	204
通信制	97	268	110	88	3,360	94	109	997	5,123
総計	4,774	7,932	4,226	958	207,747	6,633	11,381	25,197	268,848
全日制	4,513	6,834	3,759	858	193,399	5,887	10,771	23,062	249,083
定時制	157	741	338	10	9,586	630	496	993	12,951
通信制	104	357	129	90	4,762	116	114	1,142	6,814

※本務者数。

公立高等学校の教職員定数

1. 高校標準法の教職員定数

- 高校標準法は、設置者（都道府県又は市町村）ごとに置くべき高等学校の教職員の総数の標準を定めている。

対象学校種：公立高等学校（全日制・定時制・通信制）・中等教育学校後期課程・特別支援学校高等部
対象職種：校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、
寄宿舎指導員、事務職員

- 公立高等学校の適正な配置については、高等学校の教育の普及及び機会均等を図る観点から、都道府県はその区域内の私立の高等学校の配置状況に十分に配慮しなければならない。（高校標準法第四条）

2. 定数算定の方法

基礎定数

- **1学級の生徒数の標準を40人**として、当該学校の**生徒の収容定員**や**学科の種類**等に基づき、学級担任や教科担任等の基礎的な教職員定数を算定。加えて、習熟度別編成のための学校規模に応じた加算※¹や、専門学科（農業、水産、工業、商業等）を置く学校に係る加算※²等が行われている。

※1：生徒321人以上で1名、561名以上で2名以上の教員を加算など
※2：全日制工業科（生徒201人以上）で4名以上の教員を加算など

■ 全日制高校の算定例（上記加算を含む例） ■

収容定員 (学級数)	普通科					工業科					(参考) 中学校
	教員	養護教員	実習助手	事務職員	計	教員	養護教員	実習助手	事務職員	計	計
81～120 (3)	9人	1人	－	1人	11人	12人	1人	3人	1人	17人	11人
201～240 (6)	17人	1人	1人	2人	21人	23人	1人	6人	3人	33人	14人
561～600 (15)	37人	1人	1人	4人	43人	45人	1人	8人	5人	59人	27人
921～960 (24)	55人	2人	1人	5人	63人	66人	2人	11人	5人	84人	44人

※特例的に1学級の生徒数の標準を30人とした場合の算定例

収容定員 (学級数)	普通科					工業科					(参考) 中学校
	教員	養護教員	実習助手	事務職員	計	教員	養護教員	実習助手	事務職員	計	計
61～90 (3)	7人	1人	－	1人	9人	10人	1人	3人	1人	15人	11人

加配定数

学校が個々に抱える問題解決等のために、基礎定数とは別に特例的に定数を加算。

○ 指導方法工夫改善（少人数指導）	1,066人
○ 通級による指導【H30(2018)創設】	301人
○ 生徒支援（学習指導・生徒指導・進路指導等）	1,191人
○ 普通科における職業系類型コースや多様な教科・科目開設	1,083人
○ 研修等定数、養護教諭、離島	2,524人

3. これまでの改善経緯

区 分	第1次 S37～41	第2次 半数県 S42～46 半数県 S44～48	第3次 S49～53	第4次 S55～H3	第5次 H5～12	第6次 H13～17
内 容	学級編制及び教職員 定数の標準の明定	4 5 人学級の実施等	小規模校・通信制課 程の改善等	習熟度別学級編制等	全日制の普通科等 4 0 人学級の実施及び 多様な教科・科目の開 設等	少人数による授業等, 特色ある高校への加配, 教頭・養護教諭の複数 配置の拡充等
改 善 増	11,573人	16,216人	7,116人	10,238人	23,700人	7,008人
自然増減	39,089人	△15,245人	15,738人	32,114人	△37,500人	△23,200人
差 引 計	50,662人	971人	22,854人	42,352人	△13,800人	△16,192人
学級編制の標準	5 0 人	4 5 人			4 0 人	

4. 公立高等学校の教職員の給与負担

- 公立高等学校の教職員給与費は原則設置者（都道府県又は市町村）負担。
- 国の特定財源による補助・負担金はなく、全額地方の一般財源により支出されている（地方交付税あり）。

〔地方交付税交付金は、教育費を含めた各地方団体毎の標準的な行政経費と、当該団体の標準的な税収入の一定割合を比べ、が地方団体の標準的な税収入の一定割合に満たない場合に、その差額を措置するものであり、国は交付に当たって条件をつけたり、用途を制限できない。〕

高等学校等就学支援金等

令和5年度要求・要望額 4,144億円
(前年度予算額 4,142億円)

＜内訳＞ 高等学校等就学支援金交付金 4,114 億円
公立高等学校授業料不徴収交付金 0.1 億円
高等学校等就学支援金事務費交付金 30 億円



背景説明

- 家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。



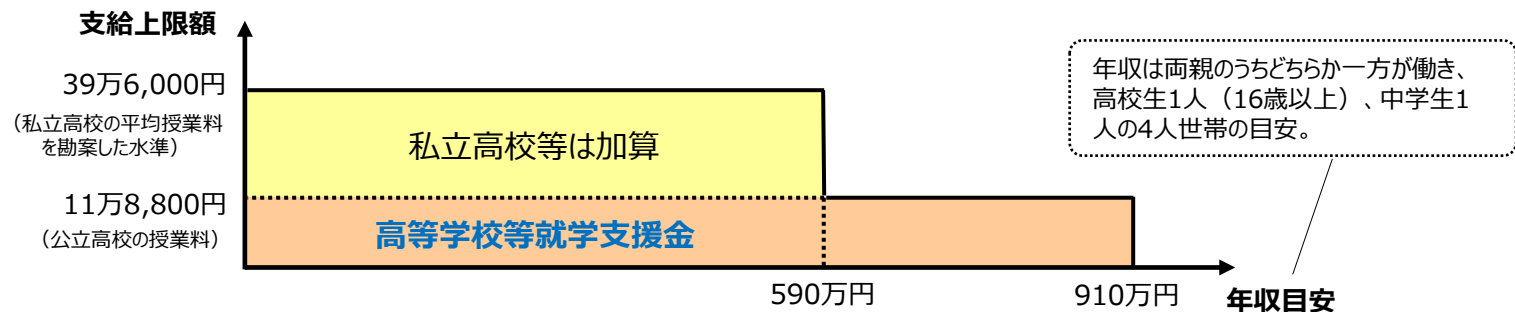
目的・目標

- 高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

事業内容

- ◆ 高校生等の授業料に充てるため、年収910万円未満の世帯の生徒等を対象に、高等学校等就学支援金を支給（設置者が代理受領）
- ◆ 令和5年度概算要求：家計急変世帯への支援の仕組みを創設

※やむを得ない理由により収入が著しく減少した場合に支援



- ※ 私立高校等の通信制課程に通う年収590万円未満世帯の支給上限額は 29万7,000円
- ※ 国公立の高等専門学校（1～3年）に通う年収590万円未満世帯の支給上限額は 23万4,600円

対象校種

高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校、海上技術学校

実施主体

公・私立高校等：都道府県
国立高校等：国

支援割合

国 10/10

高校生等奨学給付金（奨学のための給付金）

令和5年度要求・要望額 162億円
(前年度予算額 151億円)



背景説明

- 家庭の経済状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けることができるよう、家庭の教育費負担の軽減を図ることが喫緊の課題。



目的・目標

- 高等学校等の授業料以外の教育費に充てるために、高校生等奨学給付金を支給することで、家庭の教育費負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

事業内容

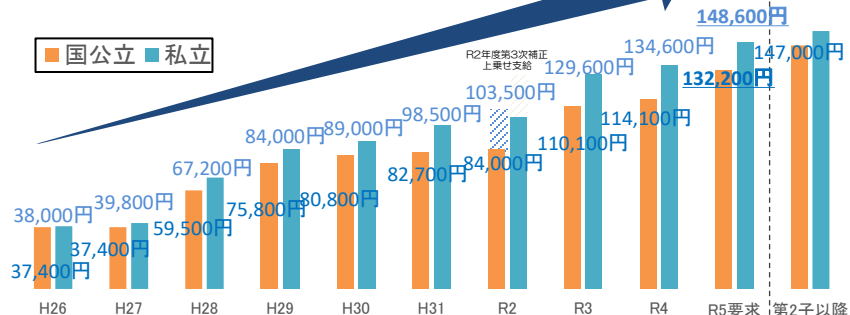
- ◆ 生活保護世帯・非課税世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等奨学給付金により支援を行う。
※ 家計急変世帯（新型コロナウイルス感染症の影響を含む）については、急変後の所得の見込により判定
※ 授業料以外の教育費とは、教科書費、教材費、学用品費、通学用品費、入学学用品費、教科外活動費、通信費など
- ◆ 令和5年度概算要求：非課税世帯 全日制等（第1子、第2子以降）、通信制・専攻科の給付額の増額

【令和5年度概算要求 給付額】

世帯区分	給付額（年額）	
	国公立	私立
生活保護受給世帯 全日制等・通信制	32,300円	52,600円
非課税世帯 全日制等（第1子）	114,100円 →132,200円（+18,100円）	134,600円 →148,600円（+14,000円）
非課税世帯 全日制等（第2子以降*）	143,700円 →147,000円（+3,300円）	152,000円 →155,800円（+3,800円）
非課税世帯 通信制・専攻科	50,500円 →53,800円（+3,300円）	52,100円 →55,900円（+3,800円）

※15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合

【「第1子」の給付額の推移】



対象校種

高等学校（専攻科含む）、中等教育学校（後期課程）
高等専門学校（1～3年）、専修学校（高等課程）等

実施主体

都道府県

補助対象経費

都道府県が行う高校生等奨学給付金事業に要する経費

補助割合

国 1/3
都道府県 2/3